

577
135



3

0007309-000

577-135

台湾統治と其功労者


橋本白水・著

南国出版協会

昭和5

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。



橋本白水著

臺灣統治と其功勞者

著者寄贈本

南國出版協會出版



斗南

敬古
稽今

斗南



温故知新



昭和五年晚春

讓山健題



へ灣臺が吾前年七もく畏



(本出版協會謹藏)

午日七十同際の啓行島本下殿宮政攝 日六十月四年二十正大
るあで姿英御の時當拜參御社神灣臺にかやごす御歩玉時九前

.....る た 爽 颯 姿 英
 代 時 長 官 事 參 府 督 總 灣 臺.....



(臺北三好德三郎翁秘藏)

の時當・で影撮念記の時るたれらせ朝歸てへ了を察視米歐暮年三十三治明
 るあて話直の督總塚石はまたつあでのもの的ンーダモの今ルイタスーユニ

影 近 の 督 總 灣 臺 塚 石



石塚總督の下新舊人物

交際局長
白石勢吉氏



內務局長
石黒英彦氏



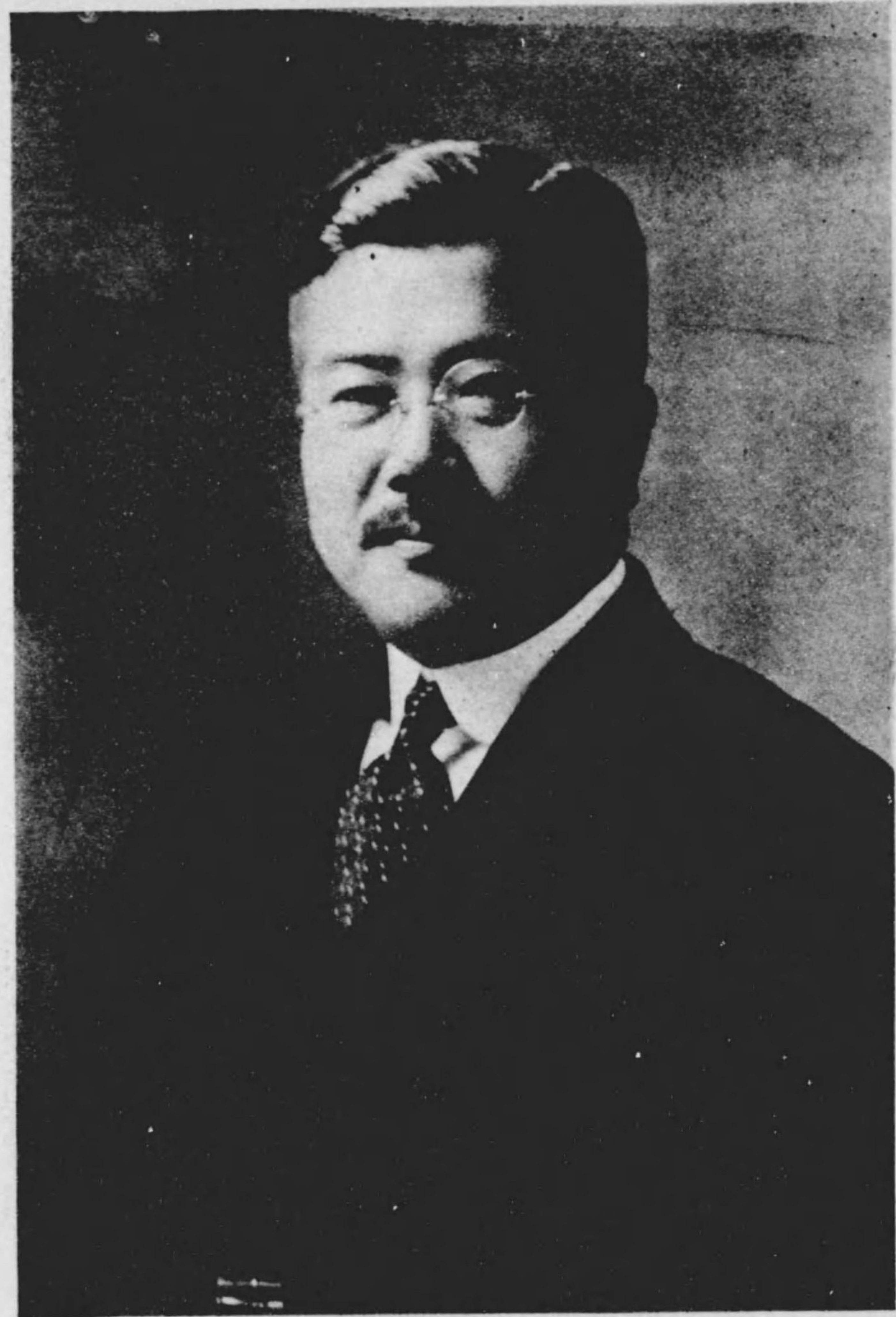
專賣局長
池田藏六氏

殖産局長
百濟文輔氏



文教局長
杉本良氏

總務長官



人見次郎氏

石塚總督幕下の新舊人物

高雄州知事 太田吾一氏



前臺南州知事 永山止米郎氏



新竹州知事 田端幸三郎氏



臺南州内務局長 内海忠司氏



臺北州知事 片山三郎氏

學界の權威と功勞者

醫學專門學校校長
堀内次雄博士



帝國農理大學部長
大島金太郎博士



臺北師範學校校長
志保田銈吉氏



帝國總長
幣原坦博士



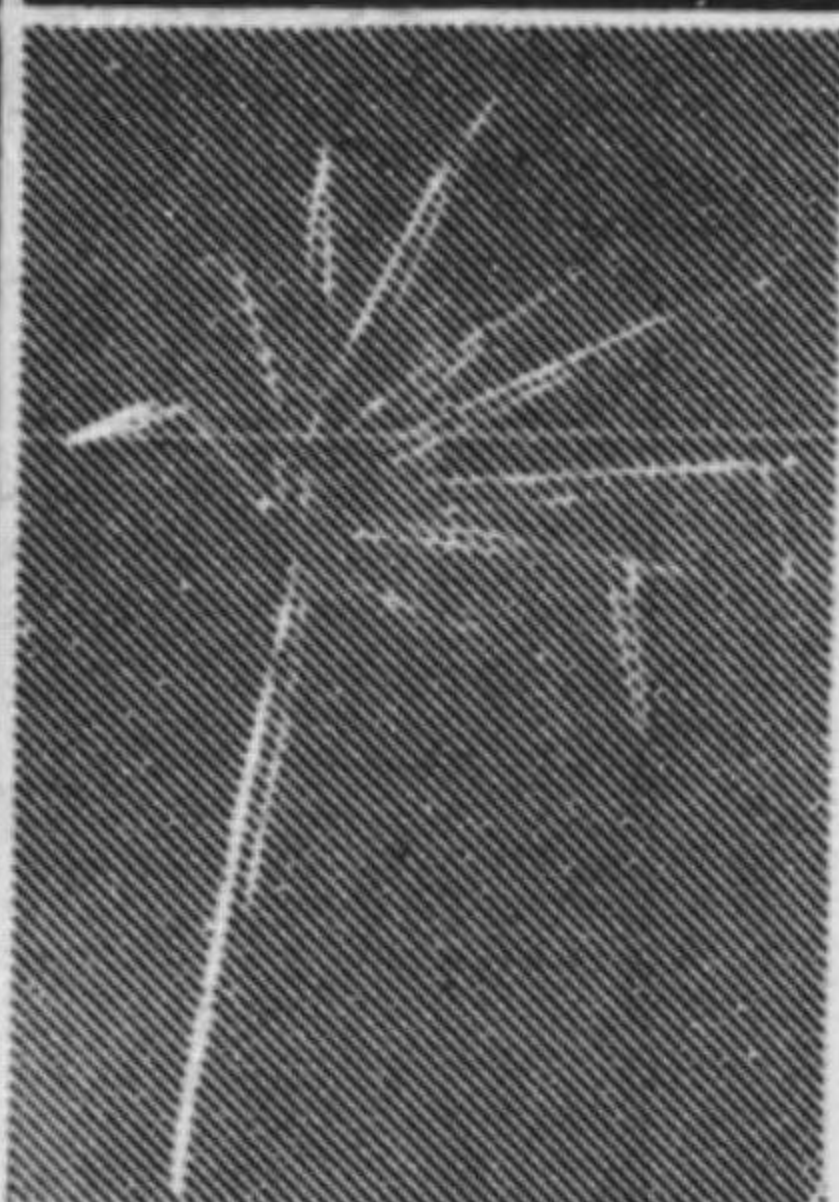
臺北高等商業學校校長
切田太郎氏

物人舊新の治政督練

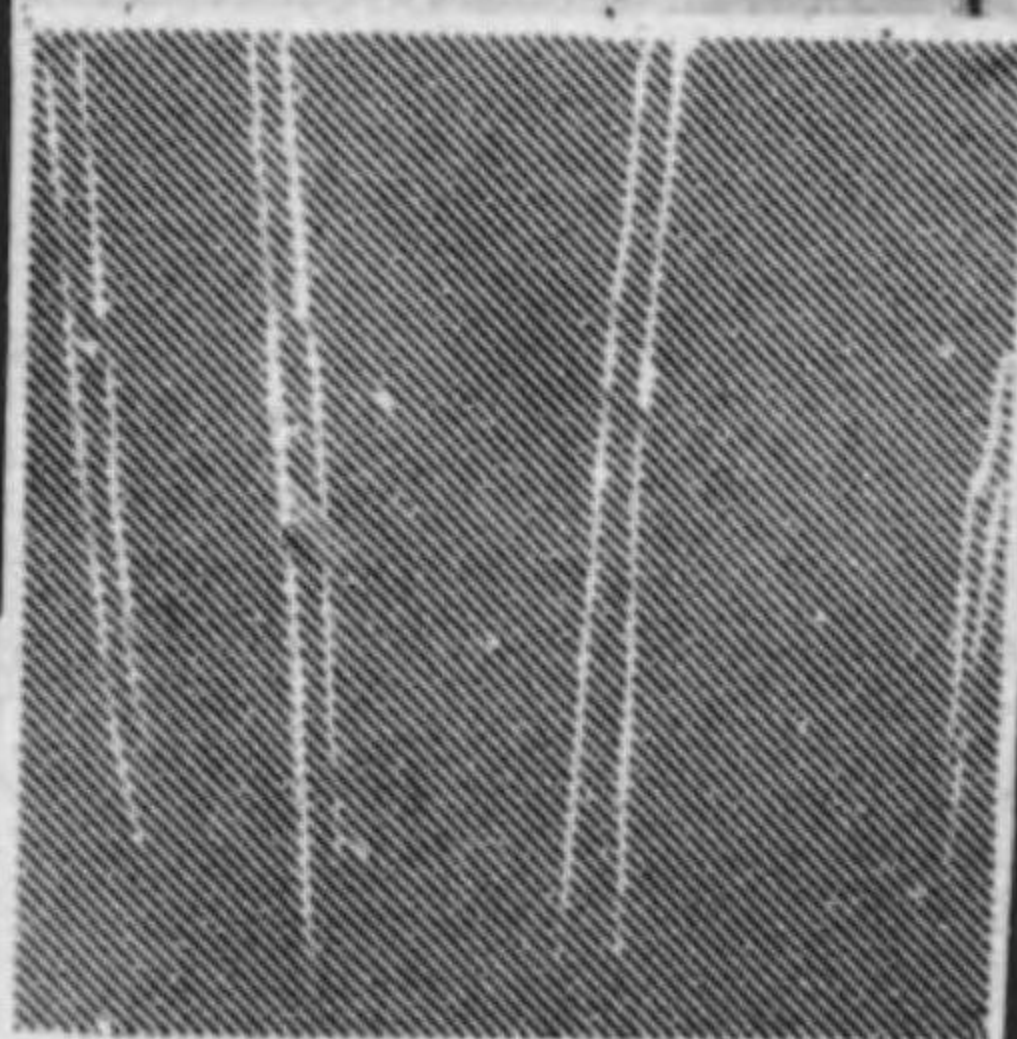
氏治昌井今 尹市雄高



氏平林内堀 尹市南臺



氏一仁和名 尹市中臺



事知州中臺
氏一幸越水



氏道守藤加 尹市隆基

物人舊新の下幕督總塚石

長廳港蓮花
氏助之松股猪



長廳東臺
氏一魯玉兒



警務局長
石井保氏



長部務警州雄高
氏廉直田福



長課務稅府
氏郎達田奥



長部務警州北臺
氏人秀橋高

者勞功の治統灣臺

の時當臺渡
氏郎三德好三



人山來苦茶
翁郎三德好三



渡臺滿三十年記念昭和四年五月撮影

者勞功の界業糖灣臺

長社糖製灣臺
氏道直智武



長社糖製治明
氏治半馬相



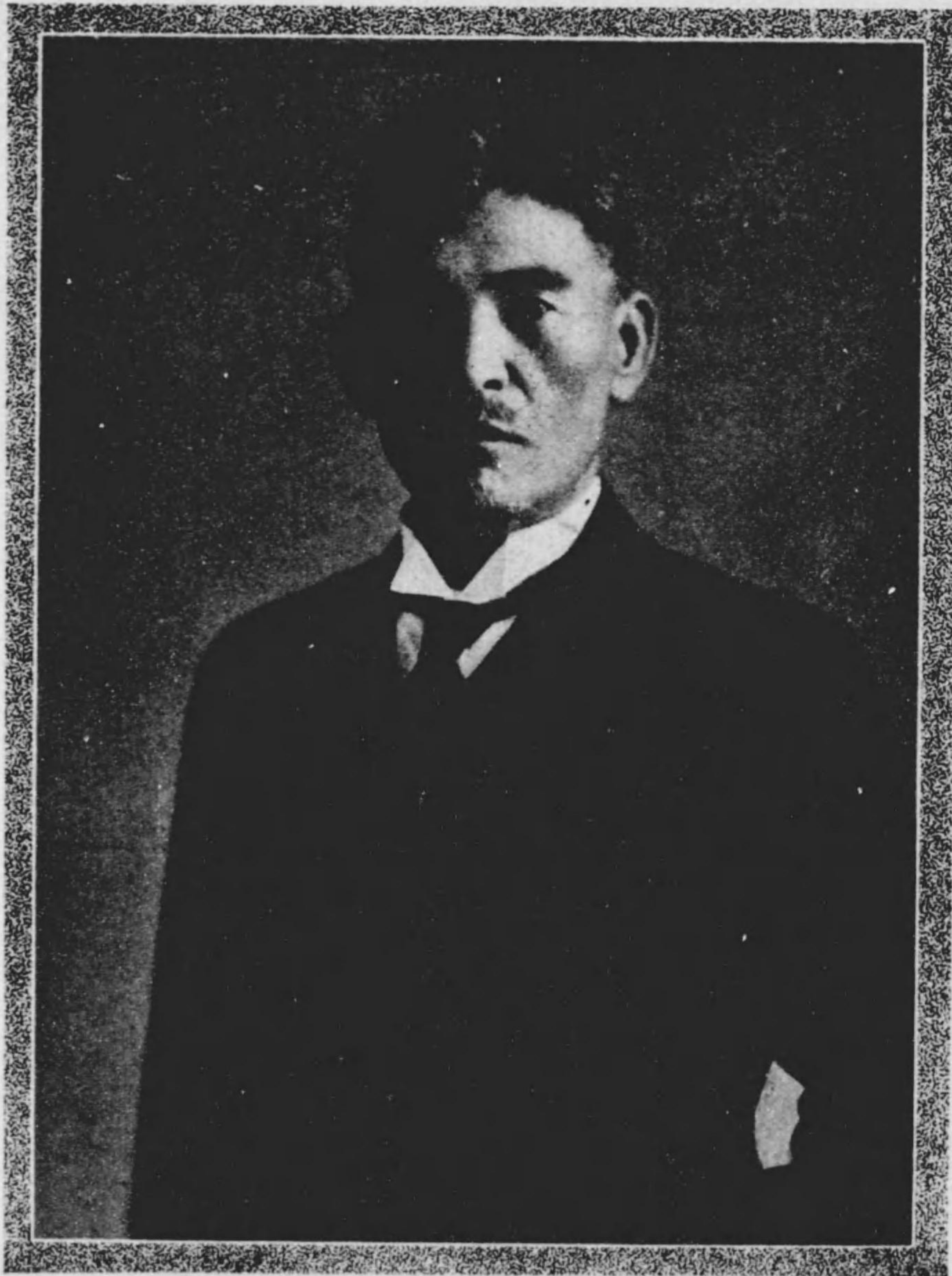
長社糖製本日大
氏太雷山藤



務專糖製灣臺
氏郎次寅山平

者勞功の治統島本

全島に於ける商工會長として大先輩の人である。空南の川原、臺中の小畑、臺北の木下と併び稱せられた高雄の開拓者で、三十年前より今日まで現在して居るのは氏一人のみであるといふ。



氏人千三賀古.....

者勞功の治統灣臺

勳三等 奉 顯 榮 翁



房一第家林
氏微熊林等四勳

臺 灣 統 治 功 勞 者

臺北 高橋猪之助氏



臺北實業會長

中辻喜次郎氏



臺北 近藤勝次郎氏



高雄 中村一造氏



臺 中
坂本素管 氏

本 島 統 治 功 勞 者

臺 灣 地 土 建 物 社 會 長 木 村 泰 治 氏



(下) 現在の木村氏



(上) 臺灣日日新報第一號より執筆せられたる人で、吾が臺灣に於ける言論界の大恩人であり大先輩である。
|| 其の時代の木村地天氏 ||

者勞功の治統灣臺

長社木松と社會力電のるさ目刮



氏郎一幹木松長社



社會力電灣臺



氏二德枝
氏毅忠保安
氏助之鐵卷荒

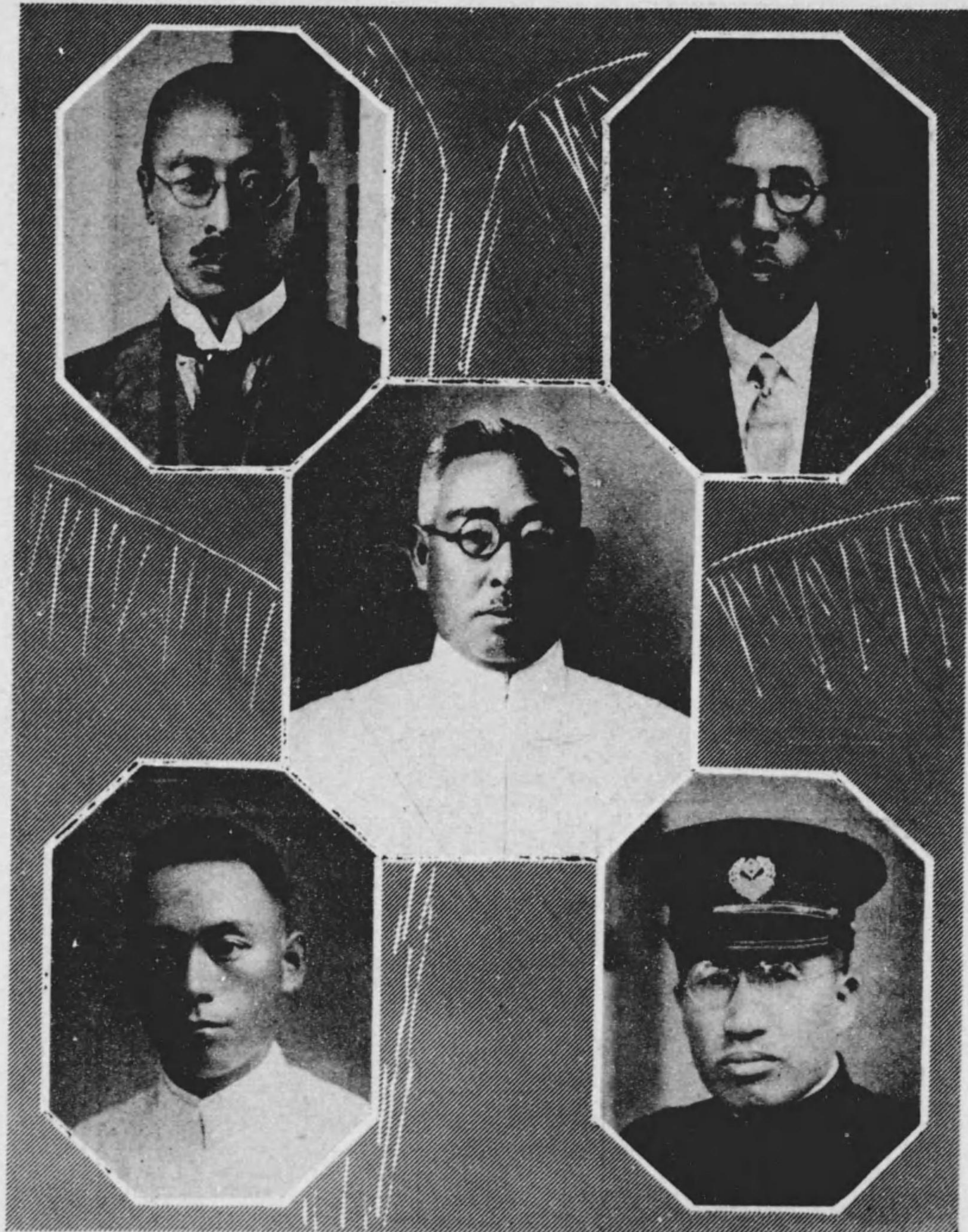
氏松三二田和
氏徹村河
氏郎治藤和

氏夫俊卷三
氏郎太信宮
氏久吉松小

人官舊新と治政督總

長課務學
氏隆道槻若

長課務工部道鐵
氏郎一勉口堀



長課務庶部道鐵
氏三二一田須

師技任勅部道鐵
氏郎三山小

長課林山府
氏吉鐵堀赤

物人堅'中の下幕督總塚石

逓信部長 三宅福馬氏



殖産局特産課長 中瀬拙夫氏



専賣局庶務課長 川村直岡氏



内務局地方課長 本間善庫氏



長課計會房官
氏耶四彦永澤

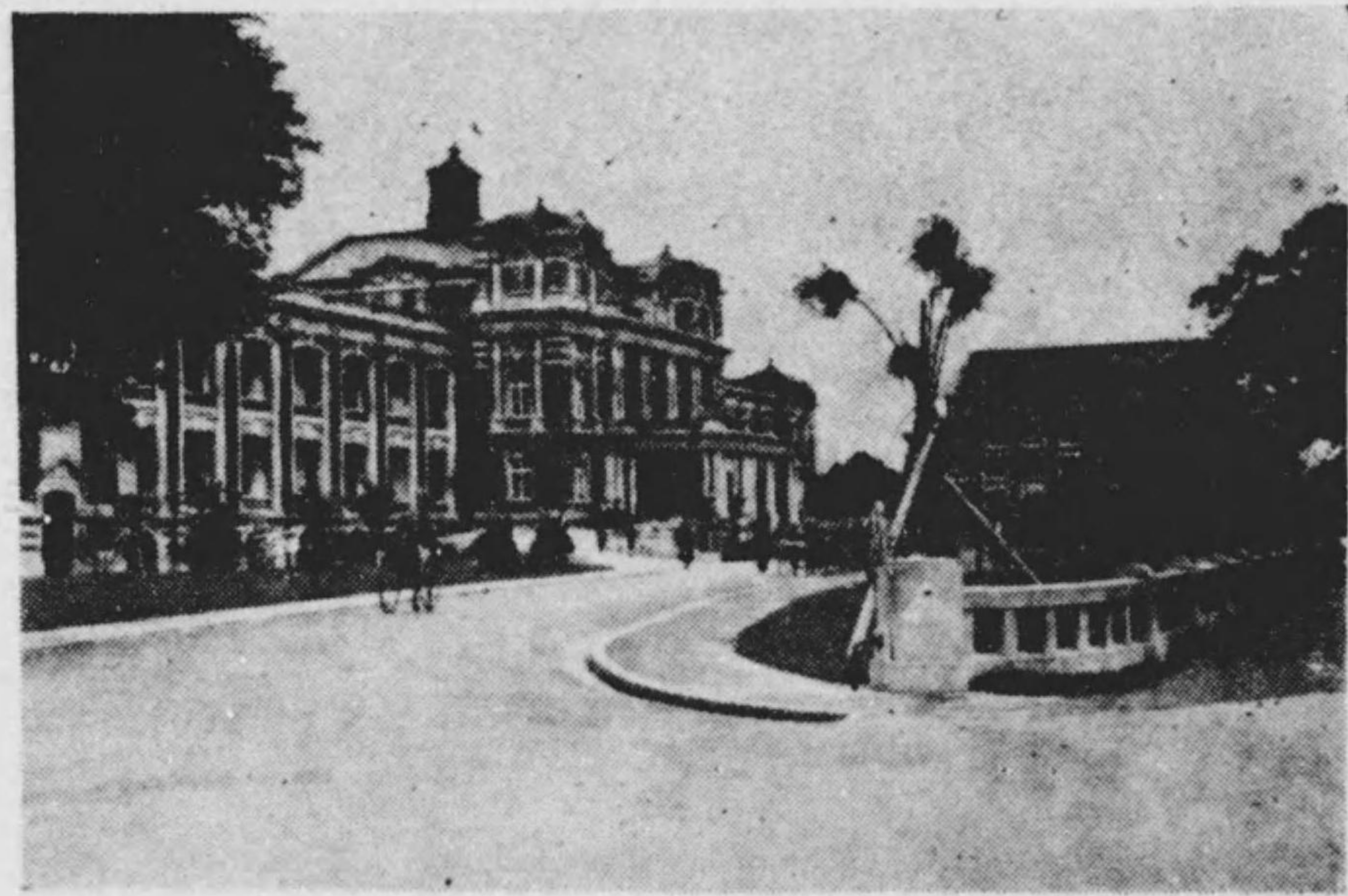
長課計會房官

氏耶四彦永澤

士博岡倉長院と院醫北臺るあ稱の一洋東



著者の教主 倉岡彦助氏



者 献 貢 の 治 統 島 本

氏 祥 熊 林 北 臺

氏 年 國 顔 隆 基

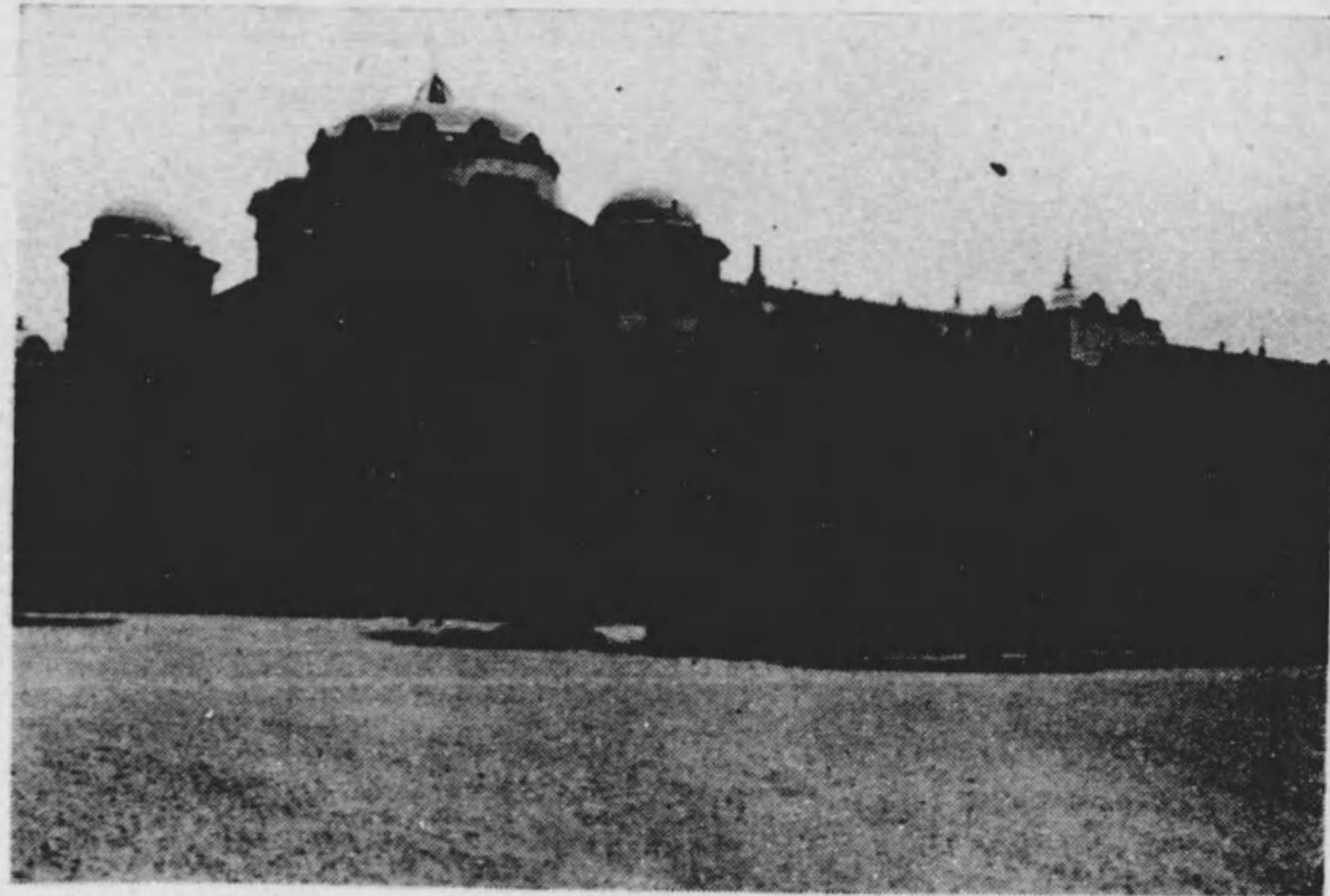


氏 峰 啓 陳 雄 高

氏 丙 許 北 臺

氏 貞 啓 陳 雄 高

(二其) 景 風 灣 臺



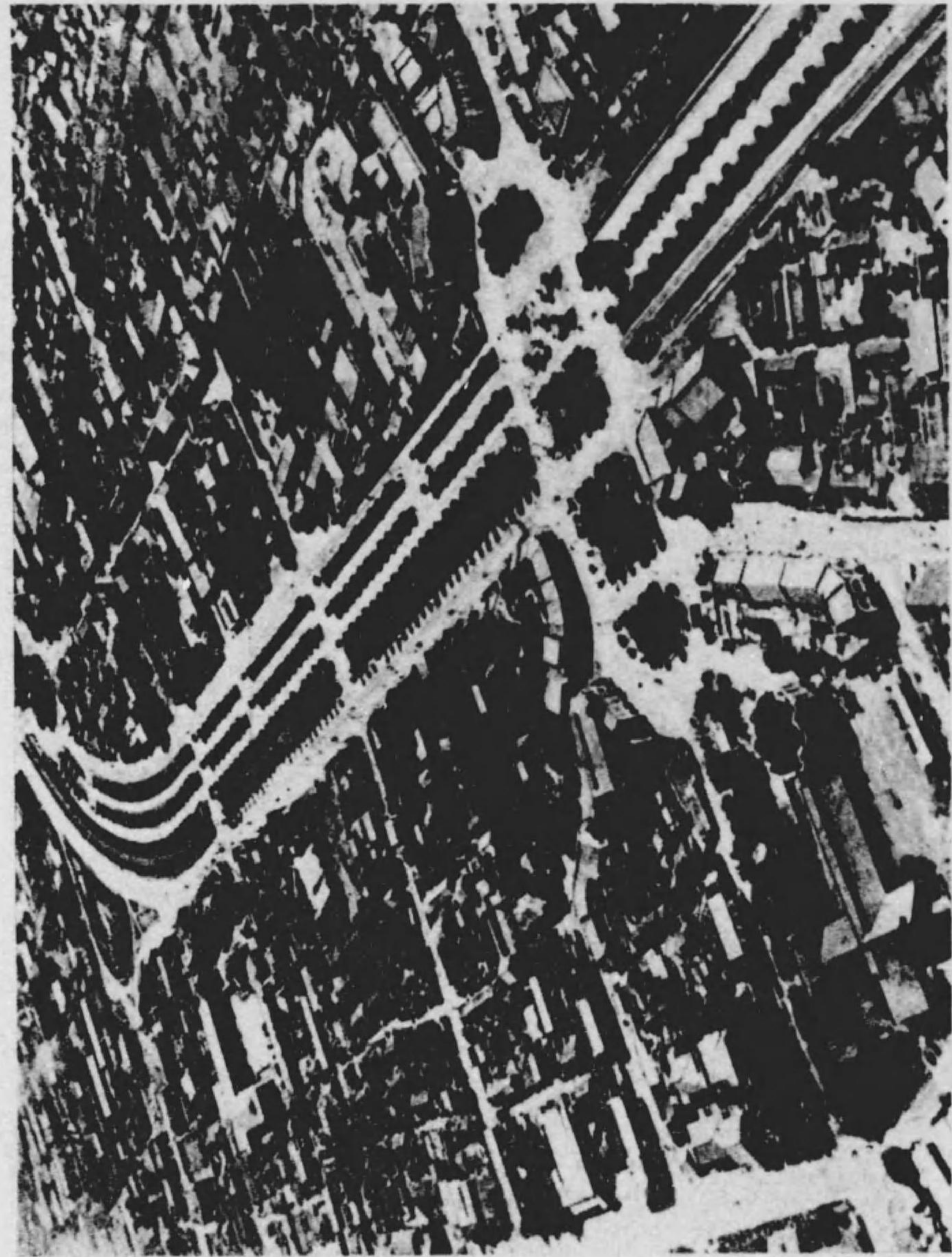
州 北 臺

◇ 町 通 市 北 臺 ◇



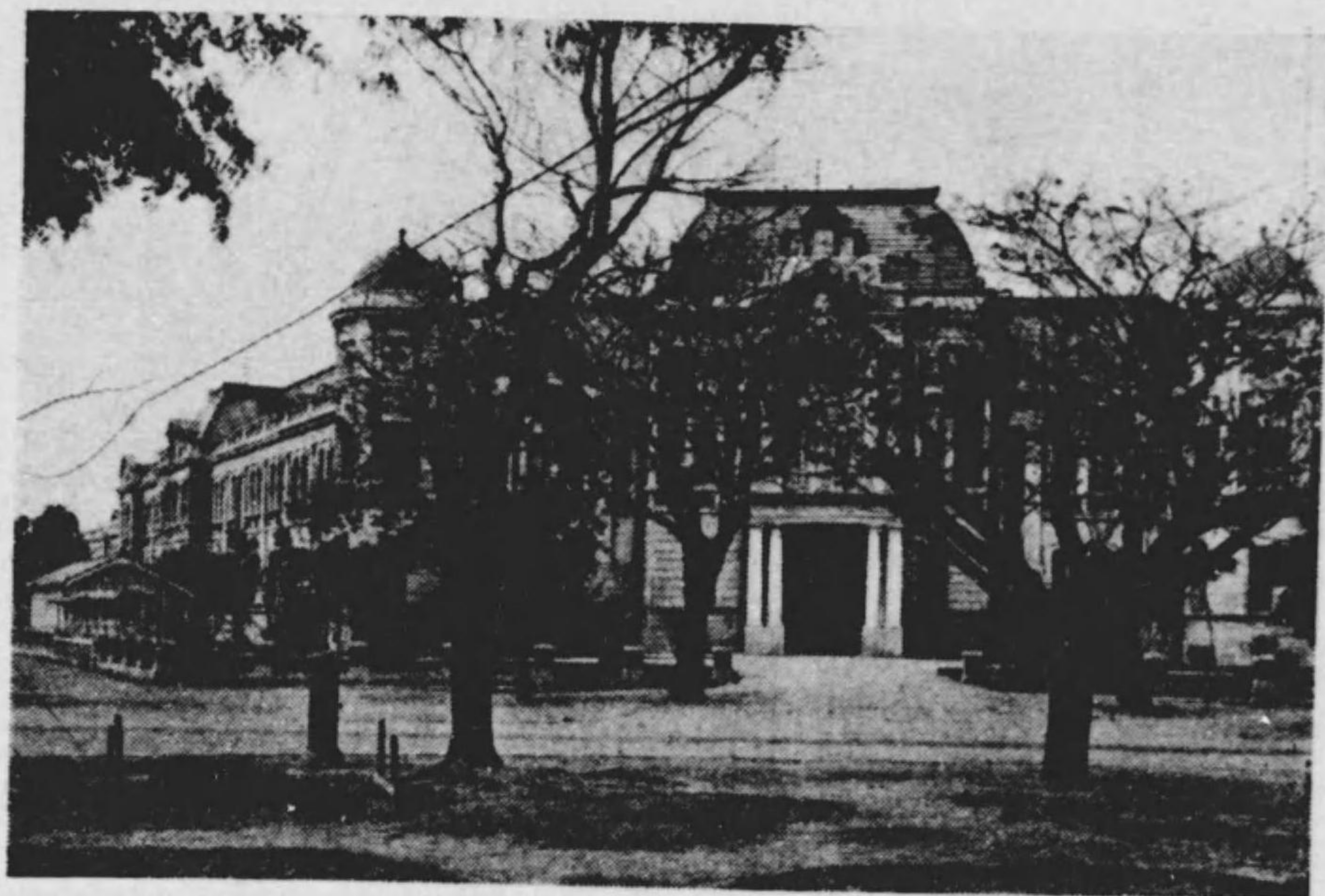
右てつ向。るあでり通場車停で口關玄の市北臺
るあで店支北臺産物井三は左薬製共三は物建の **明説**

島 都 臺 北 市 の 鳥 瞰

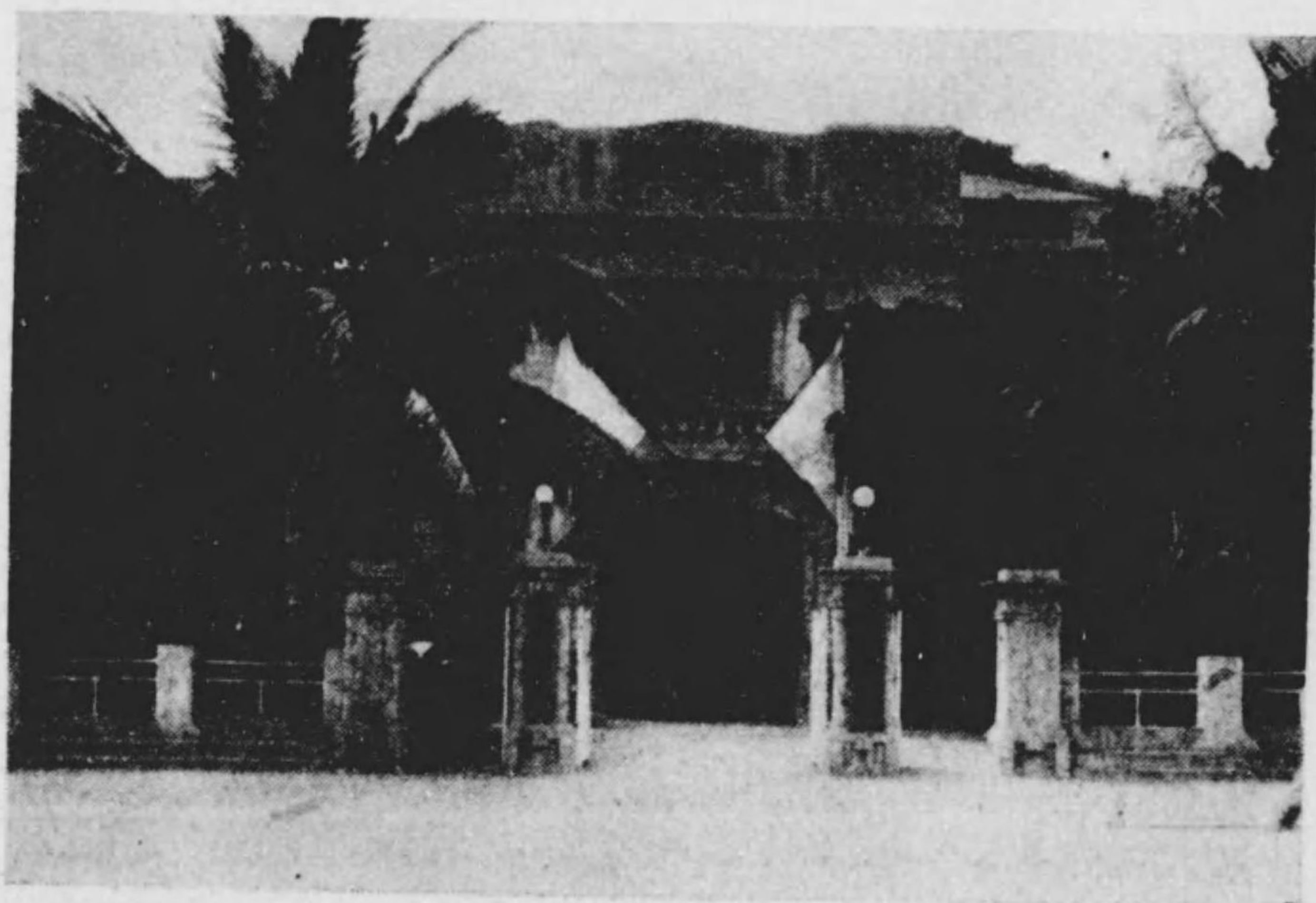


説明 美しき相思樹とガジマルの並木には光りがある。街行く人の衣
袂にはよるこびが跳る。點綴せる三線に分れたる道路は島都の首府
として有名なる三線道路である。中央に見ゆるは楢岡公園で、市の
センターをなして臺北市の盛り場である。

(四其) 景風灣臺



州南臺

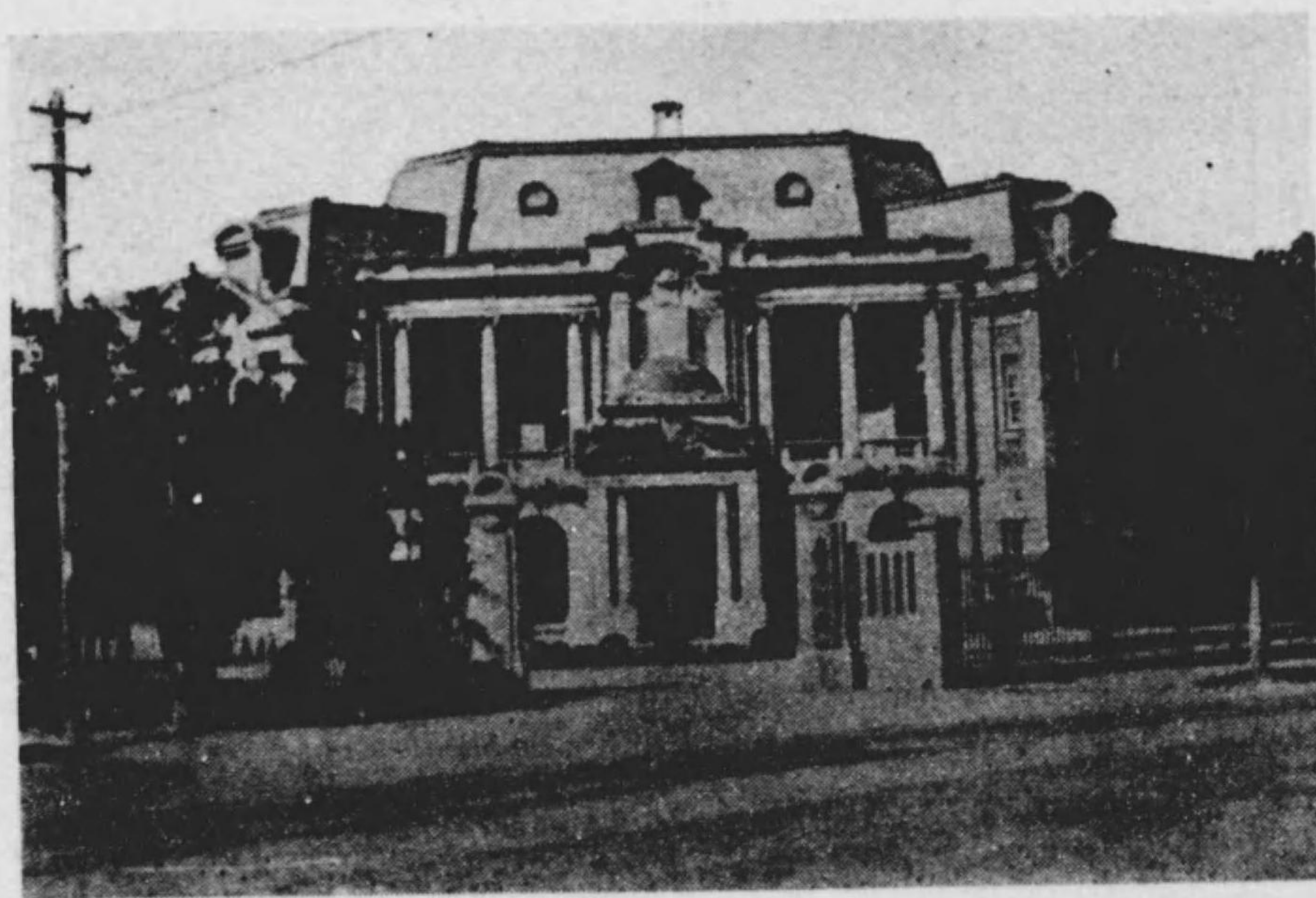


州雄高

(三其) 景風灣臺

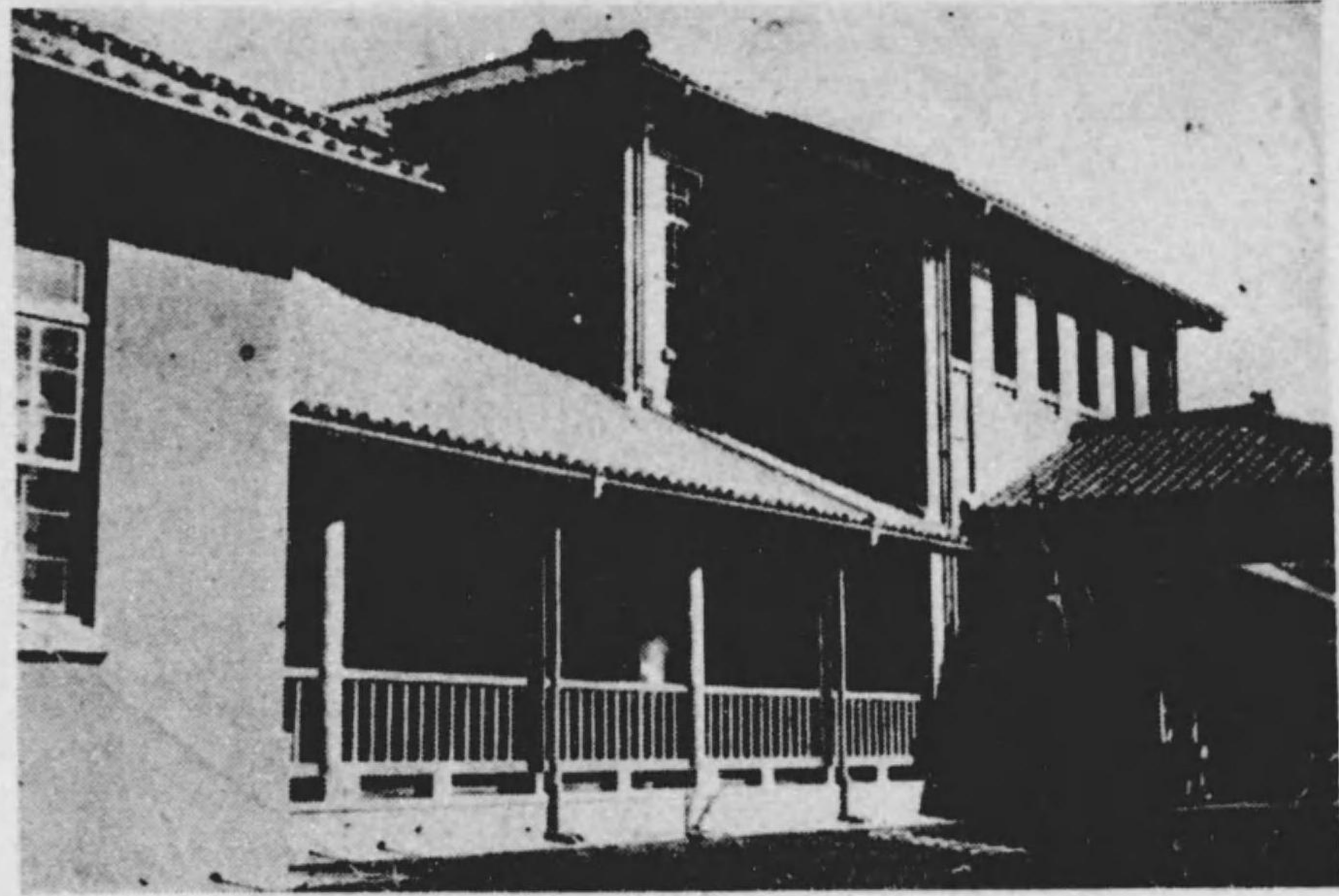


州竹新

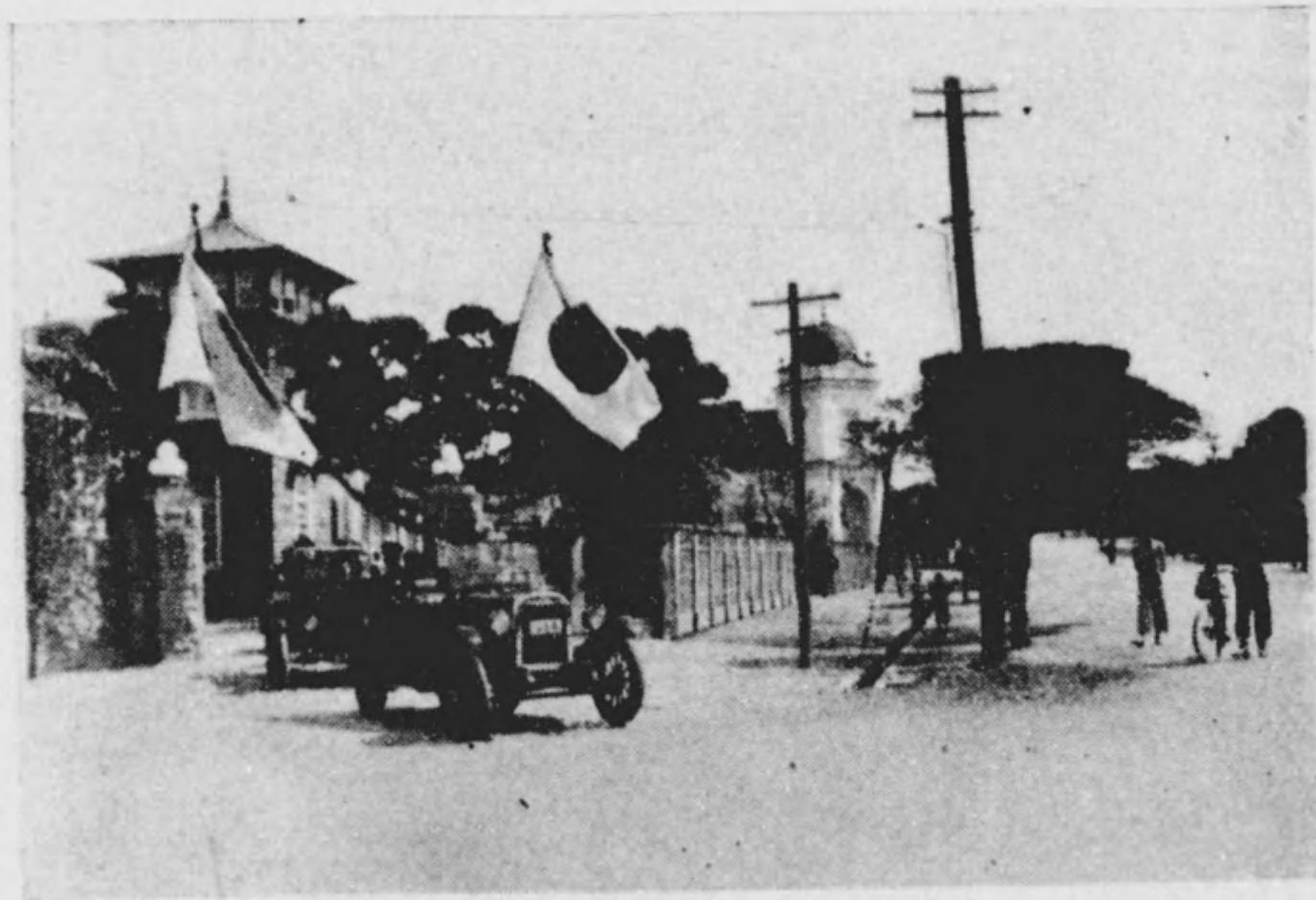


州中臺

(五其) 景風灣臺

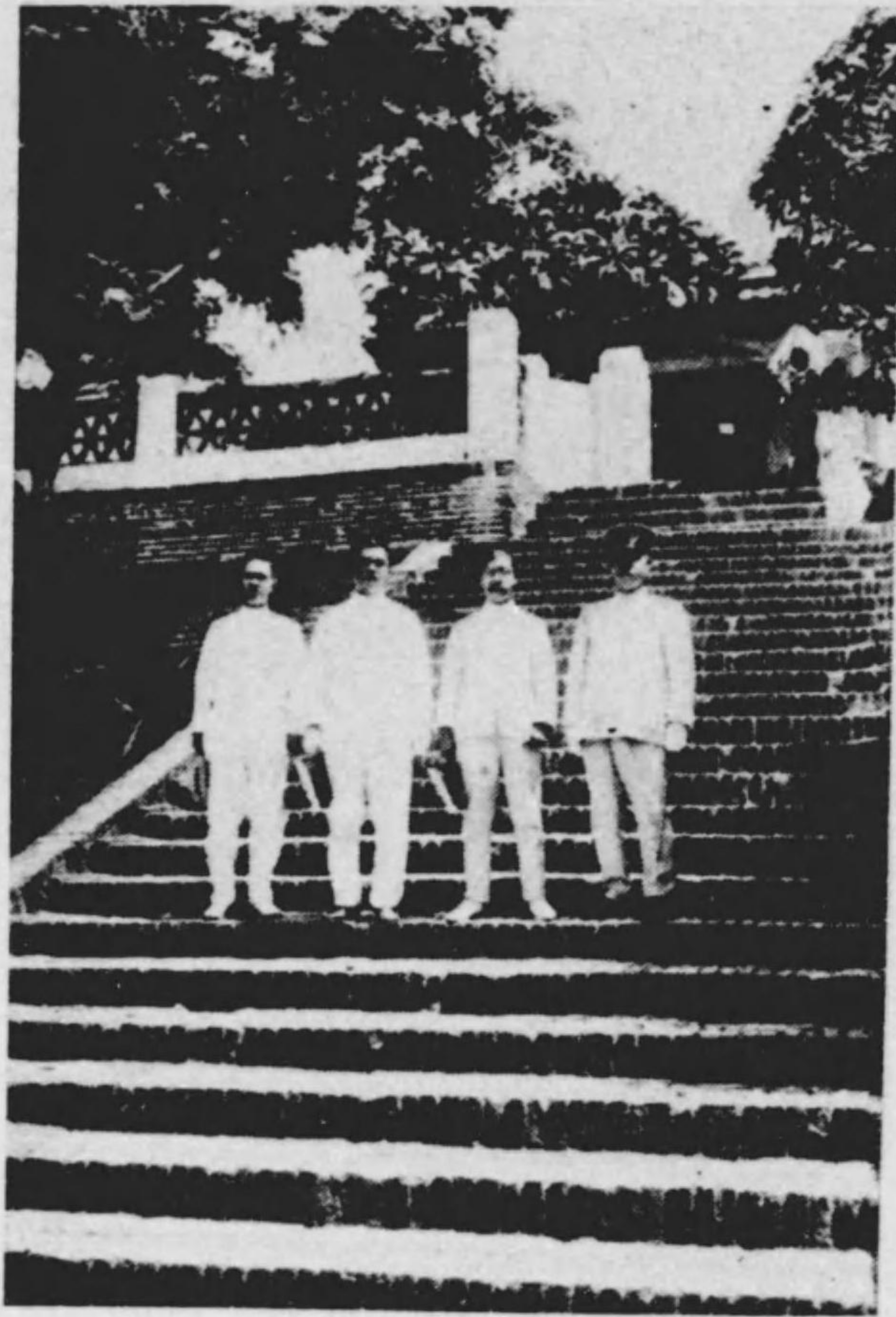


臺東廳



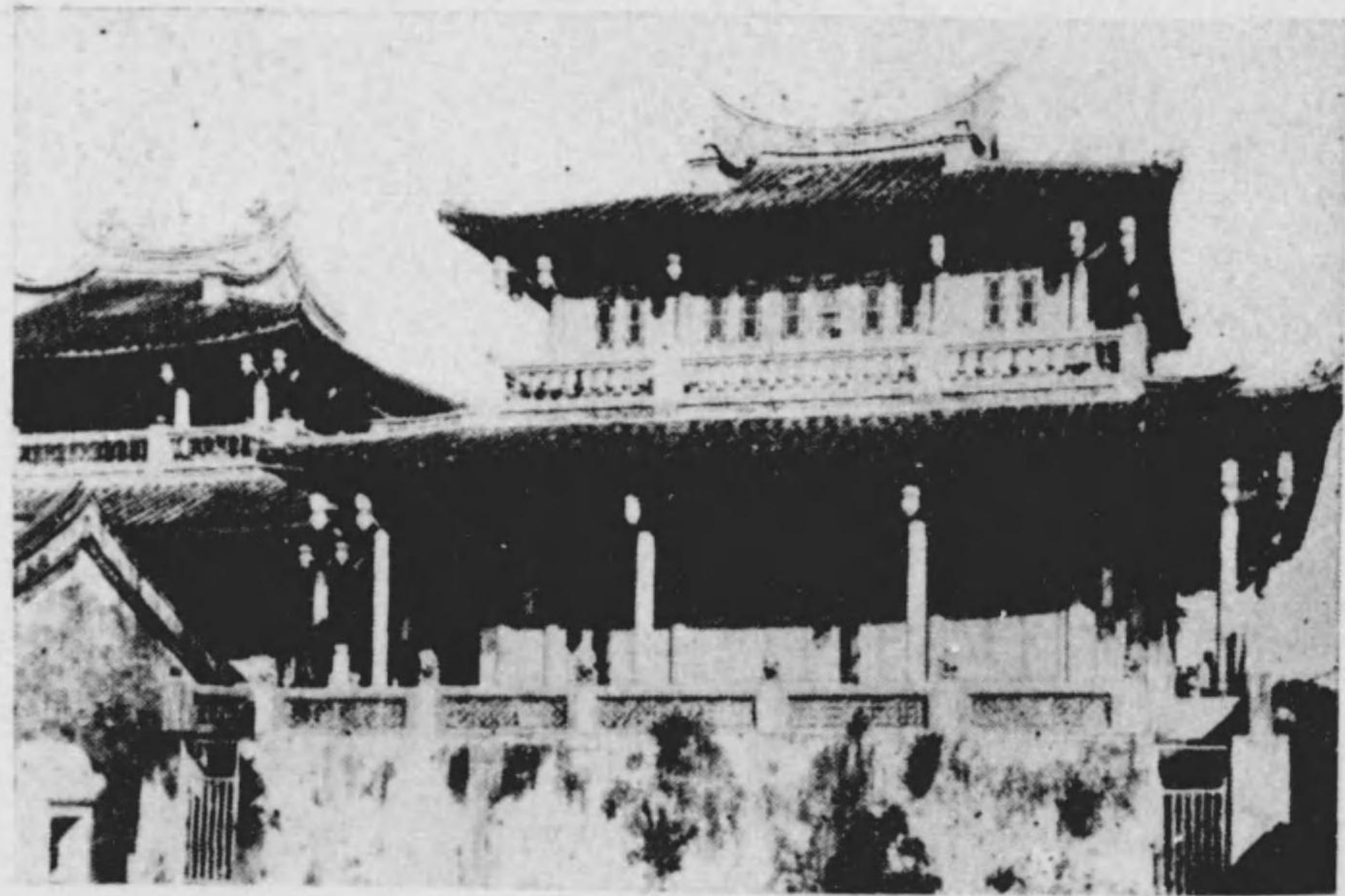
花蓮港廳

(六其) 景風灣臺



安平海國城

説明 和蘭人の築城に係るものでこれに要せる煉瓦の如きは遠くバタビヤより持ち來たるものであるといふ。左より著者、大谷祕書官、下條博士の諸氏である。



臺南赤崁城

者勞功の治統灣臺

基隆 近江時五郎氏



花蓮港 中村五九介氏



花蓮港 吉村佐平氏

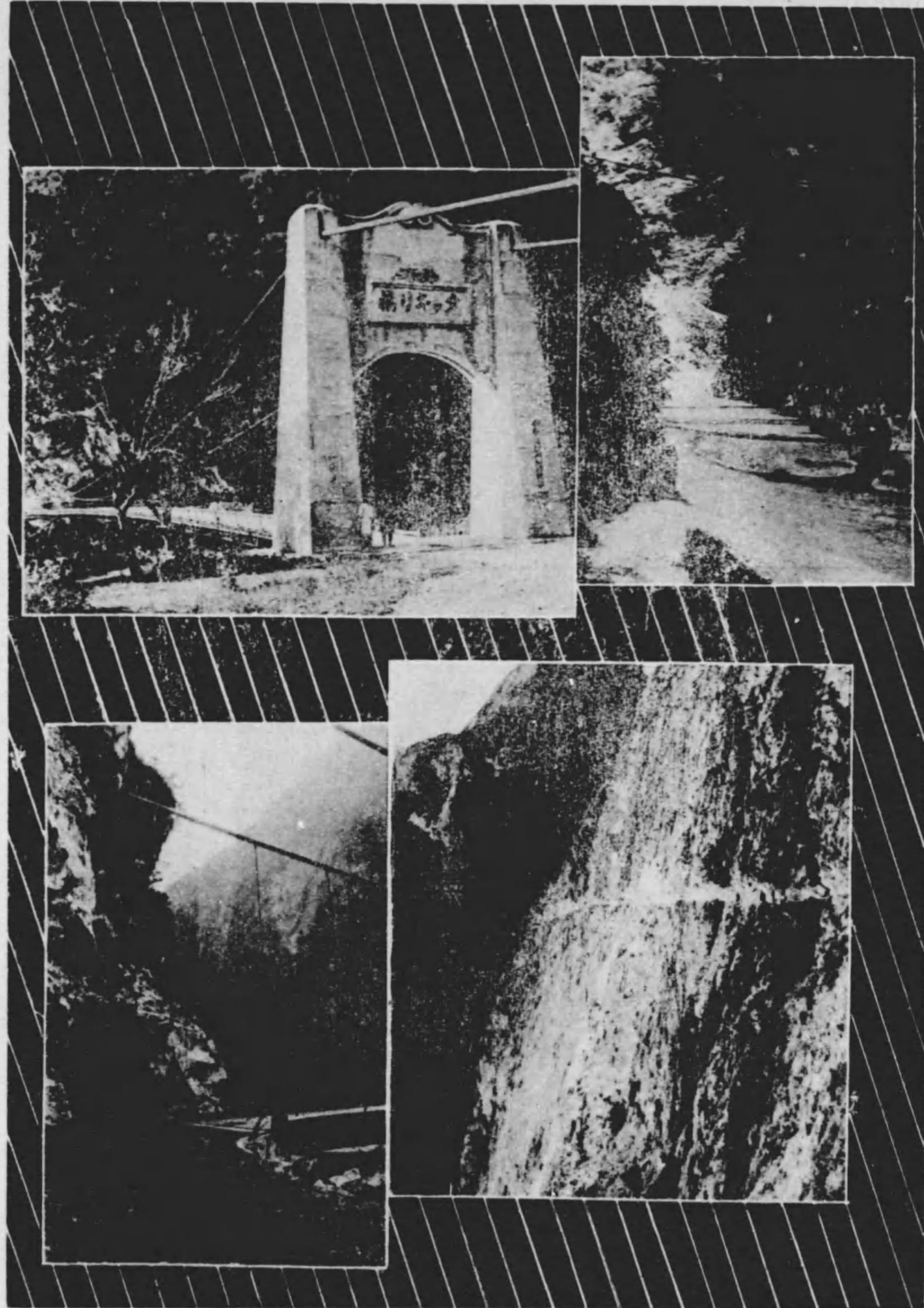


花蓮港 小川 浩氏



花蓮港 梅野清太氏

景風の溪リキツたるなうが金の億十四



が藏埋の金々愈、未結たれらせ査調を灣臺東が吾も同三が士博堀横威権の界斯
 近附溪リキツたる居てれら見さ帶地心中のそち即。たれさ定推さるあも億十四
 央中斷崖者著はるて立に崖断の尺千二峽コロタな名有は圖下右。るあで景風の
 。るあで行一者著ち即はるゆ見な影入るせ々點に徑小の條一

説明

者 献 貢 の 治 統 島 本

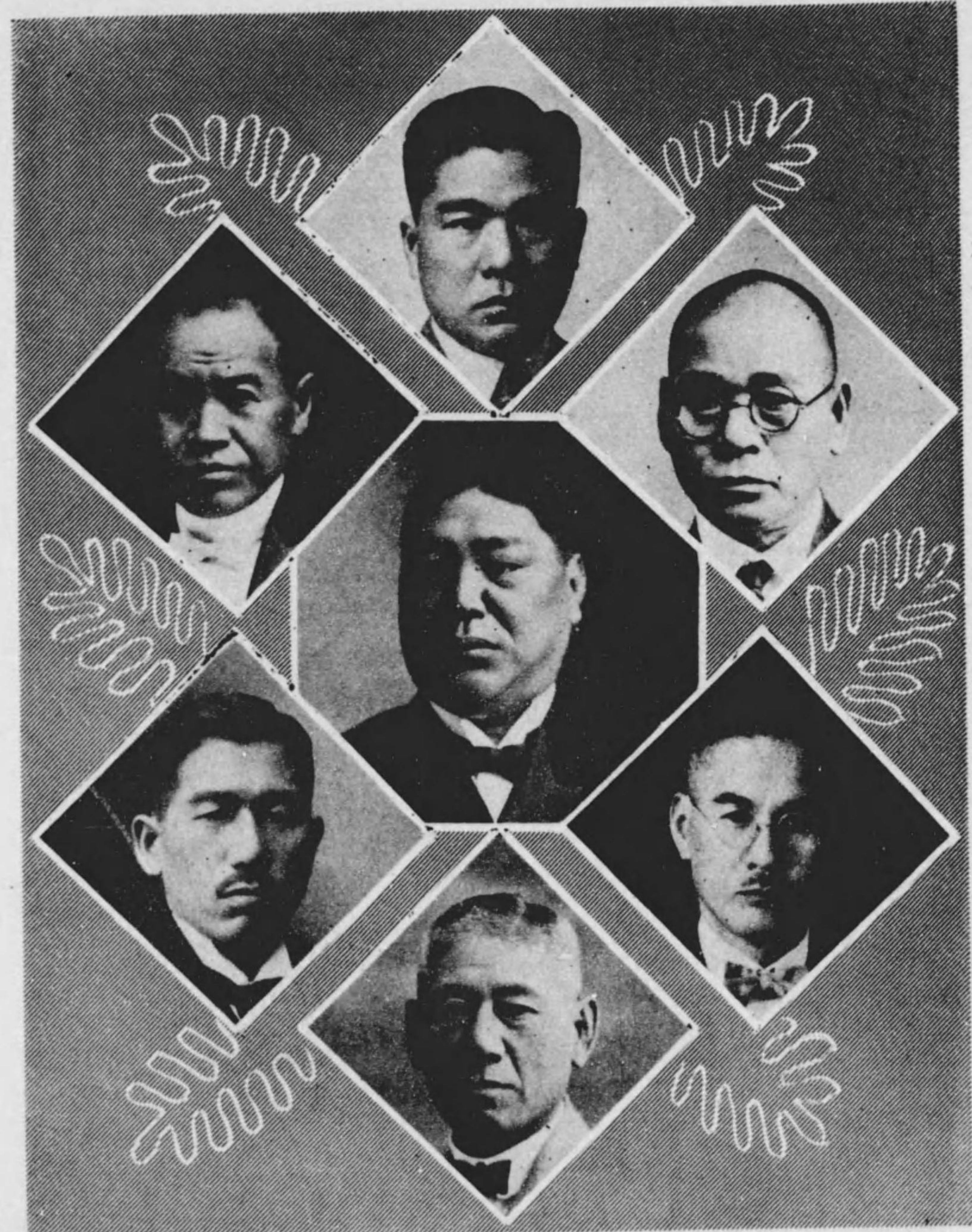
南 臺 蘭 宜 竹 新
 氏 綱 紀 木 々 佐 氏 治 德 藤 佐 氏 作 壽 木 鈴



北 臺 蘭 宜 雄 高
 氏 夫 茂 根 曾 氏 郎 太 由 木 行 氏 吉 傳 橋 高
 港 蓮 花 東 屏 北 臺
 氏 進 之 恒 藤 佐 氏 藏 發 邊 渡 氏 郎 次 謹 館 新

者 勞 功 の 治 統 灣 臺

翁 吉 倉 越 船 北 臺 (中)



氏 吉 今 岡 北 臺 (上) 氏 郎 筋 原 江 北 臺 (上) 氏 一 與 坪 大 雄 高 (上)
 氏 郎 太 崎 田 砂 蘭 宜 (下) 氏 郎 次 定 道 今 北 臺 (下) 氏 郎 三 醇 江 藤 北 臺 (下)

著者の故西崎洲君



山崎病院長
醫學博士
山崎 莚氏



大栗病院長
醫學士
大栗 殿氏

著者と洲



(大正五年四月撮影)

向て後列右端は著者前中列中央は洲故西崎太郎君

臺灣の舊警察官(一)



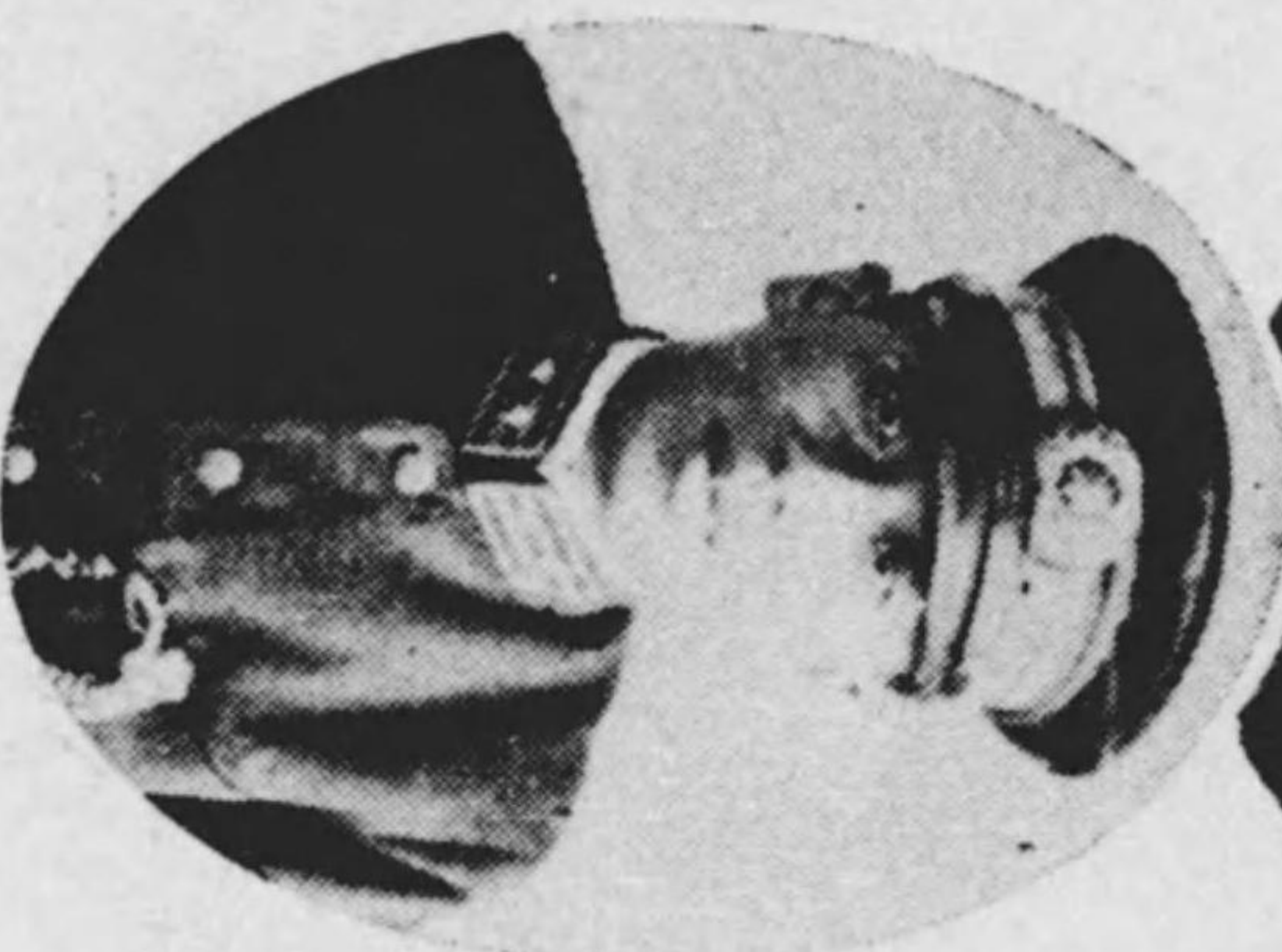
臺南州警務部長
尾佐竹 堅



臺南州警務課長
土居 美水



臺中州警務部長
猪俣 一郎



新竹州警務課長
坂口不二男



新竹州警務部長
石川 定俊



澎湖廳警務課長
道山 保

御沙汰書

皇上臺灣ニ巡幸センコトヲ思ハセラルルモ未タ果シタマ
ハス 今回予此ニ來リテ誠意アル歓迎ヲ受クルハ満足スル
所ナリ 予親シク斯地ノ多數官民ニ接見シ 地方ノ狀況ヲ
視察シテ行政 司法 教育 産業 交通 衛生等ノ成績並
ニ國防ノ充實昭著ナルハ 既往官民ノ和衷協力ニ出ツルモ
ノ多キヲ知り 心深ク之ヲ喜フ 將來益々相和協シテ 共
ニ文化ノ發達 民生ノ安定ヲ圖リ 遠邇均シク康福ヲ享ケ
以テ 皇上仁愛ノ盛意ニ副ハンコトヲ望ム

序

友人白水君、筆を載せて臺灣に在ること正に二十年、この間君の著に成れる臺灣統治に貢献せる文献は、その數十餘種に及ぶ。蓋し君の如きは眞に文章報國の任に幸かざるの操觚者といふべし。

予は、君を識ること久し。回顧すれば大正五年の春、花蓮港に於て始めて君の人物を知れり。爾來十數年の間、君の健筆に接す。君が二十年間終始一日の如く、經國の大業に従事し、傍ら東臺灣開拓問題の爲めに率先して研究會を組織し大いにこれを世に發表し、以て政府施設の勘考案配に資するに共に、内外事業家の爲めに裨益せること擧げて數ふべからず。

更らに君に誇るべきは、臺灣全土に其の足跡を印せざるなきの一事なり。宜なる哉。君の知己全島に多き、又決して偶然にあらざるなり。

今回君は「臺灣統治と其功勞者」を著はして、具さに臺灣の過去を説き

現在を詳述してその實相を世に公けにせんぞ聞く。予は君の天職に忠なる病後を厭はずして、筆硯の下に吾れ死なんの勇を嘆賞せずんばあるべからず。

殊に予の如き、多年臺灣領有の初期に於て、親しく實狀を知るものこそしては、この著誠に好伴侶たるを失はず。

君の文を行るや、藻葩婉約、章句麗逸、頗る妙を極む。輒ちその達文は現代流の新奇を尙はず、飽くまで、東洋文華の生粹を以てす。而も意を強ふするものは、采訪跋涉、觀風訪俗、攷據精明、省斷評隲、么を窮め、微を穿ち、大衆をして卷を倦ましめざるものあり。予が本著の世に上梓せらるゝの日を樂みて、序文の求めに應ずる所以、豈に故なからん哉。

昭和五年六月上浣

東京 原 修 次 郎

健康人以上た

病床半歳、死生の間を去來した橋本白水君、退院後尙ほ半病人の苦惱を以てしながら得意の健筆をやり、また、く間にして「臺灣統治と其功勞者」の一書を作す。吾等友人はその倫を絶せる努力に驚いた。而も其實、君のペンとの間には病苦の如き全然問題とならないのだ。君は臺灣操觚界稀れに見る蒲柳の質でありながら、その足跡もその存在も案外大きく且つ明瞭だ。客あれば必ずや、臺灣統治の是非を論じ、批判して止まざる所にも君の存在理由がある。この一書の如きもそこに根ざせるものある所産といひ得る。君の臺灣統治論は常に大局高所にその著眼點を置いてゐる。君は歴代の總督に知遇を得、多くの官民有力者と相善く、特に君の所謂臺灣統治功勞者には甚しく知己が多い。即ちこの種の著を作するもの君を以て

最も適材とする所以であり、同時に又たこの書が濫著粗篇と大いにその撰を異にする所以でもある。

君が苦心の作なるこの一書も愈よ街頭に送らるゝの日が近づいて來た。君は最近その南門の寓居に於ける書齋に面した庭前を改造し、病軀、外に出で得ざる鬱を一樹のたゞずまひ、一石の姿に醫しつゝ、朗かなる心もて靜かに今を愴だしき世相に見入つてゐる。それはやがて次ぎのスタートへの準備でもあらう。肉體的には恵まれぬ君も操觚人として人並以上に恵まれてゐる。それは君の天稟にある。一たび筆を持てば健康人に百倍する馬力が出る所にある。この著を讀む者唯れかそれを否定し得やう。

昭和五年初夏

本書の價值

橋本白水君、病餘一筆を呵して「臺灣統治と其功勞者」をものした。巷間之を傳へ「甘いものを書く、これで蟻が付かなきゃ、うそだ、ごこまでも不景氣知らずの男だ」と、蟻は「有」である、金の出来ることを意味したは云ふまでもない。然し此有意ある本、を書いた橋本君に對して、お節介屋もある。が之のみは、臺灣操觚界多士儕々なり。雖、君以外に之を能くするものを求めて甚だしいことを何とする。此處に、橋本白水でなくば出來ぬ獨特の畑がある。この畑を耕すまでには、人知れぬ努力と苦心とが拂はれて居るのである。

橋本君は能く「人」を識つてゐる。而かも其人たるや、上は大臣、總督より、下は市井の商估に至るまで、深い交際を持つて居る。而して凡て之れ

表からも裏からも出入御免の特權を附與されてゐる親類仲ばかりである。それが又、久しい時代を通じた古馴染と來てゐるから驚く。君は之等と談笑の間、其個々に對して、深い理解と同情と、明敏な探偵眼的觀察とにより、平常絶えず、研究し、調査し、以て其性行を極め、得難い多くの「ごくだね」を腦中に貯藏して居る。此用意周到な努力が君の専門となり、獨特の畑を作つたものである。即ち此の本、を書くにも、莫大な「もごで」がかつてゐることが判らう。世上、君の好景氣な近來に對して羨んでも眞似の出來ぬ所以である。以て本書の價值非凡なるを知るべきである。

昭和五年初夏

序 言

臺灣の山水はいふ、興亡三百年の歴史の跡を見よと。臺灣の山水は叫ぶ、彼の山、此の水、悉く血戰奮闘の跡なりぞかしと。和蘭の海國城、西班牙のサンチャゴ址、共に優先的文明を偲ぶに足るものありと雖、今や城址草茫々と茂り、蟲聲切々と當年の悲みを語る。遊子若しこの古砦に立つて、斷礎を撫し敗瓦を拾ふ、如何に感慨多しとするぞ。

此の興亡三百年の臺灣を觀すれば、未だ曾て今日の如き、平寧和樂の昭代に浴せしことなし。是れ無心の山水すら、興亡三百年の歴史を見よと叫ぶ所以ならずや。

方今臺灣の文物と事業は、我が聖代に至つて、始めて千古の盛觀を示せり。過去僅かに三十有餘年にして、舊臺灣を横絶し、文化燦然として煥發したること、正に萬古を空ふせり。然して此の文明の跡を討ねんとせば、その時代と人物とを載せて俎上に置かずんばあらず。

惟ふに臺灣の文献、汗牛充棟も雷ならずと雖、其の多くは皮相模索にして、眞髓を穿つもの極めて尠なし。即ち本島統治の功績を語るもの、兒玉總督にあらずんば、後藤長官を以てす。然る

に當時の參事官長として兒玉總督の幕賓たる石塚氏の事蹟を説きたるもの殆んど絶無なり。本著は未だ臺灣の文献に現れざる石塚氏の「臺灣に關する意見」なるものを主材として記述し、更らに英國人カークウド問題を叙し、永く本島歴史の資料たらしめんとせり。而して民人の多年本島にありて統治上功勞あるものをエツセンスして之を録し、共に溫故知新の材たらしめんと欲す。則ち本著發刊の理由叙上の如し、只惜しむらくは著者の病筆活氣なく、加之、輕妙の筆致、行文富麗の才に乏しきを憾む。されど、若し夫れ本書をして、幸ひ五百金の馬骨たるを得んか、既に著者の志や達せりといふべし。豈に是れ尊大以て此舉に出せん哉。序の終りに當りて全島官民より絶大深厚なる後援を蒙りたるを、謹で感謝の微意を捧ぐ。

昭和五年五月下院

臺北南門の寓居にて

橋 本 白 水

凡 例

- 一、本島第二編「各般の施設經營」の各面に分ちたる統計は昭和三年末現在を採録し、人口は昭和四年末現在の統計を登載せり。
- 一、本書人物列傳民間の部は主として三十年以上臺灣にあつて統治上、社會上、公共事業に功勞顯著なるもの、若しくは本島の事業界に盡瘁して總督統治に貢献せるものをセレクションして掲載せり。
- 一、本書登掲の本島人功勞者は、即ち本島を代表する人々にして、我が臺灣を知らんとするもの、の参考として特載せり。
- 一、本書末尾に立志傳中の人として世に軌範となるもの、又は臺灣に於ける一種の名物ともいふべきものをも掲載せり。
- 一、本書輯録に就て特に指導と便宜とを蒙りたる中辻喜次郎、山本光雄、柏蕃彌、田中一二の諸氏に對し深く感謝の意を表す。
- 一、本書は著者病後、三月下旬より執筆し五月下旬に至り二千餘枚の原稿を書き了りたるものなれば、卷中亂文拙句多し。これ時代に逆はずスピード式に記述したるものと御諒察を願ふ。

昭和五年五月二十七日海軍記念日

稿を了りて 白水識す

臺灣統治と其功勞者 目次

一 石塚總督題字	卷頭	一 農	業	一 行政機關の概要	三
一 田樞密顧問官題字	卷頭	二 本島の特産品	業	二 旺盛なる教育施設	
一 原修次郎氏序文	卷頭	三 畜	産	三 海陸交通の狀態	
第一編		四 水	産	四 延長途上の鐵道	
第一章 成功せる臺灣統治	一	五 林	産	五 衛生機關の施設	
一 世界植民小史		六 礦	業		
二 領臺前の臺灣					
三 鄭成功物語り					
四 領臺當時の我臺灣					
五 尊ふさき御犧牲者					
第二章 各般の施設經營	三	第二章 豊かなる産業の数々	三		
		一 食	業		
		二 阿	片		
		三 樟	腦		
		四 煙	草		
		五 酒	業		
		第三章 専賣制度の概要	四〇		
		一 河	川		
		二 埤	圳		
		三 電	氣		
		四 築	港		
		第四章 陸々たる土木事業	四三		

五道 路

第五章 著人撫育の狀態…………… 〇七

第六章 金融と財政…………… 〇八

一 特殊銀行…………… 〇八

二 普通銀行…………… 〇九

三 財政…………… 〇九

四 貿易の消長…………… 一〇

第七章 宗教界…………… 一一

第三編

第一章 歴代總督の事蹟…………… 一五

初代總督 子爵 樺山資紀…………… 一五

第二代 子爵 桂 太郎…………… 一六

第三代 男爵 乃木希典…………… 一六

第四代 男爵 兒玉源太郎…………… 一六

第五代 伯爵 佐久間佐馬太…………… 一六

第六代 男爵 安東貞美…………… 一七

第七代 男爵 明石元二郎…………… 一七

第八代 男爵 田 健治郎…………… 一七

第九代 內田嘉吉…………… 一八

第十代 伊澤多喜男…………… 一八

第十一代 上山滿之進…………… 一九

第十二代 川村竹治…………… 一九

第十三代 現任 石塚總督の事蹟…………… 一九

第一節 法制局參事官時代…………… 一九

第二節 臺灣總督府參事官長時代…………… 二〇

一 我國民の面目を保持せる人…………… 二〇

二 英人カークワド問題…………… 二〇

三 各地に於けるカ氏の演説…………… 二〇

四 カークワドの臺灣視察談…………… 二〇

五 伊藤總理井上蔵相の傾軋…………… 二〇

第三節 石塚參事官長の精勵…………… 二〇

一 官長の時局談…………… 二〇

二 臺灣協會と官長…………… 二〇

三 東京臺灣協會に於ける官長の演説…………… 二〇

四 石塚參事官長の歐米出張…………… 二〇

五 洋行中の消息…………… 二〇

六 歐米各國視察談…………… 二〇

第四節 總督としての石塚氏…………… 二〇

一 總督の新經綸…………… 二〇

二 石塚總督施政方針…………… 二六

三 全島官民合同の歡迎會席上に於ける總督の挨拶…………… 二七

四 床次氏との關係を語る…………… 二七

五 過去三十年の活歴史…………… 二七

- 一 法制局在職時代
- 一 韓國顧問官在職時代
- 一 臺灣參事官長時代
- 一 關東州民政長官在職時代
- 一 韓國統治府參事官在職時代
- 一 東拓總裁時代
- 一 日本産業協會會長時代

第四編

第一章 總督府中樞的官人列傳…………… 二八

第十一次長官 人見次郎…………… 二八

鐵道の神様 白 鈔 黎 吉…………… 二八

財務局長 富 田 松 彦…………… 二八

警務局長 石 井 保…………… 二八

專賣局長 池 田 藏 六…………… 二八

殖産局長 百 濟 文 輔…………… 二八

內務局長 石 黑 英 彦…………… 二八

文教局長 杉 本 良…………… 二八

帝大總長 幣 原 坦…………… 二八

帝大理農學部長 大島金太郎…………… 二八

醫 專 校 長 堀 内 次 雄…………… 二八

臺北醫院長 倉 岡 彦 助…………… 二八

高 商 校 長 切 田 太 郎…………… 二八

臺北第一師範學校長 志 保 田 銜 吉…………… 二八

會計課長 澤 永 彦 四 郎…………… 二八

通信部長 三 宅 福 馬…………… 二八

第二章 石塚總督幕下の新人舊人…………… 二九

一 臺北州勢と片山知事…………… 二九

二 新竹州勢と田端知事…………… 二九

三 臺中の産業と水越知事…………… 二九

四 臺南州政と永山知事…………… 二九

五 新興高雄州の産業と太田知事…………… 二九

六 澎湖廳勢と大竹廳長…………… 二九

七 花蓮港廳勢と猪股廳長…………… 二九

八 臺東廳政と兒玉廳長…………… 二九

九 勅任技師物語り…………… 二九

府内中堅的官人…………… 二九

本間善庫 中瀬拙夫 川村直岡…………… 二九

横光吉規 大谷忠四郎 石川重男…………… 二九

民間の部

四

第五編

第一章 臺灣統治と其功勞者

第一節 公共的功勞者

- 三好德三郎 古賀三千人 坂本素魯哉
- 幸 顯 榮 林 熊 徹 中辻喜次郎
- 許 丙 富地近思 赤石定藏
- 松岡富雄 梅野清太 松木幹一郎
- 安保忠毅 河村 徹 小寺新一
- 松本眺吉 山中義信 小原時雄
- 高須時太郎 辻本正春 船越倉吉
- 大坪與一 中村一造 岡 今吉
- 石坂莊作

第二節 臺灣金融界

- 島田 茂 久宗 蕭 有田勉三郎
- 郭松一造 植賀龍夫 山中佐太郎
- 荒木正次郎 吉田 勉 江上恒之
- 竹藤峰治 中津徳治

第三節 臺灣專業界

- 後宮信太郎 赤司初太郎 木村泰治

特輯

東拓新總裁石塚英藏氏

三九

臺灣の裁判官

三七

東部二廳下の官人

三三

七市尹の人物觀

三二

中堅的地方官人選望 (其一)

三六

(其二)

- 深川繁治 中島覺之 能澤外茂吉
- 内海忠司 淺野安吉
- 高橋秀人 石川定俊 猪股一郎
- 尾佐竹堅 福岡直廉
- 增田秀吉 加藤守道 山本正一
- 名和仁一 政所重三郎 堀内林平
- 今井昌次

- 三卷俊夫 山本義信 小松吉久
- 枝 德 二 田 中 清 後宮末雄
- 荒卷鐵之助 近江時五郎 益子運輔
- 佐々木紀綱 櫻井貞次郎 吉鹿善次郎

第四節 臺灣商業界

- 高橋猪之助 近藤勝次郎 河東富次
- 村崎長親 曾根茂夫 平戸吉藏
- 行木由太郎 銀屋慶之助 星加彦太郎
- 塚本喜三郎 中村五九介 小川 浩
- 吉村佐平 松井金二郎 古賀朝一郎
- 中村豊太郎 八十川 清 飯田 清
- 中村誠道 里井勝太郎 眞木勝太
- 早川直義 楠田金之丞

第二章 臺灣の製糖事業と其功勞者

三九

第一節 本島の糖業に就て

三九

第二節 果増的發展の臺灣糖業

三九

第三節 爪哇を凌駕せる臺灣今期の製糖歩留

三九

第四節 各製糖會社の業態と人物

三九

- 一 臺灣製糖株式會社と其功勞者
- 二 瑞竹と平山專務

一 本島の醫學界

三九

- 三 大日本製糖と藤山社長
- 四 社長の 閱 歴
- 五 臺灣工場と其功勞者
- 六 明治製糖株式會社と相馬社長
- 七 鹽水港製糖と横前社長
- 八 嗚呼數田輝太郎氏
- 九 帝國製糖と松方社長
- 十 新高製糖と野村重役
- 十一 昭和製糖と山瀬專務
- 十二 臺東製糖の功勞者重森氏

二 在野法曹界

三九

- 於保乙彦 山口謹爾 吉田坦藏
- 下條久馬一 穴澤顯治 山崎 藪
- 中村 讓 谷口 巖 大 栗 巖
- 板谷孫市 松田繁義 田村稻城
- 土屋達太郎 津田毅一 養和藤治郎
- 安田勝次郎 佐藤三之助 和田二三松
- 長尾景徳 石 橋 茂 井川正直
- 金子光太郎 佐藤徳治 木村長十郎
- 古屋貞雄 渡部彌臈 國原賢徳

五

三 本島人の功勞者……………三三

許廷光 陳仲和 顏國年
林柏壽 林純熊 林熊光
林嵩 黃純青 陳啓基
簡山 藍高川 陳啓貞
黃明 李崇禮 陳啓貞
蔡彬 淮欣 陳永振 陳能汪 明啓 燦峰
張國 饒永昌 許梓桑

四 土木及運輸界……………三三

江原節郎 藤江三郎 田村作太郎
今道定次郎 阿部道衛 高野教明
小川直馬 安座上真 田中庄吉
柏原米太郎

一 隠れたる功勞者……………三三

一本島消防組の功勞者……………三〇

一本島統治と言論界……………二七

一 地方代表人物遠望……………二七

高雄州 臺南州 臺中州
新竹州 臺北州 東臺灣二廳

一 臺灣の名物……………二五

一 總督府新評議員に望む……………二五

臺灣統治と其功勞者

第一編

橋本白水著



第一章 成功せる臺灣統治

世界植民小史Ⅱ領臺前の臺灣Ⅱ領有後の臺灣Ⅱ尊ふとき御犠牲
故北白川宮能久親王殿下Ⅱ伏見宮貞愛親王殿下の臺南攻略Ⅱ最
近に於ける臺灣

世界植民小史

國家の發展と云ひ、國力の増進と謂ふ、共に民族團體の力に俟たざる可らず。其民族團體の力とは謂ふまでもなく民族の一體に依つて生るゝもの也。太古の代、人智未だ開けず、國家の組織未だ成らざりし時代に於て、既に人種民族の自覺ありて、他の迫害蹂躪を受くるを屑ぎよしとせず、互ひに優劣勝敗を争ひ、其勢力の伸張を企圖せし事は想像に難からざるなり。

近世に於て殖民的活動の勃興は驚くべきものあり。文化の復興、國民の思想は、駭々乎として擴大を致し、歐洲人は早

成功せる臺灣統治

くも海外發展を自覺して海波の壯圖、滔々として今日に及ぶ。彼の希望峰航路の發見と、米大陸の探險とは遂に歐洲大國をして、殖民的活動者たらしめたるものなり。近世の初期に於て、海上王を以て地中海より太平洋上に涉り、最大有利の地歩を占據したる、彼の葡萄牙及西班牙の如きは新領土發見の功績に依りて、一大殖民國たるを得たるは當然の歸趨といふべし。ローマ法王が新領土發見地を兩分して、これを西、葡に屬せしめんとしたるも亦故なきにあらざるべし。葡國の殖民的活動の域に導きたるものは、即ち物質的慾望と土民等に對する絶對的野心なりし也。彼のコンスタンチノーブルの陥落より東洋に於ける交通の杜絶は、海路に依る亞細亞貿易の端を促がし、加ふるにアメリカ探險の好奇心に驅られて、航海術の必要は、葡國人をして益々研極を高めたるものにして、王子ヘンリーが自ら掛を撃つて航海の魁をなさんと誓はしめたるは實にこれが爲めなるべし。次で千四百九十七年東洋航路の先覺者たる、バスゴードガマが、彼の希望峰を迂廻し、海波を賦つて亞刺比亞、印度等との交通を開き、茲に全く葡國人は東洋の通商權を獨占するに至れり。然して其後、千五百年希望峰を航海せんとせる葡萄牙商船其途暴風雨に遭遇し、難船して、南米ブラジルに漂着し轉禍爲福始めて其沃土を發見せり。當時彼のコロンブスの西方亞米利加の發見と、バスゴードガマの東方印度航路の發見とを稱して世界に於ける二大探險家と謳はれたるものなりといふ。

然るに其後に至りて、西、葡の二國互ひに其權勢を争ひ、遂ひに葡國の如きは西班牙王フキリツプ二世の壓迫を受けて國運爲めに傾頽し、海外發展の基礎亦破れ、東洋の殖民地たる葡國の新領土は、悉く西班牙、和蘭に奪はれ、更に南米ブラジルも革命に尋で反亂勃發して終ひに千八百八十九年一の獨立共和國となれり、然共、成敗を以て其國の政策の失敗を論ずべからず。則ち今日の東洋文明は葡萄牙人の先鞭にあり。バスゴードガマに次で葡國人フアエルベレストが千五百十六年(今より四百有餘年前)支那の南方(今の廣東)に至りたるものなり。即ち支那に外人の渡來せるは之れを以て始めなりといふ。

宜なる哉、今や新文明の母が太平洋上にあるは論ずる迄もなし。試みに一度地球の圖を卓上に拉して之を透視せんか、一眸爲めに世界の中心として緊切重要な位置を知るべし。北半球には北米大陸を控へ、南半球には南米大陸を臨み、其間亞細亞に、濠洲に、東印度諸島に、南洋群島に列りて、太平洋の濤は澎湃として印度洋を蹴り、亞細亞の沿岸を洗ふてアフリカの東岸を襲ふ。嗚呼、太平洋の歌の響く處、太平洋の波の寄する處、無疆の廣土丘嶽は到る處、生産の資料を現代の文明に捧げざるはなし。斯の如く世界の氣勢は悉く全力を傾注して、太平洋上に勢力を扶殖せんと狂奔せざるはなく、これを諸列強の海外發展の實狀を見るに、米國の如きは、其の沃土無限にして、天惠地福に尙飽き足らずして、孤島布哇を伸手併呑し、更に遠く非律賓群島に張足してこれを收め、佛國の如きは亞細亞大陸に廣大なる殖民地を有するに拘はらず、ニューカレドニアの島嶼を占め、遠くマダガスカルを領し、更に南清、暹羅に虎視眈々を怠らざるにあらざるや。

然して日没を見ざる英大國は南アフリカの大殖民地を有し、遠く北米加奈陀を領し、東方亞細亞に印度大國を占め、南方に濠洲を獲得し、且つこれを連鎖聯結するに無数の要塞たる島嶼を網羅して太平洋上の海上權を制して其覇者たらんとするにあらざるや。其他馬來群島には蘭領の殖民地ありて産業經濟の殷賑又侮るべからざるものあり。此間に介在せる亞細亞の諸國は如何なる勢力範圍を構成しあるや、清國は如何、暹羅は如何、波斯は如何、數へ來たれば悉く玉を抱へて桃源の境に夢を辿らんとする感あるを如何にせん。これを擁護し、これを代表して東洋の波間に列強の脅威の前哨に衝りつゝあるは獨り、我が日本あるのみ也。

我國は二千六百年の沈黙を破りたるは十九世紀の末にあり、西歐の文明を咀嚼吸収して世界の氣勢に順應したるは約六十年前にあり。この間、東洋平和の爲めに清國と戦つて我が臺灣島を割取し、再度我が勢力を蠶食せんとしたる露國と戦を宣して遼東、樺太を回復し次で朝鮮を併合したり。更に世界の平和を保つ爲めに獨逸と戦つて山東の一角、青島を粉碎して再び東洋に禍根を醸す能はざらしめたり。斯の如くにして我が國は國土膨脹、國威宣揚して最新殖民國として國際

場裡の權威たるに至れり。

然共、今や眼を刮して世界の大大勢を觀するに列強は各其領域を守りて平和を假裝し、極めて平寧和樂なるが如しと雖、歐亂の爲めに蒙りたる列國の瘡痍は到底短日月を以て癒ゆべきものにあらず。彼の獨逸の如き全國民が一齊に起つて祖國の復興に力を致し着々として國家の建設大いに見るべきものあり。彼の科學文明の隆大はツエ伯號の世界一周を敢行して復興國の面目を輝かせり。各國は擧げて經濟戰の輪贏にあり、而して其經濟戰場は言ふまでもなく亞細亞の疆域にあるや論なし。されば列國は其啓發に、其機會均等に常に觀戰の念を怠らざるは南支の山河ならずして何ぞや。

然り然して、先づ列強の羨望する處のものは地理的關係に於て我が臺灣島の位置なりとす。豈に臥榻の傍ら白人の鼾睡を許さん哉。蓋し國防の關係と其軌を同ふして經濟産業の爲めに割取したる我が臺灣は、遼東の軍事關係より層一層の意味ありしは即ち茲に存せり。帝國南進の領土とし、南支南洋發展の策源地として、南方經營の鎖鑰たるや絮説を須ひざるべし。

天恵に富める我が臺灣は、亞熱帶熱帯の生氣旺盛にして萬物行くとして可ならざるなく、山に、海に、野に其力島内に溢れて巨擘の砂糖工業は先進を凌ぎ今や産糖一千萬三百擔を算ふるに至れり。而して本島の三大生産物たる米作の如き、内地産を移入播種して増産又増産將に千萬石の期近からんとす。又適所なる茶は南支及列強に輸出せられて需用益々殷賑を加ふ。其他、最近勃興せる芭蕉實の如き年産額千萬圓を突破し、更に益々大ならんとす。近海又漁族多くして遠洋業頗る有望なるべし。蕃地は警備を去りて開發を主とするに至り、石塚總督の新經綸はこの部面にて行はるゝ近きにありて其遺利の事業刮目すべきものあらん。今や隆々、人の聲地の利と和し産業問題頗る鬱々たり。彼の日月潭工事の復興は何を措いても爲さざるべからざるの機運に際會し、投機壘樓の夢醒めて秩序眞摯なる天の響きと相呼應じて其覺醒を促がしつゝあり。白雲背く新高の靈峰、翠巒連亘の次高山、一として天恵に富まざるはなく、無限の廣野沃土は悉く地福ならざる

はなし、あゝ此の臺灣の富源を拓き以て南方領土の大策を樹つるものは、眞にこれ我が國民の一大指命ならずんばあらざる也。

二 領臺前の臺灣

臺灣を根據として活躍せる三個の奇傑Ⅱ太閤秀吉の書Ⅱ一世の快人濱田彌兵衛Ⅱ西班牙の臺灣占領Ⅱ棄て難き義人鄭成功と明帝の末路Ⅱあゝ明の後裔寧靖王Ⅱ清朝時代

日本と臺灣との古き關係の緒を案するに、我が足利時代の頃、南朝の忠臣南風の競はざるを嘆じて、其の悶々の鬱魂を散する處なかりし儘、徒黨を與みて速く南海に八幡大菩薩の旗を潮風に翻へして威を四海に揮ひしといふ。これより外奴或は倭寇の稱起りしと傳へらる。その倭寇の根據地は主にこの臺灣にして、其の壯圖は、南支、南洋の天地まで席捲せんとせり。即ち吾人の祖先の義膽を海外に飛躍せんとしたるは將に此の時代が最も盛んなりし也。

更らに、茲に聯想すべきは、この臺灣を根據として活躍せる三個の奇傑あるを忘るべからず。一は原田孫七郎と云ひ、二は濱田彌兵衛と云ひ、三は鄭成功即ちこれなり。原田は天正年間一商人の身を以て、時の關白太閤秀吉を藥籠となして秀吉の書を得て、之れを懷中して永祿二年呂宋を威嚇すべく、自ら使者としてこれに赴くの途、當時高砂島と稱する臺灣に寄りて秀吉の書を與へ來貢を促せしといふ。現に太閤の書は今尙前田侯に藏せられ居るといふが、總督官邸にも當時を偲ぶものあり。其の文中に曰く

『予胎内に在りし時、母日光室を滿るを夢む、諸人間いて驚愕せざるものなし』と。

如何にも大闢らしき豪邁振りを描寫して刺す處なし。而も斯の如き書面を書かせて閩南の志を伸べんとせる孫七郎の膽勇亦偉ならずや。

其の後、徳川の元和年間に至つて和蘭は瓜哇を根據として東洋貿易を經營し、東洋の利權をして自己の手中に收めんと更に伸手張足して此の臺灣及澎湖に據りたり。當時制海權なるものは我が八幡船の手に歸せりと雖、東洋貿易の先驅者として國家永遠の策を樹つること能はざりしは遺憾といふべし。

其の頃、明朝は臺灣より澎湖島に重きを置きたるの感あり。即ち蘭人が澎湖島を占據せりと聞かや、清朝は直ちにこれに對して其の占領を拒み退去を迫れり。そこで蘭軍は澎湖島より更らに進んで臺灣を占領し、今の安平に上陸して城塞を築きこれを臺灣島と名づけ、城をゼーランジャ(海國城)と稱して攻防二つながら嚴然たるものありき。今尙當時の優先的文明を偲ばしむる趾あり。史家は、この臺灣の原名を討究して曰く、其の時代、支那人は臺灣を呼ぶに東蕃と稱せり。即ちこれを誤訛せるものなりと傳ふ。

其の當初、蘭人は恰も主なき島臺灣島を占領してこれに據るや、最初土民に對しては實に懷柔的にして、日本人、支那人を問はず貿易の自由を認めつゝありしも是は恰も一瞬間に等しかりき、即ち安平の「ゼーランジャ」城及臺南の「プロブイデンチヤ」を築城するや、急に態度を一變して、砂糖、米穀に對して輸出税を賦課せる爲めに、土民はこれに反對し、不平を鳴らせるも、蘭人の勢力は遂ひに土民を征服するに至れり。

當時、既に我が日本人の臺灣にあるもの決して少くなく先住民の權利を以て免除すべしと主張したるも、蘭人の勢力は、支那人及び日本人を凌駕し遂にこの先住人を超へて新領土の主人公となれり。

和蘭は最初東洋の貿易を經營せんとして東へ東へと進展し來たりたるに、意外にも巨大なる臺灣島を占領し、其の豊庫を獲得し得たるを喜び、欣舞勇躍して統治の基礎を堅め、土民に對しては或は蘭語を教へ、基督教を布き、教育の普及、

水利開墾の道を獎勵したり。殊に蕃人に對しては撫恤を盛んにせり。現に新竹附近に紅毛田あり、嘉義附近に紅毛井あり。特に驚くべきは彼の「ゼーランジャ」の城塞に要せる煉瓦は悉く瓜哇のバタヴィヤより持ち來たれるものなりといふ、以て如何に當時苦辛經營せるかを想察するに餘りあり。

一世の快人濱田彌兵衛

寛永四年(西暦千六百二十七年)長崎縣人にして濱田彌兵衛と云へる冒險家ありき。臺灣が和蘭の手に歸して以來、我が商人の南海遠征の途に上るものは、臺灣の海峡に於て蘭人の爲めに邀殺せらるゝ事屢々あり。一世の快人濱田等幕府に請ふて、この復讐の任に當れり。此の年四月、十五門の大砲を備へたる大船を艦し、四百七十餘人の冒險家を募りて大船海を壓して臺灣に向へり。此の時支那人も加入せりと傳へらる。

斯て威風堂々、この大船が臺灣に着するや、蘭人は直ちにこの船に對して碇泊中は其の武器一切を警察署に收藏すべしと命ぜり。然るに船長は之を峻拒し斷々乎として應ぜざる旨を表明するや、和蘭總督ヌイツは機を見る事極めて敏、卑怯にも武力を以てする事を不可となし、彌兵衛を總督官邸に招きて饗應の術策を運らし、彌兵衛の酔臥するを見て、人を船中に派して武器一切を押收せしめたり。彌兵衛目醒むるや之を見て憤激する能はず、沸然色をなして臺灣を去れり。

其後寛永五年(西暦千六百二十八年)四月二艘の大船を艦して再び安平に來りて貿易せん事を要求したるに、和蘭政府は例の如く、乗組員の武器一切を提供せざれば不可能なる旨の返答に依り、船長は其の要求通り其命に服し、斯の如く油断を見せながら船長は總督を城外の別邸に訪ね、兩者閑話を交へつゝある間に、彌兵衛は小左衛門、新藏の二漢を従へ大刀を抜きて草間より躍出して、秋水總督の胸に迫まるや、總督愕然、已に色を失して居る處を知らず。彌兵衛は先年の屈辱忘

れ難く其復讐として總督の手足を縛し更らに日本刀を咽喉に擬して、正に一撃せんとし、又一方の従士は大刀を提げて、光銃一閃待衛の兵を斬殺するを見たる總督は號泣哀を乞ふに至れり。斯て彌共衛は城門に登りて、蘭軍の發砲を停め、左の講和條件の下に思ふ存分の腹癒せをなせり。

和議條件

- 一、總督の子及一官吏、三蘭人を人質として日本人に渡すこと
 - 二、蘭人が拘禁したる土人の土民及支那通譯を放免して没收したる財産を還附すること
 - 三、相當の贈物を濱田彌兵衛に與ふる事
 - 四、日本人が支那人より得べき絹二萬斤は蘭人の爲めに失はれしに依りこれを日本に償ふ事
- 一世の快人、濱田彌兵衛は日本魂を遺憾なく發揮して、意氣揚々凱歌を揚げて歸國せるは、其の翌六年の初春なりといふ。然るに其の後、我が幕府は鎖國主義を嚴にし外航禁遏令は愈々重きを加へ、爲めに海を家とし、浪を枕とするの海國男兒の奮氣も遂ひに大鵬の翼を張る能はざるに至れり。當時海外壯圖の覇氣に燃えつゝありし我が日本人として、海國男兒の本領何處にありやを痛憤せしめたるは是非もなき事なり。

西班牙人の臺灣割據と棄て難き義人

和蘭に先ちて東洋貿易を企てたるスペイン政府は、マニラに東洋貿易の駐屯所を置きたり。然るに和蘭が、臺灣に於いて斯かる成功を告げたりと聞くと、寛永三年（西曆千六百二十六年）マニラより遠征軍を發し、鷓籠港を占領し（今の基隆港）

サンサルヴァトル城を築き、更らに淡水港を占有してサンドミンコと名けて北部臺灣の豊庫を開拓せんとせり。南臺灣にある和蘭總督はこれを聞くと、こは我が勢力の發達を阻止するものなりとなし、一方バタヴィヤ政府に通報し、且つ西班牙政府の政策に注目しつゝありしが、兩國は寛永十年（西曆千六百四十年）和蘭と西國とが其の政治的聯盟を斷つに至れり。

和蘭は西班牙が北部臺灣に占據せるを見るや、直ちに西國民をして臺灣より追放せん意を決して、其翌年和蘭總督は書を鷓籠なる西班牙總督に送り速かに降伏すべきを勸告せり。然るに西班牙總督は、和蘭何物ぞと斷々乎として之れを峻拒したり。これを受けたる和蘭軍は直ちに軍艦を發して鷓籠淡水を攻撃したるに、精英を以て鳴る西班牙兵の爲めに遂に蘭軍は敗走せるに至れり。

西班牙軍はこの戦勝に兇の緒を緩めてマニラの西班牙政府は南方のミンダナオを攻落する爲めに鷓籠の兵を減ぜり、これを探知せる和蘭は機運至れりとなし急遽軍艦を發して之れを攻めるや、西國兵極めて尠なかりし爲めに衆寡遂に敵せず三週間にして力盡きて蘭軍に降伏するの止むなきに至れり。

若し西班牙が、ミンダナオを攻落するの慾望を止め飽くまで鷓籠城を固守したりとせんか、蘭軍の爲めに斯くまで脆くも降伏せざりしならん。西班牙の臺灣割據は僅かに十六年に過ぎずといふ。

義人鄭成功物語り

當時和蘭として我が徳川幕府の外航禁遏令ありし爲めに斯くも臺灣に於て獨り舞臺に政令を恣まにせり。若し夫れ彼の濱田彌兵衛の如き熱血兒ありとせんか、恐らく臺灣は蘭人の跋扈を許さざりしなるべし。最も蘭人の手に歸るや、爾來銳

意政令を布き、教化を行ひ、宗教を重んじて全島を教化せり。其の當時に於ける支那國內の擾亂は甚だしきものありて、北方は胡人に侵略せられ、南方は倭寇に苦しめられ、内政は官官の政務を弄びて綱記なるものなく、爲めに民心離れて匪賊蜂起し、四百餘州は一大修羅となり、鐵火の場と化するに至れり。良民は流離顛沛身を托するの地なく止むなく相率ひ相擁して臺灣に避難し來たるものなり。

明朝の政綱は弛んで清朝の世とならんとするや、明朝の忠臣、鄭成功明の正朔を奉じて臺灣に據り社稷の恢復を圖らんと欲して、臺灣遠附を和蘭政府に迫れり。然るに和蘭は之れに應せず、遂に干戈を交ゆるに至れり。茲に對峙すること約半歳、蘭軍利あらずして敗れバタビヤに潰走せり。これ寛文元年の事也。

棄て難き義人とは誰ぞ、即ち大和民族の血の流れ鄭成功を稱す。彼は明人鄭芝龍の一子なり。鄭芝龍は福建泉州安南縣の人、裁縫を業とせるも時の兵燹に遭ふて去つて澳門に走り葡萄牙人に勤め、後天主教となりて日本に渡りて幕府に仕へ、幕府之れを江戸に招きて外事を諮問せり。其の後幕府は彼を長崎に居らしめて貿易に従事せしめ、後平戸の人田川七左衛門が女を娶り寛光元年(西暦千六百二十四年)河内浦に一子を挙げ名づけて福松と稱せり。これ鄭成功の幼名なり。

明末清初の革命に産んだ孤忠明朝の義人とは即ちこの鄭成功なり。二十三歳の時、始めて明の帝主に謁して深く帝の寵を受け、彼はこれに感激して明朝の爲めに一死報國の勇を奮はんとせるものなり。寛文元年八月三十一日先づ廈門のコーロンスに據りて社稷を回復せんとせるも敗戦して遂に澎湖島に通れ來り、更らに數百の軍艦と二萬五千の兵を發して臺灣の鹿耳門に上陸するや、無數なる土民は雲來霞集して之れを迎へたりといふ。久しく蘭人の制令を奉ぜざる全部の土民は悉く鄭氏の軍に投じ、生蕃又起つて土民に與したる爲めに、鄭軍は恰も破竹の勢ひを以て安平を屠り、次で臺南を攻略するに至れり。蘭軍はこの勢ひに乗ずるを避け、孤軍の守るの足らざるを覺りて戦はずしてプロヴィテンチヤ城を開いて降り。然るにゼーランジャ城は蘭人死守して容易に降らず堅守二百日遂ひに左の條件の下に和を結べりといふ。

- 一、蘭人は必要なる食料彈藥を携へ去る事
- 一、蘭人は所有財産は之れを携帶し去る事
- 一、蘭人は一定の金錢を携帶し去る事
- 一、蘭人は樂を奏し武器を携へて退去する事
- 一、捕虜を交換する事
- 一、鄭成功は其奪ひたる船舶を還附する事
- 一、商會の財産城塞を鄭成功に譲り與ふる事
- 一、政府の圖書はバタヴィヤに携へ去る事

斯て和蘭總督コーコツトは寛文二年(西暦千六百六十二年)九月殘兵千人其の他の官吏商人とを率ひてバタビヤに去れり。あゝ和蘭の臺灣經營は僅かに三十八年にして全く一掃せられ、其教化教養したる美風も亦共に消滅したる感なき能はず。

鄭成功已に臺灣を占領するや、直ちに朝廷を開き文武百官を置き、屯田永駐の計を樹て島内に令して農業を奨励し、若し故なくして田園を荒廢するものあらば、これを沒收せしめ、官紀嚴に綱紀を振作し、更らに捲土重來の勢ひを蘊積して支那大陸に乾坤一擲の快舉を試みんと期待するの時、通れて緬甸にありし明帝は刺客吳三桂の爲めに弑せられたるの悲報に接し遺恨十年、磨したる一劍は空しく鞘裡に嘆するに至れり。あゝ義人の心膽嘆きは如何、彼は悲憤悶々遂ひに病を得て寛文三年七月齡僅かに三十九歳を一期として永別を其の新領土の人民に告ぐるに至れり。

彼は臺灣王として爲す處を見れば、よく經緯あり、よく希望あり、よく公儀あり、また一箇創業の英才を蓄へ新領土の經營者として缺ぐる處なかりき。彼の劇的一生は其の死後六十年にして我國の詩人近松巢林子の筆に美化され、國性爺和唐内はよく兒童走卒の耳朶に熟されつゝあり。今臺南の地、開山神社として祀らるゝもの即ちこの熱血の義人鄭成功其の

人なり。然して茲に最も憐れを乞ふたる史實あり。これ明末の遺孤寧靖王其人なり。王は永曆十七年十月、鄭成功の臺灣攻略の報を得て、これを追ふて渡臺し、近臣三十名を隨へて鳳山竹滬の地を卜し、田野數十町を墾して田園を作り、私かに英氣を養ひて回天の機到るを俟てり。既にして清軍大いに水師を増集して進みて臺灣を征す、康熙十二年六月澎湖の一戦利あらず、鄭氏の軍敗れ回るや、王は天運の既に明室を去れるを覺りて自殺し、一族悉く殉じたりといふ。

寧靖王逝いて早くも三百年、墓標は荆棘に没し、幽魂人の弔ふものなく、墓畔の蟲聲切々として當年を悲み傳ふ。これ我が臺灣史上逸すべからざるの血涙史ならんばあらざるや。著者常に開山神社に詣づる毎に彼の恨みを呑んで此の土に果てたる明末の後裔寧靖王の墓地を思ふて轉た切なるものあり。

鄭成功死して後、其の子鄭經父の遺業を承け固く臺灣の地を死守して屢々兵を對岸に向けて泉州、漳州と戦ひしが、これ又病を得て天死し、經の子克塽不肖にして父祖の業を紹ぐ能はず、康熙二十二年（我國天和三年）六月清の爲めに敗れ二十年來奉じ來たる明の正朔を棄て清に降伏せり。これより臺灣は社稷を失ふて清國の領土に歸したり。これ實に鄭氏が關人を逐ふて、臺灣を領して以來僅かに二十一年に過ぎざりき。

清朝時代

天和二年（清康熙二十二年、西曆千六百八十三年）清朝は臺灣を占有するや、これを福建省に從屬せしめ、首府を臺灣府と稱し行政を區劃して臺灣府（臺南）諸羅縣、鳳山縣の三つに分てり。清朝の臺灣統治は一切の官吏を猜疑して臺灣に移住するものに對して家族を同伴することを許さざりき。其由て來たる所以は、臺灣に土着すること長きに亘れば必ずや獨立心を生じ將來畏るべきものあるが爲めなりといふ。要するに清國の臺灣統治は、眞に開發せんとするの意なく唯臺灣の地を他

に侵略せられざらん事を期せり、故に此の意は各方面に現はれて、無責任と放擲とは支那大陸に於けるよりも甚だしかりき。清の臺灣統治の治世二百年間の史蹟を見るに、政府のなしたる事業なるもの一として誇るものなく、後年劉銘傳の臺灣巡撫となるに及んで稍々見るべきものあるのみ。又其の以前に遡りてこれを見れば蕃人と清國人の人種的鬭争は一日の寧處なく、康熙二十二年清の領土と化してより光緒十九年に至る二百三十年間に驚くべし二十二回の叛亂ありしといふ。又以て清は統治に意なかりしを雄辯に物語るものにあらずや。

著者案するに、清國の治政二百年に於ける事蹟なるものは何等記すべきものなく、冠盜、匪賊、奸豪等跋扈し、同姓相團結して異姓と争ひ、同姓の力及ばざる時は、他の異姓の力を藉りて之れと戦ひ、これに依つて得たる利益は悉く同姓の爲めに利したといふ。故に一姓は恰も一國の如く、一姓の長者は恰も蕃人頭目の感ありき。これを名けて分類械闘といふ。蓋し清國が二百年間に於ける悪政の産みし種族的決闘法なり。

三 領臺當時の我臺灣

日清の役、清國已に數々遼東の野に敗北し我が日本に敵すべからざるを覺りたる清國は萬一に備ふる爲めに武器金銀を南方臺灣に送り會て安南に於て佛軍と戦つて馳名ある統領劉永福を臺南に駐割せしめ、その守備の任に當らしめたり。これより島民俄かに人心恟々、日夜、流言蜚語の下に、一日の寧處なく、富豪は、福州、厦門、香港、等に珍器財寶を送り或は對岸に逃奔する等名狀すべからざるものありたりといふ。

已にして我が日本軍が臺灣を攻略せんとして、方さに艦隊來たらんどの報を齎らすものあるや、全島の人心恰も鼎の沸くが如く喧騒を極む。時の巡撫唐景崧、臺北に至りて、人心の惶惑に乗じ、種々の奸計を廻らして、其敵愾心を挑發し、

或は、一方に懸賞をなして曰く、日本の將軍を殺すものは五百兩、士官を殺すものには三百兩、下士卒を殺したるものには一百兩を與ふべしと約し、更らに噴飯に價ひするものは日本艦隊を捕獲したるものに對しては、七萬圓を與ふべしと約して士氣を鼓舞せりとは全く支那式戦法なりき。斯て無頼の徒、相率りて軍門に集まり、臺北、基隆(鷓籠)の兵營は頓に兵卒増加し、節制なき不規則なる雇兵は自己あつて國家なく、只徒らに酒と女とに酔ふて、亡状態まゝにするもの、みなりしといふ。當時の支那官憲の聲言を徴するに、臺北、臺南を通じて十四萬人の軍備ありと稱せらるも其實際は七八萬人を算せり、以て如何に其の防備に勉めたるかを推察するに難からざるべし。

斯て三月二十三日に至りて流言風説は事實を産めり。我が陸軍大佐比志島義輝氏は混成旅團の枝隊を率りて、澎湖島の一角に上陸し、二十四日、我が海軍と協力して遂に媽宮城を攻略し、漁翁島砲臺を陥落せしめ捕虜五百人、砲十八、小銃二千六百六十三を得、この戦役によりて我軍の損害極めて軽く數ふるに足らずと雖、艦隊に於て發生したる虎列刺病にて將士の斃れたるもの數日にして一千五百人の多きに及びたるは誠に千秋の恨事となす。

澎湖島陥落の聲、全島に響くや、先づ巡撫唐景松は、臺灣の死守すべからざるを覺り其の妻子眷族を廣東に送りて身の安全を圖りたり。而も妻子の世帯道具と稱して數十の貨物を送らんとす。唐の兵士これを見て、私かに疑念を懷き、唐が我が軍を棄て、遁逃するものなりとなし、多數を待みて遂に其貨物を擄し、これを檢せんとなして騷擾を極めたるは是非もなきことなりき、この争鬪は、兵士より一般官吏に及び、更らに良民にまで殺傷するに至る。兇暴無頼の徒を集めて、その兵數の多きを誇りたる唐巡撫も、遂に虎背に騎りたるの感ありき。

これより、臺北、鷓籠は抄掠、強奪日夜行はれ、恰も無政府の亡狀を示し、亂民暴徒の擅制其極に達せり。今日よりこれを思へば全く想像の外に屬せり。斯て、四月十八日下關係約成りて臺灣島が、我が日本に割讓せられたりとの飛報一度到るや、亡命の將士憤激、或は一身の私情より、或は祖國の公情より、臺灣の日本に與ふべからざるを論ずる者多く、茲

に相議して臺灣獨立の共和國を建設せんとなし、同時に清國の宗國權を認め、唐巡撫改めて臺灣の大統領の綬を帶び、其下に執政官を置き、更にこれを助くるに議會を以てせんとしたり。今日よりこれを見れば實に兒戯に類せることなりと雖も、當時に思ひを馳せれば彼等の如何に臺灣に愛着せるかを立證するに難からずや。

五月二十三日、この新政府は臺北より以下各郡邑に檄文を貼示し、其人民に告げ且つ電報を以てこれを歐米各國及支那各省の督辦に通告したり。この新政府の脚色家は曾て巴里の支那公使館附の武官たりし陳季同と稱せる公金費消の故を以て免職せられたる軍人のなれの果てなりといふ。新政府の國旗は本國の黃龍に對して、黃虎となし、これを各政廳及砲臺等に掲揚せしめ、更らに共和國の銀印を作りて島民に公示し、紙幣、郵便切手に至るまで發行せり。骨殖も亦極まれりといふべき也。氣の毒なりしは富者豪族を強いて金錢財貨を寄附せしめ一大酒宴を開き燕樂大いに人心を鼓舞し、爆竹歡呼の祝賀に餘念なかりし島民の此の一時の夢は、我が征臺の帥を乗せたる、五艘の艦艦は海を壓して基隆港の外に來襲したりとの報によりて、恰も南柯の夢の如くに破られたるの笑止なれ。

四 尊とき御犧牲故北白川宮能久親王殿下

四月十八日、下の關係約成るも、叙上の如く亂民擅制の下に更に共和新政府を樹てし獨國を夢みるものありて、容易に臺灣を治むる能はざるものありき、時偶々、近衛師團は遼東の野金州附近にありて未だ殊勳を顯はさず將士徒らに脾肉の嘆に堪えざるものあり。茲に於てか、臺灣征討の任は必然この師團の上に落ちたり。乃ち五月二十二日、十六艘を艦して旅順口を發し、軸輪相ふくんで二十六日琉球の中條灣に集合す。其翌日、臺灣總督樺山大將は東京より、同地に到着し、臺灣の現狀一日も忽諾に附すべからざるものあるを以て、其日正午各船を拔錨せしめ、二十九日基隆を距る十五哩の海上

に達するや、横濱丸返り報するに、基隆、淡水に多数の兵あり銃砲によりて上陸を妨害し支障多き旨を告ぐ、こゝに於て皇軍は軍艦松島の嚮航にて、基隆の東方三貂角の澳底に集まり、先づ六十名の一隊を上陸せしめ、更にこれを四隊に別ち二を警衛に、二を附近の搜索に任せしめて敵を撃攘せしむ。斯て日の未だ西山に没せざる内、歩、工の各兵を上陸せしめ其翌騎兵、砲兵を上陸せしむ、畏くも、金枝玉葉の御身たる北白川宮能久親王殿下軍門の將として統裁し給へり、進むべき道なく、歩むべき山道なく、其困憊筆舌のよく盡す處にあらざりき。六月一日辛ふじて基隆を扼する瑞芳に至り、皇軍の瑞芳を攻略すると聞くや、基隆の守備の將王經國應援に來り戦ふも遂ひに傷を負ふて走る。我軍連戦連勝破竹の勢ひを以て瑞芳を略取し、瑞芳に於ける五百の守備兵は我軍の始めて勇悍なるに驚きて敗兵の口より『日本軍強し』の聲は、基隆臺北に傳はりて、形勢頓に悪化するに至る。

三日基隆を攻略、砲臺、兵營悉く我が軍の有に歸す。我兵僅かに一萬二千餘人、敵兵十二萬四千餘人なりといふ。この戦ひに我の損せるは僅かに二名の死者と二十六名の負傷者を出だしたるに過ぎず。陸上に於て既に基隆を攻略せるにも拘はらず、支那の全權委員は臺灣授受の儀式を海上に於て行はれたることを笑止千萬ならずや。主權の授受の終りしは我軍の基隆攻略當日たる三日午後十二時三十分頃なりしといふ。清國が、鄭成功の子孫より奪ひたる臺灣は、斯の如くにして的確に鄭氏と幾分か血液を同ふする日本人の手に期したるは何たる緣念ぞや。

皇軍の東道役事顯榮翁

基隆の海上に於て彼我の全權が、臺灣島の授受の調印を行はれつゝありし時は既に臺北城内は殆んど阿修羅の巷と化し兇暴性の無頼の徒に擁せられたる骨殖極まる新大統領は更に威令を行ふ能はず、恰も無政府同様となり、臺北は日夜、虐

殺、掠奪、凌辱の場所となり、汚穢極まる制服の兵士は、美装せる行人を呼び止めて、脅迫せらざるなく或は彼等は強奪したる數千圓の價ある金銀寶玉を二三十金に賣り飛ばし、若しこの求めに應ぜざる時は其價は殆んど無價値同様に棄賣する等今日の到底想像も及ばざるものあり。斯の如く、最大の罪惡は公然として兵士の手にて行はれたるものにして、これに伴ふて一般無頼の徒は如何なる兇事を働きしか當時を追憶して慄然たらざるを得ず。蓋し彼等は罪惡を一種の樂しみに犯したるの感なき能はず。端なくも臺北の火藥庫に火を投じたるものありて流星の大統領以下の官人も、この光景を目前に見ては、如何に獨立國を夢想するも堂々晏然たらざるを得ん哉。禍、其身に及ぶを覺るや、六月十一日以前に既に逃走し、外務尙書と稱する陳某以下また逃走を企てたるも去る所を知らず。首鼠兩端して遂ひに白刃胸に迫るの死地に立ちたる彼等は急に一變して公然として強盜と化し、隊伍を整へて富商外人を襲ひ、金財々物を強奪して市外に遁竄し、臺北城中に一人の軍隊を見る能はざる奇觀を呈しぬ。然るに我が軍は、既に基隆にありて臺北の事情を偵察するに今尙二萬人の清國軍隊ありとなすものあり、焉んぞ知らん。事實は斯の如き亂民、暴徒の市街と化しつゝありたるを。

當時臺北にありたる外人の一團たる獨商オーリー、英商タムソン及び米國ニューヨークヘラルド通信員ダウキットソンを使節として、臺北の形勢を我が軍に告げ、速やかに掃蕩して民生の安寧秩序を保たれんことを請はしむ。この使節が其の途上水返脚(今の汐止)に至るや、偶々五百の我が軍の進軍に遇ふて其の使命を述べ、且つ數日の滞在に要する糧食の供給に對しては吾等一團と臺北に於ける紳商とに依つて缺乏なからしめんことを誓ふと、到れり盡せりの誠意を披瀝せり。これに依つて考ふるも臺北に於ける紳商、豪族の一派は如何に、この新政府樹立の殘兵に如何に虐げられたるかを察するに難からざるべし。今よりこれを想起せば全く慄然肌粟を生ぜしむ。

我軍これを聞くや、小島聯隊長、明石參謀(後の臺灣總督)急遽兵を進め、七日午前一時臺北に入り、八日拂曉、賊徒を撃つて臺北城を占領したり。土地の豪商、外人等は眞情より出でし歡喜と光榮とを以て我軍を歓迎し、日章旗は翻々とし

て戸毎に掲げらる。當時皇軍の東道役は辜顯榮翁でありたりといふ。

新共和國の共和軍と稱するものは五月二十三日より六月十一日までにして算ふれば僅かに二十日間の壽命に過ぎざりき然れどもこの間に於ける彼等の企てたる計畫と罪惡とは實に驚くべきものありたるは事實也。斯て降服したる敗兵はこれを福建省に放還し武器は我軍悉く之れを沒收したり。

臺北城は斯の如くにして平定したるを以て六月十一日より更に兵を南軍せしめ、二十二日新竹を略取し、二十五日安平鎮の我が兵站部を襲撃せる黃娘盛、胡嘉猷の徒を撃つ。これより前、基隆、臺北の如き急速なる成功なく、戦ひ勝つも地の利に乏しく、殊に基隆、臺北の如く敗兵の徒と異なりて悉く土匪にして、其の良民と土匪との分別明かならざるものありて皇軍の頗る奔命に疲るゝもの多かりき。七月十二日、山根少將の混成支隊を率ゐて龍潭波に胡嘉猷を攻む、坊城少佐は三個中隊と一小隊の工兵を率ゐて大料炭(今の大溪方面)に向ひたるに途中敵の重圍に陥りて脱する能はざるに至る。止むなく四名の兵をして土人に服裝を變じ、潜行して急を告げ十六日辛ふじて援軍に依りて脱するを得たる等、新竹桃園地方に於ける我軍の苦戦は言語に絶するもの多かりしといふ。而もまた汚水マラリヤ、赤痢等の惡疫と戦ひ、炎熱燒くが如き酷暑の日に、旅順口にて着けたる冬服を纏ひ、一日六里乃至八里の行程を以て敵を追ひ、約二箇月を要して八月十三日苗栗を攻略し、これより地勢の關係より敵を見ず、二十四日コロトン二十六日彰化に入らんとする前、晉に聞く八卦山の砲臺を難なく攻めて之れを取りたり。

此の彰化の戦ひは、近衛師團が臺灣に入りて初めての大激戦なりしと聞く。其の砲臺の位置は極めて地勢を撰擇したるものにして且つこれを死守せる敵兵は五千人の多きに上り剩さへ勇武を以て誇りたる所謂黑旗軍なりしといふ。斯て二十八日彰化を陥落し、九月二日他里霧(今の斗南)長鬮して十月三日嘉義を屠り、遙かに臺南を壓するに至りぬ。

五 伏見宮殿下の臺南攻略

北都臺北に新共和國生れて僅かに二十日間にして倒れたるは前に述べたる如し。然るに皇軍が六月初旬より征臺の師を起して將に四箇月を閲して臺南城を壓せんとする間際まで踏み留まりたる劉永福の臺南駐劄は、實に敵將ながら敬服するものあり。著者をして少しく臺南攻略は如何に周到にして重大なりしかを語らしめよ。皇軍の嘉義に到らざりし前陸軍中將高島勲之助氏を臺灣副總督に任命してこれに荷はしむるに第四師團の一部及び第二師團近衛師團を合したる所謂三軍の兵糧を擲りて臺南城に衝りたる一事これなり。更に畏くも、伏見宮殿下が、臺南の北方二十八哩の地點たる布袋嘴に御上陸遊ばされ、一方には陸軍中將乃木希典氏をして枋寮より上陸せしめ、近衛師團は陸路南進、長鬮して臺南に入らしめんと部署し、五十餘艘に及ぶ軍艦運送船を十月十日の早曉澎湖島に集合し、各軍其目的に向つて上陸す。如何に頑強なる劉永福と雖、斯く三方より圍繞攻撃せられては策の施す道なく、敗兵は口を揃へて日本軍に敵すべからざるを叫ぶや、人心騒然、恰も鼎の沸くが如く、民心既に劉より乖離し相率ゐて奔竄するもの多し。茲に於てか劉永福其の敵すべからざるを覺りて、十月十日、英國の軍艦ビーク號の艦長に托して左の條件を示して降服を乞ふに至れり。

一、臺灣人の何人も刑せざること

二、兵士を優待して本國へ送還すること

を條件として降服すべしとの書を澎湖島の日本軍に致せしが、澎湖島の艦隊司令長官はこれに對して、我軍は十二日に安平に至り、劉に會見して事を議せんことを回答したり。已にして軍艦吉野、安平に至りしも、劉危惧して來らず、彼は更に英人某に托して書を近衛師團長に齎らして降服を申出でたり。十三日吉野、浪速、秋津洲、比叡、八重山、濟遠、等の

諸艦は威風堂々海を歴して打狗(今の高雄)砲臺を攻めて沈黙せしめ、直ちに陸戦隊に依りて占領せり。斯て高島副總督は劉の條件を附したる降服は斷じて容るべからざる旨を告げて、彼の自決を促がしたるに、彼は自己の條件の到底容れられざるを覺りて濤かに一百名の部下を率ゐて、安平に出て、英國船テールスに投じて厦門に逃れたり。

劉永福、厦門に逃れたる後、殘餘肉に等しき敗殘の餘黨は市街に彷徨横溢して行く處を知らず、故に恰も喪家の犬に類せる彼等は變じて賊徒たらんのみ。これを恐れたる外人等は、この餘黨に向つて勸誘して武器の不必要を説きたるに、七八千の兵士は快よく一時にこの武器を放棄したるは彼の北方に於ける新共和國を樹立したる唐景松の軍に比して稍々賈すべきものありたり。この時、機を見るに敏なる英國宣教師フアガスソン、バアクレーの二氏、本島土着の良民に代りて日本軍に至り、臺南の殘兵悉く武器を捨て、遁逃したるを報じ、一日も速かに、安寧と秩序とを回復せられんことを乞はる。乃ち、枋寮より上陸せられたる乃木將軍、十月二十一日を以て臺南城に入り、諸軍相次いで入城す。北白川宮殿下は風土病たるマラリヤ熱に犯され嘉義以南より病重らせ給ふたるにも拘はらず、目的地たる臺南城に御入城遊ばざるまでは一日の休息すら肯んぜられ給はず。遂ひに臺南の陣中に於て薨去遊ばされたるは償ふべからざるの損失といはざる能はず吾等は、この尊とむべき、宮殿下を犠牲に供し奉りたるは島民と共に瞬時も忘却すべからざるを想ふものなり。敢てこれを記述したる所以は、文章報國にいそしむ吾等の義務として他日温故知新の資料ともなればわれ等の希望や達するものなり。此の役我軍の失ふ所の將士軍夫を合して悪疫に死するもの四千六百四十二人、治療の爲めに本國に送られたるもの二萬一千七百四十八人、臺南の病院にありたる者五千二百四十六人、然して戦死者は僅かに一百六十四人にして負傷者は五百十五人なりといふ。更に領有後匪徒の害を蒙りたるものを擧ぐれば、明治三十年より三十四年まで、良民が土寇の侵害を受けし者八千九百餘件にして、土匪の爲めに殺傷せられたる良民は二千四百五十九人の多きに達し、土匪の爲めに良民の失ひたる財産は一百二萬九千七百餘圓に上れり。是等は只公にせられたる表面の計數にして、世に發表せられざる損傷

に至りては思ひ半ばに過ぎるものあらん。今や、全島平寧和樂、昭和の大氣鬱然として揚り、鼓腹擊壤の聲如實に示すに至れり。清朝治下二百三十年間に、二十二回の叛亂ありし時代と、匪徒横行の軍政時代と、昭和の大御代に比較する時は實に世を隔てたる感なくんばあらざるべし。これ蓋し其の當時に於ける臺灣官民の奮闘の跡を歴然たるものにして、著者等の常に感謝し措かざるものなり。更らに本島各般の施設と歴代總督の事績を述べて成功せる臺灣統治を謳はんかな。

第二編

第一章 各般の施設經營

明治二十八年帝國が臺灣島を領有してより早くも既に三十四年の歳月を閲した。多年清國の治下にあり餘りに善政ならざる治下に置かれてゐた島民の文化程度は大體に於て低級なものであつた。彼の所謂馬關條約締結の際清國の全權委員李鴻章が我全權委員伊藤公に向ひ『臺灣は瘴煙蠻霧の地、其民治し難く、加ふるに生蕃といふ獐猛悍悍なる化外の民あり』と言つたのは強ち臺灣島を日本に渡したくないばかりでなく、一面に於ては眞實を告白したものと見る事が出来る。これに對し伊藤公は『我が領土に歸せば統治の權は我が政府の責任に歸す、復た敢て他を勞せしむることなし』と、主張した。斯くて遂ひに我が帝國の版圖となつたのである。領臺の當初歐米人等の一部は文明的施設制度は未だ全からず、加ふるに殖民地經營に就いては何等經驗なき日本人が果たして能く臺灣の開發に成功し得るであらうかと、いらぬ疝氣を病んだが、遂ひにそれは彼等の一片の杞憂に終つて了つた。初代總督樺山伯以下歴代總督の治績は燦然たる光彩を放つて殖民地開發の實を擧げ、成功せる臺灣統治の實績は喧々として内外に傳唱せらるゝに至り、早くも其の成功せる統治振りは各國より多大の賞讃を博するに至つた。

領臺後先づ軍政を民政に移してからは一時土匪討伐に全力を傾注した。一方に於いては産業方面の開發にも遺憾なく力を注ぎ、善良なる本島人に對しては恩威併び行ふの方針を以て撫育政策を執り、理蕃策に於いては懷柔主義或は制壓主義の政策を機に應じて行ひ、『人』に對する各種施設機關は著々として整ふるに至つた。明治四十五年即ち大正元年頃に至つ

ては財政は土地調査やら專賣制度施行に依りて母國に補助を仰がずして濟むに至り、土木事業を盛んにした結果は水利を善くし諸種生産品は非常なる増額を見るに至つた。製糖業は其の後益々隆盛を極むるに至り、鑛業、林業また相伴うて勃興すると同時に交通機關設備も亦完成に近づいて來た。沿岸航路の發達に依り貿易また旺盛となり、基隆、高雄の兩港の如きは駁々たる勢力を以て年々歳々其の貿易額を増大してゐる。島都臺北市を初め各地の都邑は異常なる急速力を以て發展膨脹しつゝある。大正九年自治制發布施行されて以來、行政機關は愈々完備するに至り、裁判は三審制度を採用するに至つた。大正十二年一月からは民法商法までも施行するに至つた。

此の間に處して臺灣統治の當局が最も多く其の施設に苦心したのは教育事業であつたが、昭和三年よりは臺北に大學の設置を見るに至り、難事と目されてゐた教育事業も之れに依り略ぼ完成に近づいたのである。農業、工業、水産、林産、鑛産業等の施設もまた目覺ましい勢ひを以て進展し、衛生上の施設に至つては僅々三十年前までは瘴煙蠻霧の地として厭はれてゐた臺灣も、今では母國では見られぬ程立派に完備し觀光者をして驚愕せしめるまでになつた。悪い意味に於いて針小棒大に吹聴されてゐる臺灣を遙かなる内地からのみ觀てゐる人々が、足一たび本島の地を踏んで何れも其の『立派』さに驚嘆するのは故なきにあらずである。

和蘭の占領四十餘年、清國の統治二百十餘年其の間彼等は何事を爲せるか、帝國領臺後僅に四十年に足らずして今日の臺灣を見得る我々は幸福とせねばならぬ。そは取りも直さず成功せる臺灣統治の賜である。光輝あるは我が臺灣である。

一 行政機關の概要

臺灣統治に就いては、各種の政務機關が設置されてゐるが、其の主なる行政機關は總督府と州及び廳である。總督府に

は總督の補助機關として總務長官、局長、秘書官、事務官、警視、視學官、編修官、技師、海事官、翻譯官、屬、警部、編修書記、技手、通譯等が置かれ、此の外國勢調査の事務に従事する統計官、屬、尙は會議體の補助機關としては臺灣總督府評議會、市區計畫委員會、臺灣中央衛生會、地方病及傳染病調査委員會、工場胎權審查委員會、官設埤圳補償委員會、河川調査委員會、水利委員會、蕃地調査委員會、法令取調委員會、史料編纂委員會、訴訟審査會、教科書調査會及各種の試験委員等がある。

臺灣總督の管掌事務を官房事務、局事務及部事務とし、官房事務を補助する機關の全體を總督官房といひ、局事務を補助する機關の全體を部といひ、局には内務、財務、殖産、文教、警務の五局、而して官房には秘書課文書課、法務課、會計課、調査課がある。

外に專賣局と交通局の事業官廳がある。尙は地方廳は西部地方を五つに分けて州を置き、東部地方を二つに分けて廳を置き此外澎湖島に廳を置いてゐる。臺北、新竹、臺中、臺南、高雄の五州、花蓮港、臺東、澎湖の三廳即ち是れである。州と廳の主なる差異を挙げれば

- 一、州では州知事が州の事務を擔任し州を代表するも、廳では廳長が臺灣總督の指揮命令に依り其の事務を處理してゐるのである。
- 二、州では州知事の諮問機關として協議會を置かなければならぬが、廳には其の設置を認めない。
- 三、州は郡に小分するが廳では郡を設けなくて支廳に小分する。
- 四、州では其の費用を市街庄に分賦することが出来るが、廳には之れを認めない。
- 五州は七市四十五郡に小分され郡の下には二百五十八街庄を置いてゐる。三廳は之れを十支廳に小分し支廳の下に三街等である。

四庄十七區を置いてある。

州の長官を州知事、廳の長官を廳長とし其の補助機關として事務官(州のみ)地方理事官、地方警視、地方技師、視學、屬警部、技手、通譯、警部補、稅務吏、森林主事を置いてある。又郡及び市には郡守、市尹、理事官(市にのみ)視學、屬、技手等を置き、郡には州の警視、警部、警部補及び巡査等を配屬せしめてゐる。

州知事の事務を知事官房、内務部、警務部に分つことは内地に於ける縣に等しく、郡守が郡に配屬せられたる警察官に對し指揮監督權を有するのは朝鮮の郡と異なる著しい點である。

市及び街庄區の事務を擔任し市街庄區を代表するものを市尹街庄區長と呼ぶ。共に公選に依らず、市尹は官吏、街庄區長は待遇官吏又は名譽職である。尙ほ諮問機關として州に州協議會、市に市協議會、街庄に街庄協議會、(區には協議會はない)を置き、各其の代表者の諮問に應じ各其の團體の歳入出豫算、州(市街庄)稅、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徵收、起債其の他重要事項に關し協議を遂げしむる事にしてゐる。任期各二箇年、總督の定めたる定員に依り學識名望ある者に就き州知事が任命するのである。

二 旺盛なる教育施設

總督府は明治二十八年六月十七日を以て始政式を擧げた。翌十八日學務部事務所を大稻埕に假設し、七月芝山巖(現在臺北州七星郡士林庄)開漳聖王廟内に之れを移し、尙ほ學校々舎に充て、芝山學堂と稱して島民子弟に國語教授を開始して以來屋漏を経ること將に三十五、現制の大學教育以下専門、初等普通教育に至る各種教育機關の完備迄には幾多の變遷を重ねたのである。

大正八年一月勅令を以て臺灣教育令で發布せられ、本島に於ける臺灣人教育の組織が初めて整然となつた。更に時勢の進運に伴ふて大正十一年二月其の改正を見るに至つた。
 更らに昭和三年三月十七日には島情に鑑み特に帝國大學令に據る大學が設置され此處に本島教育界は稍完備の域に達したもので、初等教育より大學に至るの系統が初めて完全となり、島内の住民は内地人であると本島人であると蕃人であるとの差別なく、等しく同一系統の學校に教育せらるゝこととなつた。即ち現在に於ける教育機關は左の如くである。



大學教育 (臺北帝國大學)
 特殊教育 (盲啞學校)

而して初等教育の學校は市街庄立、高等普通教育及び實業教育の學校は州立、師範教育及專門教育の學校は府立を原則とされてゐる。各學校の現在概況を見るに小學校は校數百三十三教員數八百十九、兒童數二萬九千七百八十二、公學校は校數七百五十、教員數蕃人共五千二百九十九、兒童數二十四萬五千五百九十七に達してゐる。高等學校は内地の高等學校令に據るもので大正十一年四月臺北市に新設された七年制のものである。昭和三年三月第一回の卒業生を出すに至つた、現在學級數十六、職員數七十四、生徒數六百五名である。

中學校は全島に十校を算し、其の生徒數四千六百六、高等女學校は十二校生徒數四千八百十三で女學校は中學校よりも二校多く其の生徒數に於ても亦二百七名の多きに及んで居る。
 實業教育は未だ盛なりと謂ふ程ではないが農林二校、農業一校、商業二校、工業一校の計六校、其の生徒數は二千百六十で何れも五年制度である。

師範學校は臺北二校、臺中、臺南各一校計四校で、職員數百四十四、生徒數千三百八十二名である。女子の師範教育は臺北第一師範學校に修業年限一年の女子演習科を設置し女教員の養成に努めてゐる。

專門教育は明治三十年四月臺北醫院附屬として開設された醫學專門學校を筆頭に臺北、臺南兩高等商業學校及び昭和三年四月から臺北帝大附屬となつた農林專門部の四つを數へることが出来る。其の職員數二百十四、生徒數九百四十八名ある。而して今年度より新設さるゝこととなつて居る高等工業學校設置と共に臺南高商は廢校の運命は免れざるものと見られてゐる。

今年第一回の誕生日を迎へたる臺北帝國大學は、文政、理農の二學部とし、文政學部は哲學、史學、文學、政學の四學科に分ち、講座は二十四講座である。理農學部は生物、化學、農學、農藝化學の四科に分ち、二十四講座である。職員三十七、生徒數六十名である。

盲啞學校は臺北臺南の二校で何れも州立である。職員二十七。生徒數百四十名、昭和二年度に盲啞學校としての最初の卒業者を出した。

其他大正十年五月臺灣公立幼稚園規則の發布に依つて設立されてゐる幼稚園は現在五十一ある。其中公立は二十九、私立は二十二、園児は一千一百二十六名、私立學校規則に依る私立學校は全島を通じて二十校、其の生徒は三千三百二十一名の多き上つてゐる。

三 海陸交通の現状

領臺後總督府は日本郵船、大阪商船の二會社に毎年一定の補助金を與へ、内地及支那に定期航路を命じたが、其の後幾多の變遷を経て、現在では左の如き命令航路となつた。

1 内地線 2 沿岸線(東線西線) 3 南支那線(甲線、乙線、丙線) 4 北支那線 5 南洋線(甲線、乙線、丙線)

即ち内地線は近海日本郵船の朝日丸、大和丸、吉野丸の各船、大阪商船の蓬萊丸、扶桑丸、瑞穂丸の各船、一萬噸級のもの計六隻を以て基隆神戸間を月十二回往航海するものである。沿岸線の東線は基隆から本島東部海岸地方の蘇澳、花蓮港、臺東等を経て高雄に至る往復線で商船の嘉義丸、長春丸が之れに當り、月六回往復してゐる。西線は基隆から澎湖島の馬公を経て高雄に至る往復線である。一艘で三往復してゐる。

南支那線は甲、乙、丙、の三線に分れ、甲線は基隆起點廈門、汕頭、香港を往復するもので二艘を以て之れに充て月六回の往復である。乙線は高雄起點廈門、汕頭、香港、廣東を一船にて往復するもので月三回の往復航海をなし、丙線は基隆起點福州、廈門を月二回往復航海を爲すものである。北支那線は高雄起點、基隆、福州、青島大連を経て天津に至る往復航路で三艘を以て月三往復して居る。南洋線は甲、乙、丙の三線に分れ甲線は基隆起點とし高雄を経て所謂裏南洋と稱せられるマニラ、サンタカン、バタビヤ、マカツサルを往復するもので復航には香港を経由する航路で二艘を以て月一回位の往復である。乙線とは基隆起點高雄、香港を経て所謂表南洋と稱する西貢、盤谷を略ぼ月一回往復する航路を云ふ。丙線とは所謂海防線で同地在留邦人及び領事の陳情もあり、南洋開拓の爲め多少の犠牲を辭せざる積りで山下汽船會社が命令に應じたもので、基隆を起點とし廈門、汕頭、香港、廣東、海口、北海、鴻基等を経て海防に至る往復航路で二艘二回の往復である。

尙ほ大正十四年度から沿岸甲線に附屬線を新設し、蘇澳、花蓮港間を毎日航海してゐる。高雄大連線は昭和二年度末に廢止し、同時に近海郵船に命じて臺灣、朝鮮、滿洲線を新設して高雄大連線に代らしめた。高雄天津線は三艘で月一回往復してゐる。其他高雄橫濱線は二千五百噸以上の船を以て六艘で月六回往復し、基隆爪哇間は三千噸級二艘を以て月二回往復してゐる。

本島は航海上古來難行の一に數へられて居たが、領臺以後航路標識を増設し船舶通報の取扱を開始し、又測候所及び暴風警報信號標を新設する等、専ら海難の豫防に努めた結果、出入船舶は年々増加するも、其の難破は次第に減するに至つた。現在航路標識は燈標三十其の他八、計三十八、今や二十八厘に一基の割となつた。

四 延長途上の鐵道

我が領臺當時は殆んど見るべきものなかつた本島鐵道は、先づ縱貫鐵道の全通となり、東部鐵道の起工となり、其の他幾多分岐線の開通となつて、今日の盛況を呈するに至つたのである。本島總延哩數五百三十七哩一分

縱貫線〔明治四十一年四月開通、延長二百四十六哩一分、經費總額〕北の基隆と南の高雄とを繋ぐ此の縱貫鐵道は清領當時の遺物であつた、基隆新竹間六十二哩餘を改良する一方、新竹、高雄間は新線を計畫し、上記の經費を以て明治三十二年度

から十四年繼續事業として、南北の兩端から工を起して竣成したものである。尙ほ貨物輸送能力の不足を來し大正八年海岸線新設を企圖し總經費一千二百八萬五百餘圓四箇年繼續事業で北、竹南驛から分れ後龍、通霄、大甲を経て王田に至る一線を増設し大正十一年十月開通した。本線は臺灣の幹線であつて、急行列車は基隆、高雄の兩驛晝間二回、夜間一回づゝ運轉してゐる。尙ほ基隆臺北は大正八年以來復線となつた。

潮州線〔高雄、溪州間、二十九哩二分〕 縱貫線の終端驛高雄より東に分岐し南國氣分の横溢せる廣漠なる沃野を南へ進む、大正十一年潮州——枋寮間二十五哩餘の延長工事に着きし、潮州——溪州間四哩五分は大正十二年十月營業を開始したが時恰も財政緊縮に遭遇し殘部の延長工事は遂ひに中止するの止むなきに立ち至つた。

宜蘭線〔基隆、蘇澳間、延長六十哩二分、經費總額一千万圓〕 本線は基隆より縱貫線に沿ふて、八堵に至り茲より別れて、基隆川を廻り、本島唯一の草嶺隧道(七一〇二呎)を抜け東沿岸を通る線である。

淡水線〔臺北東取投所、淡水間延長十三哩二分〕 臺北東取投所を起點として北走し圓山、草山、北投、淡水等の景勝遊樂の境地を連らね宛然臺北地方に於ける遊覽鐵道たる觀を呈してゐる。本線は列車の外に自動車も運轉してゐる。

集集線〔二水、外車埕間延長十八哩五分〕 元臺灣電力會社が日月潭水力電氣工事の爲め敷設したが昭和二年五月より官線として運輸營業を開始した。

臺東線〔花蓮港、臺東間延長百七哩七分〕 本線は東海岸の重要港である花蓮港を起點とし、中央山脈と海岸山脈との間の平野を北から南へ走り内地移民部落の間を経て臺東に達する。軌道は二呎六吋の狹軌鐵道である。

花蓮港、蘇澳間 及び臺東、枋寮間の聯絡線が成り、臺灣一週線の完成するものも近き將來であらう。尙ほ總督府では中部より花蓮港に通ずる横斷線の敷設を決定し目下測量中であるが、開通の暁は久しく宿題となつて居つた、東西運輸の連絡がなり、東部富源の開発に資する處が頗る多いであらう。

尙ほ、本島に於て最重要なる交通補助機關なる私設軌道(所謂トロ若しくは臺車)は地方開發に貢献するところ頗る大である。其の發達は明治四十二年後のごとで、爾來長足の進歩をなし現在では其の哩數六百六十哩四分に達してゐる。私設鐵道の計畫は、遠く明治二十九年に樹てられたが、實際起工されたのは製糖業の最勃興期である明治三十九年であつた。以來製糖業の發展と共に逐年延長し、甘蔗輸送の副産として幾多の營業線を敷設し、現在では其の總延哩數營業線專用線共、一千三百二十七哩一分に達するに至つた。

五 衛生機關の設備

臺灣の衛生状態は領臺二十九年より、大正元年に亘り著しく改良せられ、現在に於ては殆んど隔世の感ありと稱せられて居る。領臺當時有數なる都市にして猶ほ下水の設備なく、家畜は市街を徘徊し其の糞尿は到る所に堆積する有様であつた。家屋も通風採光等は不完全極まるもので、而かも家屋の周圍は竹籬を以て圍み蚊蟻の巢窟に委す等、一として衛生的

なるものはなかつた。縦つて内地よりの渡臺者は惡疫風土病に斃るゝ者多く所謂瘴癘の地と目されてゐた。

督府は明治二十九年臺北、臺中、臺南の三州に病院を設置し其の後地方の發展に伴ひ其數を擴張増設し、現在では東洋一と稱せられる臺北醫院を初め基隆、新竹、臺中、臺南、嘉義、高雄、屏東、花蓮港、澎湖、臺東、宜蘭の十二醫院を有し設備の完全を圖つてゐる。尙ほ地方には百二の官、公、私立醫院と百八十八名の公醫、七百十一名の開業醫、二百十名の官公醫院奉職醫師、百十七名の齒科醫師等が一般の診療並に公衆衛生と醫事に關する事務に従事してゐる。其他明治三十三年醫學專門學校を創設して醫師を養成し又相當都市の醫院にては助産婦を養成し現在では千七十一名の産婆がある。

由來臺灣と言へばマラリヤを連想せしめる程領臺當時はマラリヤの爲め苦しめられたものであつた。依つて督府では一定の防遏豫防方針を定め、マラリヤ防遏規則を設け全島六十七箇所に亘り特別防遏方法を施行して居るが、其効果は頗る顯著である。現在施行して居る特別防遏方法は防遏を行ふ地域の住民に對して血液検査を行ひ、原蟲保有者や患者を發見せば一定期內鹽酸キニーネの無料服用を(強制的)命じ尙ほ蚊帳の使用を勵行してゐる等、其の防遏には至り盡せりの方法を講じてゐるので、現在では都會地に於ては同罹病者は全然皆無と言つてもよい程同病に悩む者はなくなつたのである。

ペストは領臺の翌年より本島に流行し年々猖獗を極め三十四年には患者數四千五百人、三十七年にも略同數の患者を出し死者三千七百七十四人に及ぶ大流行を見、殆んど全島的に大流行を極めるに至つた。其の後隔離消毒風族の驅除等極力防遏を圖つた結果大正六年四月後は全く絶滅した。此のペストの流行は對岸地方との交通に因る事多きことは其の最初の流行地が鹿港、安平、淡水等の對岸貿易港なるに依つて推察し得るので、督府では傳染病豫防策として來航船舶の檢疫を施行することを急務とし、明治三十三年海港檢疫所を基隆に其の支所を淡水港に設け、四十四年之を廢し、新に港務所を置いて海港檢疫其の他の事務と共に掌らしめてゐる。

給水に就いては清國時代多く飲料水を堀井又は河水に仰いだが、水質不良且つ不潔で市街膨脹に伴ふ衛生施設としては

どうしても中央給水法に依らなければならぬので經費の充實を俟つて基隆、淡水に工を起したのを初めとし、現在では基隆、臺北、淡水、臺中、嘉義、高雄、屏東、花蓮港、新竹、其の他を合すれば三十一箇所に及んで居る。

初めて渡臺して臺北市街を觀光し、誰でも先づ第一に驚異感歎の聲を放つは下水工事の完全してゐることである。督府は衛生施設の第一著手として公私下水の新設改良を企圖し、内務省衛生工事顧問技師バルトン氏を招聘して全島を踏査せしめ、且つ東洋殖民地を視察せしめた上、英領新嘉坡の構造に則り臺北市街に開渠式混合法を採用した。即ち本線を暗渠に支線をU字型開渠式にしたものである。明治三十二年下水規則を發布し之れが普及に努めた結果、現在では如何なる小市街地にも之れが施設を見ないものはない。

其の他公設市場、屠場の如きも頗る完備した施設を有してゐる。

第二章 豊かなる産業の數々

光と熱と雨露の過大なる惠澤に浴して居る臺灣の産業は當に全島を一つの大寶庫と化するに至つた。即ち山地は鬱蒼たる森林に富み、水田からは年に二回の收穫があり、砂糖の原料たる甘蔗は平野に遠く波打ち、バナナ柑橘類と相俟つて大なる農産物となつてゐる。礦産の多いのも名高い、水産も頗る豊富で誠に帝國海南の寶庫たるに恥ぢない。畜産工業亦近年著しく發達し前途を有望視されてゐる。

一 農 業

我が領臺以來農業も亦著しく發達し、昭和三年度の統計に徴すれば其の生産額は二億九千三百四十九萬百二十七圓に達してゐる。生産物は島内の需用を充して尙餘あるので内地及び海外に送り出してゐる。其の耕地面積は昭和三年調田四十四萬三千八百六十三甲、畑四十二萬七千九百一十一甲、計八十三萬一千七百七十四甲に達し（一甲は二・九三四坪にして内地の約一町歩に相當する）之れに従事する者は總人口の約五割八分で實に二百四十萬八百十六名に達してゐる。甘蔗即ち砂糖、茶、バナナ、パイナップル、柑橘類は本島特産物とされてゐる。

米 氣候は米の栽培に最も適し、高雄以南地方は年三回他は二回の收穫をなし、西部諸州は主産地である。近來品種の改良を計ると共に作付面積、收量等にも著しく進歩を來たし、今や年産數量は六百八十九萬石此の價格一億三千萬圓に上り本島三大農産物（米、甘蔗、甘藷）中でも最も主要なものである。

甘藷 米に次ぐ食用作物で四時到来處に栽培されるが、臺中、臺南、高雄の三州は其の主産地である。直接食料とする外豚の飼料酒精、澱粉の原料となる。作付反別十二萬六千六百二十六甲、收量二十一億五千四百八十萬三千四百三十斤。

落花生 食料、製油の原料、主産地は臺中、臺南、高雄州下作付反別二萬七千五百二十二甲、四十七萬五百八十二石に上つてゐる。

豆類 種類多きも大豆は最も多い。年二三回收穫し臺北、臺中、臺南及高雄は主産地で昭和三年度作付は二萬二千八百五甲收量は八萬二千七百三十二石。

麥類 臺中、臺南、の兩州海岸地方に栽培されてゐる。大麥の作付は昭和三年度七百六十三甲、收量四千二百三十二石、

小麥は百甲、收量三千七十五石。

胡麻 製油原料、臺南高雄の兩州は主産地で作付三千六百三十三甲、一萬二千二百二十六石の收量がある。

黃麻 米袋、黃麻布の原料、臺中、臺南、高雄の三州は主産地で作付二千七百五十二甲、七百三十萬二千八百二十二斤を産して居る。

苧麻 山間の傾斜地にも適するので宜蘭、新竹、等の蕃地に廣く栽培されてゐる。作付八百九十九甲、收量二百萬四千二百三十八斤である。

煙草 主産地は臺中、臺南二州及花蓮港廳、作付は八百九十九甲、收量二百五十六萬二千三百九十九斤。

龍眼 臺南州は主産地。生にて食する外乾龍眼又は肉龍眼として支那に輸出される。收量四百十八萬五千三百七十七斤、價格六十三萬四千九百七十四圓。

蔬菜 三四十種類ある。一千七百七十萬六千六百十六圓の生産額がある。夏季は少く冬季の産出が多い。

二 隆々發展せる本島の特産物

臺灣に於ける特産物として其名の隆々大なるものは即ち砂糖である。げにや砂糖の臺灣か、臺灣の砂糖かと謳はるゝ故なからずである。又世界の市場に名聲を博してゐる臺灣茶は我が臺灣産業に飾るべき特産物の尤なるものといふべきであらう。此外最近累増的に發達して來たものにバナナ、パイナップル及び柑橘類の増産は本島特産として將來益々力強きものがある。以下項を別ちて簡潔に述べて見やう。

イ、砂糖 本島の糖業は、漢民族の移住と共に傳はり、西曆一六二四年頃、蘭人占據の頃から既に砂糖は本島の主要質



易品と数へられ爾來常に本島産業の主位を占め來たれるものである。領臺當時は年額僅かに八九千萬斤の粗糖に過ぎずして、其栽培も製造も共に舊習を套襲し、少しも改進の跡の見るべきものなかつた。一方當時内地に於ける砂糖の需要額を見るに、一箇年約五億萬斤を越ゆるに、その生産は上述の有様で、需要の四分の三は、これを海外よりの供給に俟たねばならなかつた。されば本島の糖業界は自ら大なる使命の存するものあつたので、督府に於ては積極的の改良施設を試み、以て其缺を補ふは勿論、進んでは海外にも輸出せんと計を樹て、これが改良と擴張とに最善を盡せる結果、今日の隆盛を見るに至つたものである。本糖業のこの大なる進歩は實に外糖を驅逐して巨額の正價の海外に流出するを防止せしめ得たるのみでなく、また本島の經濟財政、交通運輸其他の進歩發達に益せること甚大なるものがある。

最初當局が糖業獎勵の急務なるを認むるや、先づ、新渡戸博士をして各國の糖政を調査せしめると同時に蔗苗改良の施設に意を注ぎ、布哇其の他糖業地から各種の蔗苗を輸入し、試験を重ねたる結果、布哇産ローズパンブーとラハイナの二種最も良く適し其の收量も亦在來種の二、三倍なるを確め得たので、督府では種苗費を補助して同苗の普及を一般に圖つた夫が爲め明治三十五年期には其の作付僅かに三十七甲に過ぎなかつたものが、昭和三年度期には其の植付總面積十萬八千二百四十三甲の多きに上り、其の生産高九十六億七千四百九十二萬六千九百九十二斤の巨額に達して居る。一方領臺當時の糖業界は、其の甘蔗耕作法の幼稚で、製糖業も亦極めて幼稚なもので一千百餘を有する工場中一の新式機械を使用するものなく、何れも畜力を以て動力として居たに過ぎなかつたが、時勢の進運に隨つて愈々製糖業の有望なるを發見した各會社では競ふて新式の機械を設置するに至つた。此の新式機械の製糖場とは三重乃至四重壓搾機、加熱機、清淨槽、三重乃至四重効用罐、結晶機、分蜜機、汽罐等の諸装置を備へ、大量生産をなすべき組織で壓搾能力は一日三百噸から三千噸にも及び、主として分蜜糖(又は粗糖)を製造するものである。日露戰爭後財界の好況は競ふて此の方面に資を投ずるもの多し、一躍世界産糖國の班に列するに至つた。昭和三年度四年期には新式工場の運轉せるもの四十六、其の能力二萬五千六

百五十英噸と一萬三千五百噸となり、資本總額も亦二億八千二百八十六萬六千六百圓に増加して居る。

ロ、茶 臺北、新竹兩州が主産地で年十數回摘葉す、作付反別四萬六千六百二十三甲に及び其種類は青心烏龍、黃柑、時茶、大葉烏龍、青心大有等であるが、就中、青心烏龍、青心大有、大葉烏龍の三種は最も優良品で茶園全面積の六割以上を占めて、年産額は一千一百萬圓に達してゐる。

ハ、柑橘類 内地ではとても味ふことの出来ない甘味豊醇な椪柑と文旦を初め雪柑、桶柑、斗柚等で臺北、新竹、臺南州等は主産地で昭和三年度内地移出産額二十六萬六千四百八十二圓、輸出額十七萬二千圓に上つてゐる。

ニ、バナナ 本島の代表的果實で主産地は臺中、臺南及び高雄州下である。昭和三年度作付一萬五千六百九十一甲、産額二億三千五百七十七萬六千九百九十八圓に上つてゐる。

ホ、パイナップル 本島新興の一大産業として將來を嚆望されてゐる。主産地は高雄、臺中の兩州最も適し近き將來東臺灣にもこれが栽培を見んとして居る。生果としての輸移出高三十六萬七千三百六十六圓、價格二萬二千圓、罐詰の輸移出高八十三萬三千六百三十六打、價格二百六十萬八千三百六十五圓に上つて居る。本業の前途頗る多望なるものがある。

三 畜 産

一 畜牛 主として水牛と黄牛の二種で専ら農耕と運搬用に使役されることは内地の馬と同様である。他に洋牛と雜種牛があつて乳用其他に供されて居る。目下總頭數は昭和三年度三十八萬七千九百四十四頭、内水牛二十九萬五千八百八十七頭、黄牛八萬六千六十一頭、洋牛、印度牛、雜、等五千九百九十六頭である。

二 養豚 本島人の重要な副食物として毎戸に飼育してゐる。昭和三年度總頭數百七十一萬八千三百二十四頭、屠殺數百

六萬二千七百二十三頭、其の價格三千五百五十二萬千六百六十四餘圓。

3 家禽類 昭和三年度鶏四百六十三萬九千五百五十六羽、鶩百四萬二千餘羽、鶩二十一萬八千三百餘羽、七面鳥四千五百餘羽を算して居る。

四 水 産

本島沿岸は魚族類頗る多く、北部海面には鯉、鮪、連子鯛、旗魚、珊瑚を出し、東部海岸には鯉、鮪、惣田鯉、飛魚、西部海岸には鰯、鯖、鰯、南部海岸には旗魚、鮪、鯉、黄花魚、鯛、等を産する。就中北部及び南部の鯉、旗魚、鮪及び支那東岸を漁場とする連子鯛は本島漁撈の最たるものである。昭和三年度の漁獲高は一千二百六十七萬圓、製造高二百七十六萬六千六百二十三圓、養殖收穫高三百四十萬一千七百七十九圓、合計千八百七十七萬八千餘圓の巨額に達してゐる。

五 林 業

山嶽が總面積の三分の二を占めてゐる所の本島は、森林に於ても亦見るべきものがある。其の大きなものになると、概ね一萬尺内外の高山であるから、土地の高くなるに連れて、熱帯林から暖帯林となり、温帯林となり、寒帯林となり各地帯の樹木が網羅されてゐる。中にも最も大きいのは阿里山、八仙山、太平山の三つであつて、現に官營斫伐事業を行つて居る所である。阿里山は其の總面積一萬七千六百餘甲で僅かに一千五百甲の草地を除いては悉く針葉、闊葉の樹木である。同山より昭和三年度に伐つた材積は十二萬五千九百十五石、其の價格百六十二萬五千六百三十五圓である。同じく八

仙山では五萬三千九十八石、四十九萬九千三百三十三圓である。

六 鑛 業

本島に於ける既知の有用鑛物は金銀鑛、砂金、水銀鑛、石炭、石油、硫黃、燐鑛、其他十五種を算ふ。臺灣鑛業規則に基き鑛業を許可せられたるは、金、金銅、金銀銅、砂金、銅、水銀、砂鐵、石炭、亞炭、石油、硫黃、燐鑛、銅硫化鐵の十三種である。現在の總鑛區は七百七十二、此の面積二億三百八十七萬八千八百坪あり、鑛産年額は二千百十萬二千餘圓である。就中石炭は百八十五萬七千二百噸、一千六百九十三萬三千圓を占め鑛産物の大宗として、大勢を支配して居る、之れに次ぐは石油で百九十三萬六千圓である。

本島鑛物の分布状態を見るに金屬鑛物は極北部と東部、石炭は北部を主とし中部に及び、石油は殆んど全島に亘り特に中南部に其の兆候が著しい。されば北東部は金屬産地、北部は煤田地、中南部は油田地と大別することが出来る、以下重要鑛業の概況を述べて見やう。

一、金銀銅 は臺北州基隆郡下金瓜石瑞芳の兩鑛山で本邦有数の鑛山として知られて居るが、昭和二年兩鑛山の産額は金銀、銅、金銅鑛、等にて二百七萬二千圓を示して居る。此の外臺北州下の富太社に銅鑛を、花蓮港廳下秀姑巒溪畔に含金銀銅鑛の鑛床を發見され一時操業されたが銅價暴落のため今は休止中である。

一、砂金 は遠く三百餘年前倭寇時代邦人によりて開發せられたる歴史を有する。今は臺北州下基隆川筋及金山内溪谷より採取されて居るが明治三十五年頃の最盛時に比し頗る落漠の觀がある。現在東部臺灣に於て砂金の調査試掘中なれば斯業の將來は尙ほ多望視せられて居る。

一、石炭 島内消費は勿論、輸移出及輸出船用の供給逐年増加し採炭業は益々發達し、今や將に二百萬噸の出炭を見んとしつゝあり、價格亦二千萬圓に垂んとし、之れが盛衰は本島鑛業の大勢を左右するのみならず經濟界に及ぼす影響は頗る大である。

一、石油 臺灣に於ける石油事業採掘事業は從來相當の苦辛を重ね來れる處なるが、日石社の經營する出礦坑は近時引續き數次の大量油の自噴をなしたると同錦水油田が大量瓦斯を自噴したる等にて共に産油激増し其の前途を多望ならしめたる爲め臺灣油田の聲價頓に擧がり、本邦有数の油田として其名を馳するに至つた。

第三章 專賣制度の概要

現在總督府で行つてゐる專賣品は阿片、食鹽、樟腦、煙草、酒の五種類である。

一 阿片

本島が帝國の領土となるや阿片政策を如何に取扱ふかに就いては相當悩んで居たが、政府は所謂漸禁主義を採ることに決し、當時吸食して居た者に對しては一定の規則の下に使用を許可し、一般に對しては吸食を嚴禁した。而し現在では阿片に中毒した所謂癮者に限り鑑札を下附して特許してゐる。而しその阿片は總督府專賣局の製造するものに限られ、其の販賣は專賣局より地方廳を経て取次人に、取次人は之れを小賣人に賣り下げるので小賣人は又之れを需要者の要求に依り

又は其れ以下の單位を以て賣り渡すのである。阿片煙膏には一等、二等、三等の三種あるが、二等は明治四十年以來、三等は昭和二年八月以來、賣下せぬ事になつた。現在百匁入一罐一等四十圓、三等三十圓である。

二 食鹽

鹽は遠く鄭成功の時代から西部海岸地方に於て天然鹽なるものを官營で製して居た。我領土となつてから明治三十二年五月專賣制度を實行し從來亂れて居た品質の改善、價格の調整を圖つた。當時の鹽田總面積は僅かに三百五十四甲、其の製鹽產額一千九百萬斤に過ぎなかつたが、翌三十三年には一躍其の產額六千萬斤に上り島内の需要を満たして餘りあるに至り、昭和三年末には鹽田面積二千三百二十甲、產額天日製鹽二億四百二十萬斤、煎熬鹽二千萬斤に達した。

三 樟腦

本島樟腦の製法は、遠く鄭成功の頃に傳へられたと言ふが明かではない。領臺前は許可證を持つて居た以外の者は製造を禁じられて居たが、明治三十二年八月總督府は樟腦專賣を開始した。實に本島樟腦は世界需要額の大半を供給して居る而しセルロイドの發明される前までは其の用途は單に藥用又は防蟲用たるに過ぎず隨つて需要も少く、我專賣制度實施當時を以てしても世界需要總額は約五百萬斤に過ぎなかつたが、近來歐米に於けるセルロイド工業の急激な發達を來すや、其の需要亦俄に増加し今や一千二百萬斤に上り、其の世界全需要の大半は本島から供給してゐるが近時獨逸の人造樟腦の活躍目覺ましいものがあるので、專賣局では目下之れが對策に就いて研究調査を重ね善處してゐる。尙ほ樟腦再製作業中

の副産物は香料として有望視され之れ又研究中であるが完成の曉は之より得る収益は相當の額に上るものと見られてゐる

四 煙 草

煙草の專賣は三十八年三月以來で、目下發賣中の煙草の種類を産地別に擧げると、内地製、外國製、本島製の三種で内地製は内地の專賣局から供給を受け、外國製は貿易商をして輸入せしめ、本島製は當初其の製造を民間に託してゐたが、大正元年以來は電氣動力の新式機械を用ひ專賣局に於て製造を開始し、現に左の十八種を製造販賣してゐる。

葉卷 シルビヤ、ランダイ、ニヒタカ、マボラス、ダイトン、ニヒタカエキストラ、ツギタカの七種。

紙卷 (兩切) 第二ジャスミン、第三ジャスミン、レッドジャスミンの三種。

刻 一等條紫煙、二等條紫煙、一等赤厚煙、二等赤厚煙、一等鱗煙、二等鱗煙の八種。

煙草販賣機關としては賣捌人と小賣人から成り、現在賣捌人は七十名、小賣人は七千二百二十九名、其の賣上高は昭和三年末一千五百八十七萬二千三百五十九圓に達してゐる。

五 酒

酒は大正十一年七月から專賣を開始された。製造方法に依り醸造酒、蒸餾酒、再製酒に區別され更に之れを細別すれば

一、醸造酒には 清酒、濁酒、紹興酒、鳳梨酒。

二、蒸餾酒には 米酒、糖蜜酒、燒酎、泡盛、蕃薯酒、高粱酒、離仔酒、砂糖酒、アロールト酒。

三、再製酒には 紅酒、藥酒、白玉酒、烏豆酒、白酒、味淋、糯米酒、鳳梨酒、芭蕉酒、栗仔酒、花命酒、様仔酒、利久酒、李仔酒、紅梅酒、玫瑰酒、甘味葡萄酒、ウイスキー。

就中最も多きを占めてゐるのは米酒、糖蜜酒、紅酒、藥酒、等である。昭和二年度に於ける專賣局の醸造高は五千三萬六千一百四石、民間に於ける同年の酒精製造高は三十一萬四千餘石に達し、内輸出高十四萬八千石、移出高十五萬三千石、總販賣高一千五百四十六萬九千六百五十七圓の巨額を示してゐる、販賣機關は煙草同様で賣捌人八十九名小賣人八千百人に上つてゐる。

第四章 隆々たる土木事業

一 河 川

本島の河川は流域極めて短かく且つ源を中央山脈より發して居る關係上、上流は急にして下流なるに従つて幾條かに分れ、河口に於ては其の何れが本流なるかを疑はしめるものが多く、爲めに流域は頗る繁雜多岐である。而して一日の豪雨にも洪水氾濫し田畑人畜の蒙る害は決して少なくない。多くは山林濫伐に因るものであるが治水の法を得て居ない事も其の因をなしてゐる。本島第一の巨流濁水溪は上述の弊の最も著しき例で督府にては河川調査委員會の決する所に従つて大正元年より同五年まで幾多の護岸工事を行つたばかりでなく、大正六年度より大正十一年度に亘り同溪の左右兩岸及び其の派流の護岸工事を繼續的に行ひ、その他淡水河、大安溪、大甲溪、下淡水溪、宜蘭濁水溪の如き被害多き地方には或は

石堤を以て、或は鐵線蛇籠を以て、或は混凝土を以て沿岸を保護して居るが、之等護岸を初め幾多の護岸工事に要した經費は現在まで一千七百六十二萬一千九百五十九圓の多額に上つてゐる。

二 埤 圳 (水利)

本島の氣候風土は自ら、稻、甘蔗、等に適してゐるから、之れを助くるに水利灌溉の設備を以てすれば、荒地を美田と化し、年二回の收穫は三回に進めることが出来る。依つて總督府では常に灌溉事業の保護監督をなすのみではなく、進んで其の施設經營に當ることとなり、明治四十一年度から昭和六年度に至る二十四箇年繼續事業として、三千萬圓の豫算を以て總督府が直營し來つたが、嘉南大埤へ千二百萬圓を補助した結果、大正十二年度に至る十六箇豫算千八百萬圓を以て事業を繼續することゝなつた。此計畫が竣工の曉は、二期作四十一萬八千甲と電力一萬七百五十馬力を得られる見込みである。官設埤圳の外、公共埤圳、認定外埤圳、水利組合等が各所に設置され灌溉の便を計り、産業發達に資してゐる。

三 電 氣 事 業

本島に於ける電氣事業は明治三十六年以來主として官營であつたが、大正八年七月臺灣電力株式會社令に據つて資本金三千萬圓の臺灣電力株式會社の手に移つた。會社では直ちに日月潭現在の標高二千四百尺の湖面に更に七十五尺の貯水を爲し十四萬馬力の電力を起さん計畫で工事進捗中であつたが、財界不況の影響を受け、中絶の止むなきに至つて今日に及んで居るが、現石塚總督は其の再興に意を注いで居るから近き將來に工事に着手されやう。臺灣電力の外には大正九年八

月中、桃園電氣株式會社外五社を併合した臺灣合同電力株式會社を初め、嘉義電燈株式會社、新竹電燈株式會社、花蓮港電氣株式會社、恒春電氣株式會社、合資會社南庄物産商會の六社がある。尙ほ他に動力又は燈用に向け自家用電氣として製糖會社其の他の各種會社、工場若しくは私人の發電自用に供するものは現在七十二ある。

四 築 港

本島は海岸線(四百里)短かく、隨つて自然の良港灣と稱すべきものは極めて少い。僅かに北端の基隆、南方の高雄兩港蘇澳の漁港、海口の船溜、安平の運河等あるに過ぎない。

A 基隆築港 基隆は内地と本島とを連絡すべき最も重要な港である。修築の端緒とも見るべき工事は明治三十二年より四箇年繼續として二百四十四萬圓を投じ、更に三十九年に豫算六百二十萬圓を計上し七箇年繼續事業として修築し、四十二年には三度擴張の必要により、五百十七萬圓の追加を以て大正元年より同八年まで繼續とし、二十萬噸の荷役能力を増加せしめん爲め三百六十間の岸壁を築増し、尙ほ之れに相當する設備をした。大正七年には歐洲大戰の好況に依り荷役石炭能力合計百六十萬噸案を立て、新たに九十二間の岸壁を築くこととして昭和四年度までの繼續事業として一千六十九萬八千九百四十圓を計上し目下工事中であるも引き続き昭和四年度より修築すべく豫算を計上するに至つた。即ち事業の繼續期間は明治三十二年より起算し三十箇年間、其の總豫算額は二千三百九十六萬二千圓に上つてゐる。

B 高雄 高雄は南部第一の要港で、幅八百間長さ三里の高雄灣の内側にある。久しく築港の議があつたが愈々明治四十一年度より豫算四百七十三萬三千圓を計上して工事に着手し大正元年度に至り擴張工事の爲め一千二百七十八萬圓を追加し合計豫算一千七百五十一萬七千圓を以て、大正十四年度に至る十八箇年繼續事業として工事中のところ大正六年度以

後財界の關係に依り、既定方針の全部を完成することが出来ず、更に大正十五年度より昭和九年度まで施工年度を延長し豫算九百八十八萬圓を追加し、設計の一部を改め目下工事施行中である。

C 蘇澳 豫算六十六萬二千圓を以て漁港修築の設計を立て大正十年度より工事に着手し、十二年に至り竣工したが、更に大正十四年度に豫算一萬四千五百圓を以て港内航路の暗礁を取り除き、繫船浮標等を設置した。

D 海口 本島極南部恒春地方の交通と其の水産業開發の急務に應ずべく大正十年に豫算十一萬五千二百圓を以て同年七月本港の修築工事に着手し、十一年度に完成した。

E 安平運河 南部蘇澳物資の集散並に漁業の發達に資せんとして、臺南市に於ては臺南より安平に至る運河開鑿の計畫を樹て豫算七十五萬圓を以て大正十一年四月工を起し、大正十五年三月完成を見るに至つた。延長二千八十間。

五 道 路

明治二十八年中に我が工兵隊の手により南北縦貫の道路を開鑿したるを手初めとして三十三年十月には道路橋梁準則を定めて、地方廳管内の保甲民の出役、寄附又は地方税或は關係地方の特別賦課等に依つて、延長三千餘里の道路を改修し得るに至つた。明治三十八年内地の國府縣道に該當すべき重要道路七百餘里を指定して改修した結果、現今では指定道路八百二十五里に達して居る。尙幅員四間以上のもの四百十九里、四間未満のもの一千百二里、二間未満のものは二千三百二十九里に達した。

第五章 蕃人撫育の狀態

蕃人は本島の最も古い住民で、彼等は元平地に居住してゐたが對岸から移住の漢人に壓迫されて山中に退避したものであるといふ説と、古來山中に居住してゐたとの兩説がある。人種は馬來系統に屬し、漢民とは言語、風俗等を悉皆異にしてゐる。其の種族は、タイヤル、サイセット、ブヌン、ツオウ、バイワン、アミ及びヤミの七種族で彼等は種族別に南洋方面から移動して來たもので、同一種族は如何に離れてゐるも習慣は同一で排他的觀念は殊に強烈である。現在其の蕃社數七百三十九、人口十三萬九千二百三十四名、戸數二萬三千四百九十六、夫婦配遇數二萬七千九百十三に達してゐる。

之等七種族中最も慍悍なるはタイヤル、ブヌンで、就中タイヤルは最も獍猛殺伐を以て聞え、其の利害相反すれば同族間と雖も互に殺傷する。ブヌン、バイワンは前者程大袈裟ではない。他の四種族は至つて柔順にして相當以前から鹹首の陋習を廢し文化の恩恵に浴してゐる。

我が領臺に際しては、先づ懷柔策の計を立て、明治二十九年三月、蕃界樞要の十一箇所に撫墾署を設けて、専ら蕃人の撫育に當り、隘勇事項と取締に關する事項に就いて三十四年には更に官制を革め、四十二年には時の佐久間總督は五箇年理蕃事業の大計を樹て、斯くて理蕃五年の大事業も大正四年一月を以て一段落を告ぐるに至り、今や理蕃政策威壓時代を脱し將に撫育時代に入り授産と教化に力を注ぎ來つた結果、現に彼等は水田適地の保留先取に腐心し、各種勞役に従事するを喜ぶ傾向あるのみならず、勤儉貯蓄の美風を助成するに至り、現在では彼等の貯金高は二十四萬二千四百四十一圓餘、預金人九千八百餘名に達してゐる。彼等の中には既に大學教育を卒へ醫師、教師、等になつてゐる者もある。現在蕃童教

育所百七十六箇所、児童數五千三百餘名あり。教化事業としては頭目勢力者會、家長會、主婦會、婦女會、處女會、青年會、壯丁會、同窓會、父兄會、國語講習會、矯風會、夜學會、等がある。尙ほ疾病に對しては祈禱、符呪等の迷信的方法を打破し公醫診療所十七、療養所百七十六を設けて治療せしめてゐる以外、各地の觀光及び活動寫眞を以て教養に努めてゐる。而し今日の此の成功を見るまでには三十二年間、總人員六千九百十八名の尊き人命を犠牲にし、此の間銃器は總數三萬一千五百二十三挺に達してゐる。此の間大正九年以來飛行機を以て威嚇したこともあるが現在では殆んど蕃害を蒙る様なことはない。

第六章 金融と財政の概況

一 特殊銀行設立の目的

領臺當時金融機關として見るべきものがなく、たゞ一種の銀行組織の如きものがあつたが、到底今日から見れば想像に及ばざるものがある。錢莊と云ひ、滙兌局と稱するものがあつて本店は主として香港、厦門上海等に有し、所謂資本家の爲替商であつて、一枚の滙票を提示せば龍銀を與ふるものであつた。又茶の如き産物に對しては其の資を前貸し、其産出期に至りて現品を受領するの組織もあつた。下級機關としては銀會と稱するものがあつたけれども、何れも其の多くは高利貸の性質を含まざるなく土地の財本を集合一團して眞に市場に浮動融通するものは殆んど絶無であつた。

茲に於てか總督府は本島に特殊銀行設立の必要を認め、明治三十年に臺灣銀行法を發布して三十二年六月から其の營業

を開始し、本島の金融調節に當らしめて居たが、銀相場の激變に遭ひ、三十七年六月應急策として一時金券を發行して其の變に備へたが、其の後復々銀の暴落等の爲め遂に四十四年四月貨幣法の施行を見るに至り初めて内地と同一制度になつたのである。

臺灣銀行は現在資本金一千五百萬圓で、銀行券發行の特權を有し、日本銀行代理店としての國庫事務、其他中央銀行の業務を取扱ふと共に一般銀行の業務や對外爲替金融の事に當つてゐる。

二 普通銀行

本島には右臺灣銀行の外臺灣商工銀行、華南銀行、彰化銀行、三十四銀行支店、臺灣貯蓄銀行、日本勸業銀行支店等がある。昭和三年末に於ける島内各銀行（本島に本店を有する銀行のみ）總資本金二千八百三十萬圓、拂込資本金二千六百七萬餘圓で預金残高（各銀行即ち支店銀行共）一億四百三十一萬餘圓（貯蓄預金六百十八萬圓を含む）貸出金残高二億三千七百八十一萬餘圓である。爲替取組高は收入七億七千六百三十六萬餘圓、支出七億二千六百六十八萬餘圓で、又臺灣銀行券の同年末發行現在高は五千五百七十一萬餘圓、内制限外發行高は一千六百六十一萬餘圓である。此の外近來信用組合、無盡業等の庶民金融機關が設けられ銀行業と相俟つて本島の金融を助けてゐる。

三 財政

本島總督府の財政は特別會計として明治三十年度から開始された。當初は島内に於ける収入と、一般會計からの補給と

に依つて維持して來たのであるが、早くも明治三十八年度からは、その補給を俟たずして全然獨立したのみならず、母國の財政に對して、却つて多大の貢獻を爲し得る様になつた。本島特別會計の開始以來今日までの歳計狀況を見るに、開始初年には、歳入出各一千四百萬圓、十年後の四十年には約二倍六分の増加となり、更に十年後の大正六年度には約四倍六分に進み昭和三年度に至つては實に七倍八分の激増で一億九百二十四萬餘圓といふレコードを示したのである。次で本島に最も理解ある現總督の英斷に依つて、昭和五年度の歳計は實に一億一千餘萬を突破して居る。斯の如く臺灣島の財政は隆々乎として他の植民地に誇るべきものがある。

四 貿易の消長

本島の開港場は基隆、高雄、淡水、安平の四港で、別に支那形帆船(戎克)との貿易の爲めに開かれた舊港、後龍、梧棲鹿港、東石、馬公の特別開港場六港がある。

領臺以來の貿易趨勢を見るに、領臺勿々の明治三十年に輸移出入の總額僅かに三千百萬圓臺であつたものが、昭和三年には四億三千九百七萬餘圓に上り、僅々三十三年の間に約十四倍の激増を示してゐる。之れを内地貿易と、外國貿易とに分つて比較すれば、今日に於ては前者が頗る高額で、總貿易額の七割乃至八割を占めてゐる。貿易品の主なるものを貿易價額順に擧げると次の如くである。

對外貿易

輸出 包種茶、石炭、烏龍茶、苧麻、燐寸、砂糖、樟腦。
輸入 大豆精、木材、ガンニ、蠶、燈油、葉煙草、阿片、包席。

内地貿易

移出 砂糖、米、芭蕉實、酒精、樟腦油、樟腦、食鹽。
移入 織物類、乾魚及び鹹魚、肥料、材木、紙、清酒、米。

貿易額の數字を明治三十年と昭和二年とに就いて比較すると左表の通りで、出入超過は全く相轉倒したばかりでなく、其の出超過は實に八千九十七萬圓に達してゐる。(單位圓)

貿易總額		明治三十年度		昭和二年度	
輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
三二、二三九、八六八	四三三、六二四、六七一	一一、七五二、二〇〇	四四、五九七、七〇七	二五、四一一、四九八	六五、八四〇、三九六
計	計	二、一〇四、六四八	一一〇、四三八、一〇三	移入	二〇二、〇七八、五七七
移入	移出	三、七二三、七二二	一一一、一〇七、九九一	計	三二三、一八六、五六八
計	計	五、八二八、三七〇	三二六、六七六、二八四	輸出	一八六、九四八、三八七
移出	移入	一四、八五六、八四八	一八〇、九七〇、五八六	輸出	一、五二六、一七二
移出	移入	一六、三八三、〇二〇		超	
超	超			入	

(税關調査に依る)

第七章 宗教界一斑

本島に於ける在來の宗教は儒教、佛教、道教、外教、雜教の五つに分類する事が出来る。儒道佛の三教は閩粵兩族の渡來と同時に臺灣に入つたもので地方官が親しく之れが祭を管んだものであつた。然し中流以下の民は現在でも儒、道、佛の教義を明かにせず一定の信仰なく或は儒教を重んじ或は道教を重んずる等徒らに招財、治病等を祈禱し眼前の幸福に向つて希求する現世利益主義で何等信仰に依つて安心立命を得んとするものではない。

一、儒教 儒教は古先聖王の教義で孔孟の祖述憲章したもので内容は宗教、道德及び政治の三つを兼ね、渾然融和したものである。宗教の形式は祭祀によりて現はれて居るに過ぎない。文廟、城隍廟、文昌廟、武廟等は儒教に屬する祠廟である。尙ほ民間には其の姓に依る宗廟と稱するものがあつて、其の姓を有する者が合同して各其の祖先を祭つて居る。例へば劉氏家廟、黃氏廟等の如きは是れで、儒教の思想に基く私祭に屬して居る。

二、佛教 佛教は福建、廣東から移來した禪の分派臨濟、曹洞の二宗にあるらしい。勿論禪に依つて固有の本性を發揮せしむると言ふ譯でなく小乘卑近のもので徒に經文を讀誦し死者の冥福を祈り、諸佛菩薩を客觀の地位に置いて之れに歸依して居るに過ぎない。近時本島佛教徒の間にも、佛教教理の研究はげしく、彼等の社會的地位の向上を計り宗教的教化に盡さんとして、大正十年四月、本島僧侶、齋友及び佛教信者糾合して南瀛佛教會を設立し、機關雜誌の發行並に佛教講習會及び巡回講演會等を開催し著々其の歩を進めて居るが最近漸く各方面より注視され、先般御大典に當り恩賜財團濟美會及び川村總督より各五百圓宛の獎勵金を下附され、大いに面目を施されるところあつた。

三、道教 道教は孝子、莊子から出て居るものと言はれて居るが後世道士の牽強附會に過ぎない。道士は道教の祠廟に奉仕する者で、多く自宅に住んで人の依頼に應じて天上聖母でも觀音でも其の祭神祭佛を問はず之れを壇に祀り需に應じて治病攘災の祈禱又は葬儀を行つて生業として居る者である。本島の祠廟の大多數は道教に屬するものと言はれて居る。

四、齋教 齋教は持齋宗とも言ひ、佛教禪宗の一種で、臨濟宗の變置したものである。本島には乾隆以來傳來して現在龍華、先天、金幢の三派に岐れ、可なり優勢である。齋教の信者は各團結して齋友と稱し齋堂を建立して佛菩薩を奉祀するを常として居る。此の三派の教義は大差はないが、先天派は絶対に妻帶肉食を禁じて居るに反し、他の二派は妻帶もし菜食も一定の日時を限るといふ様に絕對的ではない。

大正十一年六月嘉義を中心とする齋教徒の團體佛敎龍華會が嘉義免囚保護所を開始して、本島佛教徒が社會事業に活動するの記録を作り、教徒の講習會等を開き社會的に活躍して居る。

五、内地傳來佛教 内地佛教の本島傳來は改隸當時討伐軍に加はつた僧侶に初まり現にあるのは天臺、眞言、淨土、曹洞臨濟、日蓮、眞宗等の各宗であるが、本島人に對する布教の如き到底基督教に及ばず、唯だ佛事法要等に忙殺され宗教本來の精神は兎もすれば閑却され勝ちの傾向であるも、近來京都東西、兩本願寺の別院を初め幾多の寺院が建立され朝夕梵鐘の餘韻を宗教界に響かすやうになつた。

六、基督教 基督教の傳來は遠く十七世紀の初め和蘭が臺灣に據ると間もなく、一六二七年カンヂウスが新港（臺南附近）布教に著手し、天主教を傳へたのに初まる。次いで西班牙の宣教師が北部臺灣に渡來して基隆、淡水を中心として布教に従事し各々善語を以て聖書を譯し、會堂を建て學校を開いて土蕃の教化に努めた。此の教化の疆域は南は恒春から北は基隆に及び、受洗者五千餘人の多き上つた程である。而して蘭人の授けたローマ字は蘭人去つて尙ほ百五十年間用ひられた形跡がある。一六六〇年鄭成功の占據と共に一旦基督教の跡を絶つたが、清朝時代となつてから二百年の後西班牙人

が更らに天主教を傳へ英國長老教會、加奈陀長老教會が相踵いで新教を傳來して今日に至つた。各々學校を建て病院を開き本島人の教化開發に努めて居るが、其の勢力は亦以て偉大なものである。

七、雜教 A、神佛又は祖先を祭祀する團體。これは同一神佛又は祖先を信奉する者の團體で廟宗を設けず、唯神像若しくは位牌を奉じて定時に祭祀を行ふもので、神明會、祖公會等は之れである。B、巫覡、術士、本島人の迷信に對して禁厭、祈禱、占候を業とするものを言ふ。巫覡とは法官、童乩、女巫の徒の總稱で、神下ろし、厄拂ひ、調伏等に類似したことを行ひ、術士とは日師、算命師、地理師、相命師、卜卦師等の總稱で、日柄、運氣、人相、手相、家相、地相等を推算豫言するものである。C、神道、十三派中現に本島に行はれて居るものは、天理教、金光教、神習教、御嶽教、實行教及び扶桑教の六派である。就中、天理教は明治三十三年以來、金光教は同三十五年以來の傳道に係り其の勢力侮り難きものがある。

第三篇

第一章 歴代總督統治の事蹟

初代總督 子爵 樺山總督の事蹟

(自明治二十八年五月十日
至同二十九年六月二日)

著者等、常に臺灣の過去を回顧する毎に、絶大の感謝を表せざるべからざるものは征臺當時に於ける我軍の惡戰苦闘の史實とす。今日の臺灣を目して皮相模索の批評をなすの人は須らく征臺當時に於ける臺灣の歴史を研究すべき也。我が近衛師團は三貂嶺の險を突破し、瑞芳、基隆を衝いて同地方を鎮定するや、六月五日樺山總督は清國の全權より臺灣島及澎湖島の授受を済して基隆へ上陸し、自ら大島少將以下の將士屬僚を隨へて同月十四日臺北城に入城して直ちに政廳の準備をなさしめ、同十七日總督府の始政式を擧ぐ。會するもの近衛師團長官殿下を始めとして我陸海軍人を合せて四百餘名、同文官百五十餘名、外國人二十餘名等にして悉なく開廳の式を擧げたり。當時樺山總督の式辭を見るに、

近衛師團長官殿下を始め内外の來賓諸君、今や我が國が戰勝に依つて得たる臺灣全島及び澎湖島は大體先づ帝國の版圖に歸して皇化に浴するの地となれり。資紀叨りに聖明の眷遇を添ふして本島綏撫の大任を拜受し來て殘留支那兵を勦討し、茲に開廳の式を擧ぐ。資紀今より夙夜身を勵して居民の安寧を保ち其幸福を進め以て聖恩に答へ奉らんとす。言々々々赤誠にあらずして何ぞや。之れに對して近衛師團長として北白川宮殿下は左の如き祝詞を述べさせ給へり。

本日臺灣施政の祝典に際し、能久列席の光榮を得實に欣賀に堪へず、樺山總督閣下は本島緩撫の大任を帯びて此地に在り、其能く領土を治めんことは能久の固く信する所なり。能久謹て茲に諸君と共に我 天皇陛下の萬歳を祝し併せて總督閣下の健康を祈る。

新て滞りなく第一回の始政記念式は軍馬控儀の裡に舉行せられたり。更に最初の行政組織として定められたる其統制を見るに、

- 總督 民政局長官 陸軍局長官 海軍局長官 内務部長
- 外務部長 殖産部長 財務部長 學務部長 逓信部長
- 司法部長 參事官 秘書官 書記官 技師
- 其他屬官

則ち民政、陸軍、海軍の三局長を置き總督官房には衛生事務長を設けて積極的に衛生事務を司らしむるに努めたり。總督府の下には三縣、四廳を置き、知事、書記官警部長及廳長を置きたり、これ當年の行政組織なりき、今之を細別すれば民政局長官は總督を佐け、行政、司法の事務を整理し、各部事務を監督す。陸軍局長官及海軍局長官は總督を佐け軍政及び軍務を整理す。各部長は總督又は長官の命を受け其主務を掌理し、部中の事務を指揮監督す。參事官は總督又は長官の命を受け審議立案を掌る。秘書官は總督の命を受け機密事務を掌る。又は臨時命を受け各部の事務を助く。(以下略)當時の官人を列するに恰も鐵中の鏘々たるものあり、今茲に參考に供すべし。

- 臺灣總督 海軍大將子爵 樺山資紀 副總督 陸軍中將子爵 高島勲之助
- 參謀長 陸軍少將 大島久直 陸軍局長官 陸軍歩兵大佐 福島安正
- 海軍局長官 海軍大佐 角田秀松 民政局長官 公使 水野遵

- 内務部長 牧朴真 外務部長 領事 島村久
- 學務部長 伊澤修二 殖産部長 押川則吉
- 財務部長 橋口文藏 司法部長 缺 木村匡
- 逓信部長 缺 衛生事務長 服部甲子造
- 秘書課長 中村純九郎 參事官 服部甲子造
- 參事官 樺山資英 同 西郷隆準

◇地方官◇

- 臺南縣知事 古莊嘉門 臺南書記官 高梨哲四郎
- 同 參事官 紫原龜二 同 警部長 水間良介
- 臺中縣知事 海軍少將 兒玉利國 臺中書記官 龍岡信熊
- 同 參事官 安田愉逸 同 警部長 有川貞壽
- 臺北縣知事 田中綱常 臺北書記官 仁禮敬之
- 同 警部長 中西五六郎

斯の如く軍政より民政への秩序ある政治を軍馬控儀の裡に行はんとしたる伯の偉圖なるは實に絶大なるものありき。只この戦役に、畏くも北白川能久親王殿下が臺南の陣中に於て薨じ給ひし事は我等國民の千秋の恨事たるべし。

樺山總督の在任僅かに一年にして戦亂の蒼を能く統治せられ亂より調に整はしめられたる功績に對しては本島に在る官民は永く銘記して忘却すべからざるもの也。

伯の在任中確立したるものは良民に對する一視同仁綏撫に努め或は阿片制度を確立し又は命令航路船の開始、司法機關の開設、其他監獄、病院の創設度量衡器の製作修理販賣等幾多の事蹟が今日の制度革新の根基たらしむるに至れり。

樺山總督訓示

(明治二十八年七月六日)

臺灣全島既に全く大日本帝國の所屬に歸し士民悅服永く昇平を頌つ詎ぞ料らん不法の徒、匪類を嘯集し、愚民を煽動し騰敢負隅以て我が軍に抗す、惟是烏合の草賊、殲滅し難からざるも、爾等順良民衆恐悸驚慌未だ堵に安じ、業に就く能はず、我大皇帝至仁至德爾等の民瘼を軫念する殊に深く、特に恩詔を沛くし、臣資紀に命じて海關諸稅暨び官租を除くの外、本年全臺灣、澎湖各地民間の錢量及諸稅を蠲免せらる。誠には皇恩海に似て帝德天の如し、爾士民等一體如悉し、恭く聖旨を奉じ勵精盡瘁以て報効を圖るべし。

第二代總督子爵桂總督の事蹟

(自明治二十九年六月二日
至同 年十月四日)

樺山總督は新領土經營の新使命の下に僅かに一年有餘にして能く本島統治の大本を確立せられたるは叙上の如し。其後を襲ひたるは當時飛ぶ鳥も墜すといふ長閑の風雲兒陸軍中將子爵桂太郎氏なりき。

當時、母國に於ける識者政治家が臺灣統治に對する經營は極めて重大視したるは、我國に於ける錯々たる人材を總督に任命したるを見ても明かなるべし。

而も同總督は在任僅かに四箇月にして退きたるも、其抱懷せる經綸なるものは極めて偉大なるものあり。即ち我國の植

民政策に對して、烈強が動もすると我國の道義的政治を誤りて、盛んに惡宣傳を放つものありしは事實なりき。

此の秋に際し、同總督は先づ機先を制し對外新聞政策を積極的たらしめて大いに其誤傳を打破し併て我國の正義人道を基礎とした政治を宣揚これ努めしといふ。此の一事既に歴代總督に出色せるものならずや。

同總督在任中特記すべきは先づこの對外宣傳政策を以て最とすべきか。桂總督の言論政策誠に以て當を得たりといふべき也。

桂總督訓示

地方行政は被治者と直接の關係あるを以て政務の施行上寛猛其度に適するを要するが故に、一面に於ては指導教育以て皇化に服せしめ一面に於ては刑罰嚴明以て威嚴を示すことを勉むべし。故に地方行政の目的を達せんには地方官は警察と兵備とを羽翼として以て寛猛其中正を得んことを期すべし。

第三代總督男爵乃木總督の事蹟

(自明治二十九年十月十四日
至同 三十一年二月二十六日)

桂總督の後を襲ひたるは、矢張り長閑系の乃木陸軍中將なり。同總督時代は正に島民の訓練時代にして、先づ舊慣を重んじて急速の改善を戒しむるに努めたる感あり。即ち其施政方針の訓示を見ても明かなるべし(別項記載)

更に此の時代に於て最も特記すべきは治安の任にある警備組織の彪大なる不統一なり。而も軍隊、憲兵、警察の三段に別れて各々警備の任に當らしめたるも、法度一にならず命令區々に別れて事毎に意を異にし遂に感情に支配されて往々官憲の衝突を生ずること一再に止まざりき。茲に於てか乃木總督は此の統一ならざる警備方針を改めて區域の分界を定め

ぬ、これ世に謂ふ三段警備といふ。今日よりこれを見れば誠に以て厄介極まるものありたり。當時憲兵將校下士卒の数は四千餘名を算せりといふ。以て憲兵勢力の偉大なりしかを伺ふに足らん。

次に乃木總督は島民綏撫の目的より地方に於ける學識ある徳望家を表彰する方法として、紳章なるものを與へて社會的待遇を高むるに努めたりし如きは、蓋し島民心裡に投合せる良政策なりき。

乃木總督時代に於ける不祥問題としては彼の高等法院長高野猛矩氏の罷職事件なり。司法權の神聖を楯にして裁判官の一大條件たる終身官を主張したる高野氏の頑迷振は當時各方面にセンセーションを起さしめたり。然れども我が臺灣總督治下に於ける裁判官は母國に於ける構成法の下に保障されざるは勿論、從て憲法施行の領域にあらざるものなりと斷ずるに至當とされ、高野氏の固持せる主張は遂ひに敗となりたるは是非もなきことなり。

因に當時、行政部と司法部とに於ける權限争鬭なるものは、實に醜きものありたりといふ。特記して今人の箴言となさん。

乃木總督訓示

本島土民の祖先以來遵守したる舊慣故俗は深く腦裡に浸潤して、殆ど不文の法度となれるものあり。其甚だしく本邦の定例に違ひ施政上の障害たるものに至りては、之を廢除すべきは論なしと雖も、其の辨髮纏足、衣帽の如きは、これを改むると否とは土人の自由に一任し、又鴉片煙の如きは、一定制限の下に、漸次防遏の効を收めんとす。其他良習たり美俗たるものはこれを保續せしめ、以て施政の便利に供すべきなり。

第四代總督男爵兒玉總督の事蹟

(自明治三十一年二月廿六日
至同三十九年四月十一日)

兒玉總督は即ち世の要求に應じ、重大なる使命を帯びて新舞臺に顯はれたる人なり、將軍は我が陸軍部内に於て鐵中の錚々たる良將軍にして、幾多の征戰に臨み又陸軍次官の大任を負ひたる其の經驗の大なる陸軍部内有數なる行政官たるを認められし人にして、軍服を以て單純なる一箇の裝飾となし、治國平天下の大道を講すべき政治家たるに至つては、正しく其閱歷上の一大新紀元なりき。

明治三十一年二月二十六日、臺灣總督の印綬を帶ぶ。當時十目十指、將軍を措て他に臺灣經營の最適任者なりしは事實也。而して將軍の此の重任を受くるや、先づ後藤新平氏を擧げて民政長官となせり。後藤氏の材幹を認めたるは二十七八年戰役を終へて軍隊檢疫の事あるに際し、後藤氏の材幹は單純なる一箇の刀圭家に非ずと爛々たる將軍の電眼は早くも後藤氏の大に用ふべきを看取せられたるに起因す。今や將軍は軍服を着けたる政治家として難治の稱ある臺灣統治に臨むに當り、特に片腕として往年の刀圭行政家後藤氏を選ぶ、之れ恰も虎に翼を副ふるに異ならざりき。

新任總督兒玉將軍は明治三十一年三月十八日臺中丸にて赴任、爾來銳意臺灣統治の大本確立に努め、同年六月各地方長官を總督府に招集して統治の大方針を示せり。

兒玉總督訓示

本島施政に關する批難は、紛々擾々の有様で、就中司法問題なるものは大に當時の人心を喚起し、或は法院問題となり或は違憲問題なりと迄絶叫せしむるに至れり。然れども是れ或は感情の衝突に過ぎざるものならん。本島に於ても憲法

の施行せられ居るや否やの理論問題は姑く措き、判官の保障は必要を認めたり。然れども一々内地の構成法に據らんとするは、本島事情に照らし、却て過たるは尙及ばざるが如しの感なき能はず。故に陸軍理事保障の程度に準じ甲乙參酌し以て是等に關する律令を定めたり。他日改正條約實施の日も、何等差支へを見ざる餘地を存し、適宜進行の活動を妨げざるを期し、以て從來蟠屈せる苦情を洗滌するの措置を施せり。

以上は事専ら司法に關するものなりと雖も、地方行政官に於ても亦間接に連係ある問題なるを以て、茲に經過の概要と必要とを指摘せり、諸君も尙各自行政上の關係に就き、此の意を以て措置せられんことを希望す。牧民の業は凡そ地方人心を安堵せしむるより切なるはなきなり。而して人民安堵せしむるの要、一に疑懼の念を懐かしめざるにあるのみ、乃ち官廳の命令する處、總じて一途に出て、政治の簡明を示して、人民の依るべき處を知らしむるを要す。是を以て甲乙の官制に分れ自然命令の區々に流れる弊を生ぜざることに努めざるべからず。

今此の目的を達せんと欲せば、地方制度を簡易にして、事務の敏活を圖るに如かざるなり、今尙民心を得るの點に於て彼の支那流の政治に讓るものあるの狀なきものは何ぞや、曰く此の粗野幼稚の人民に對し我が官衙構成複雜にして、其の命令動もすれば區々に分れ、彼の官衙單一にして、其政令は却て一途に出づるに歸因する處あるによるものなきにあらず、尙任選に就て一言すべきは、吏員は務めて臺灣中の人物より推舉し、止むを得ざる場合に非ずば他より任命せざることに注意せられたし。是れ衆人皆悉く然るといふた非らずと雖、渡臺者の意中推察する時は、我が國家の爲めに盡瘁せんと欲するの希望に出でたるもの多きに居るものと看做さざるを得ざればなり。

下級官吏の措は空費を去り、精を擧げ、彼の剩餘を以て之れが不足を補ひ吏員をして生計に困難なからしめんとす（中略）。教育は一日も忽諸に附し去るべからず、然れども漫に文明流を注入し、權利義務の論に走るの風を養成し、新附の人民をして不例の弊害に陥るなからしめんを期せざる可らず、教育固より必要なれども、其方針並に程度は目下考案中にして寧ろ未定といふの外なし、諸君と共に今暫く熱慮を要する問題とせん。

當時喧噪を極めたる司法權問題に對して其嚮ふ處を示し感情の衝突と看破し判官の保障を認めざるも陸軍の理事保障程度に準じ司法官と行政官の分限を明かにし更らに政治の簡明、制度の單純を説き、下級官吏の生計をして困難ならしめざるを諷すに至つては用意頗る周到、凡庸常鱗の徒の企及すべからざる處也。

次に土匪の害は亦政治の障害を説き、憲兵と警察官の壘壕城壁の弊を改めたり、軍人出身の總督にして軍隊を抑へて警察を重んず、實に將軍の如きは一介の武辨にあらざると見る。轉じて論は財政に及ぶ、財政獨立の成算既に胸奥に秘して爾來幾年ならずして果して獨立の實を擧げたり。將軍の此訓示は希望にあらずして確信ある所懐を説きたるものなり。次に教育問題に論及して曰く『教育は一日も忽諸に附し去るべからず。然れども漫りに文明流を注入し權利義務の論に走るの風を養成し、新附の人民をして不測の弊害に陥るなからしめんことを期せざるべからず』

と遙かに後年を透視したる明訓なりき。所謂文明流を排除し、土民をして、猥りに言論を喜ぶの風を挑發するなからんことを戒しめたり。今日の臺灣はこの將軍の説及せる教育問題に對して果して弊害なからずや。

千百の空言世に何等の益なし、大丈夫の言は金石の如しと云へり。げにや兒玉總督のこの屍々數千言の訓示は何れも時弊を透視し、將來の我が臺灣を積ふるの一大鐵案を下して、明快的確、施政の一方針を示したり。宜なり治臺九年、本島統治の大本を確立されたる名總督なり。

兒玉總督の明斷威令は遂に今日の臺灣を形成せしめたり。總督の本島に蒞任せる頃は文武兩官の間忌むべき反目ありて事毎に衝突背馳して政令の爲めに統一を缺きて治績の寸毫も擧る理なし、將軍の炯眼早くもこれを透視して民政、軍務の政務を明かに區畫して各自其任する處に専らならしめて多年の宿弊を一洗せんとしたり。蓋し武人にして武人を抑へ文官を重んずるの雅量は兒玉總督に於て始めて見るべく、統治の大本を確立したる決して偶然にあらざるなり。

更らに總督は地方の政治機關に斧鉞を加へ、其の制度の複雑尠大を戒しめ、地方機關の縮少刷新を企て六縣三廳の制度を廢して臺北、臺中、臺南の三縣、宜蘭、臺東、澎湖、恒春の四廳となし此の下に四十四の辯務署を置くこととし茲に於てか冗員となりし官吏勅任以下一千八十人の多數を罷免せり。其の勇斷敢行世人をして張目貝膽せしむると共に臺灣をして一種の政治的狩獵地となしたる官吏をして肝膽を寒からしめたり。斯の如く官吏の淘汰を行ふと同時に官吏の特別任用令を廢して特殊の場合を除くの外文官任用令に準することとなし、滿二年以上の勤務者には一定の加俸を給し、外に尙増加俸を爲すこととし、又官吏の品位を損せざらんことを計り三十二年中制服を定めて官吏たるの規律を保たしめ、更らに宿舎を貸與して永住安居の念を起さしむるに至れり。

絶倫なる兒玉總督の政治的智能

兒玉總督は土匪の恩撫懷柔に巧妙なる平定策をめぐらし、軍隊の獨斷專行を止めて民政活動の道を啓き、從來の三段警備を廢して舊制の保甲制度を復し自民をして自ら其警備の任に當らしめ一面土匪招降の方針を採りて大に恩撫懷柔の門戸を開放し若し飽くまで反抗するものに對しては一片假借なく大掃蕩を行ひ、恩威併行の實を示せり。而も總督、民政長官、知事等は各々其の土匪鎮壓に従事したるが如き、今日の臺灣に於て想像だも及ばざる處ありき。三十一年七月二十八日後藤長官は親ら宜蘭に入りて林火旺、林少花、林朝俊以下七百餘名の歸順式を擧げ、八月十日村上臺北知事も亦坪林尾に往きて陳秋菊の降伏を容れ、其他八月二十三日水返脚の盧阿爺外九百名、九月八日宜蘭の簡大猛以下五百名を率ひて投誠するあり。十二月林天福、林少猫等三千人を率ひて潮州庄辯務署を襲撃せると雖、招降の恩旨漸次匪徒の間に通じて翌年三月には久しく大平項附近に跳梁したる柯鐵歸順し四月八日には鹽水港附近の阮振降り、十一月十二日に至つ林少猫も

亦誠を捧げて降伏せり。斯て北部臺灣に蟠踞跳梁せる匪徒の大部分は鎮壓し皇化の恵みの下に良民稍安堵するに至れり。

北方は斯の如くにして日々に平和に向ひしが尙中南部に於て舊態依然、匪徒の跋扈跳梁に任するが如き風あり、兒玉總督は北方の鎮定を俟ちて三十三年五月大帥を起して討伐に従事せしむ。第二旅團長山根少將は柯鐵の殘黨を掃蕩せんが爲めに雲林地方を討伐すること二十五日間に及び、三十四年二月宜蘭の土匪詹阿瑞等大擧して臺中を襲ふ、十一月二十三日黃茂松の土匪嘉義、朴仔脚支署を襲ひ、支署長庄崎惣次郎氏戰つて之に死す。十二月一日嘉義、鹽水、臺南、鳳山、阿猴番警察の警察をして軍隊憲兵と協力して銳意討滅を計り、遂ひに十二月十日土匪黃茂松等四十人を屠りたるを始めとして翌三十五年三月九日嘉義の警察隊は匪首黃國鎮を後大埔に撃ちて之を斬り、四月八日嘉義の保甲匪首林添丁を中埔に夷げ、四月十五日鹽水警察は匪首阮振を店仔口に擒殺する等前後五箇月の長きに亘りて匪徒を屠ること三千人、匪徒漸やく屏息して殘徒は雲林地方と鳳山、阿猴に於ける林少猫の徒のみとなれり。

明治三十五年五月二十五日斗六廳に於て張大猷以下三百六十餘人出で、投誠の意を示したるにより之れが歸順式を行ひしに彼は不退にも武器を陰し面従背反の態度に出でたるを以て式場に於て直ちに之を殺戮し、勢に乗じて餘孽を屠り八月末漸やく之を殲滅せり。此の外林少猫、林天福の徒は我が第三旅團の兵の爲に破られて悉く殺戮せられしかば臺灣有史以來の名物たる獍猛不逞の土匪も遂ひに其跡を絶つに至れり。之れ兒玉總督の果斷一往明智英邁にありすんば紛々たる群議を排してよくこの大事業を爲すこと能はざるべし。

財政獨立と專責制度

兒玉總督就任以來行政機關の尠大に失するを縮少して冗費を省き一方に於ては新經營の事業を企て、歳入の増加を計り

しかば、在任幾年ならずして明治三十八年には全く國庫の補給を辭するに至れり。初任の當時三十一年に於ける歳入を見るに其額八百二十五萬圓に過ぎず、其後八年後即ち明治三十九年度には其額約二千五百七十七萬圓に達し、殆んど三倍の増加となり、是れ實に異常の進歩と謂ふべし。この財政の好果を收め得たる所以は主として專賣制度の實施と土地調査の實行に歸せざるべからず。

當時專賣制度に就て世に種々の異論非議をなすもの多かりしも、臺灣の如き富源未開の地にありては、收入増加を計る點に於て專賣制度は誠に必須の事業なり。總督赴任以來、鹽、樟腦、阿片等の專賣制度を施行したるは之れ實に臺灣に於ける特殊の歳入の本源なり。

然して其當時土地調査事業も亦忽諸に附すべからざる重要問題なりき。兒玉總督は深く考ふる處あり、明治三十一年七月臺灣地籍規則及土地調査規則を公布し、九月臨時土地調査局を開設し、長官後藤新平氏を局長とし、土地調査事業を開始せしむ。其事業の概要を見るに、全島の土地を測量し、地籍を定め、生産を數へ、地圖臺帳を調製するにありたり。

斯て事業は年を逐ふて進み、三十八年三月に至りて全く調査を完了し、調査前三十六萬六千九百餘甲と稱せられし田園は約二倍に達し六十三萬三千餘甲となり従つて重要税源たる地租の收入に多大の増額を加へ本府稅政をして秩序整然たらしむるに至れり。

事業公債と産業の施設

臺灣經營上緊急必要とする事業頗る多く本島の縦貫鐵道、基隆築港事業、土地調査、監獄署改築官舎建築等の事業を完成せんが爲めに先づ事業公債の計を樹て、初め六千萬圓を以て之を帝國議會に提出したり。然るに議會は三千五百萬圓に

削減したるも大體に於て總督の公債事業是認さるゝに至りしかば、總督は之を甘んじ愈よ三十二年を以て臺灣事業公債法を發布するに至れり。

斯の如く一方には着々として臺灣經營の新事業を興し、更に一方には積糧以て大に殖産興業の法を講じ、糖業の振興、茶業の挽回、森林の利用、米作の改善、豚の繁殖、牛畜の保護、煙草の栽培等學て數ふる邊なく殖産の遺利をして殆んど餘す處なかりき。殊にこれ等事業と密接の關係なる資金に就ても意を須ふること深く農業金融機關を設け長期低利の資金の道を講ぜんとなせる總督の積極政策は遂ひに今日の如き光輝燦たる産業の發達を見るに至れり。

諸般の施設と島民の綏撫策

更に總督の明斷威令は或は運輸交通に、電信電話に、或は海には命令航路を創始し、或は理番の施設を試みて隘勇線の擴張を圖り、或は從來の警察制度を改革して警官練習所を設け、或は衛生の普及を計り、或は慈善病院を開設して病に苦しむ者を救ひ、或は舊慣調査會を設けて本島古來の慣習を調査し、或は赤十字事業の發達を計り或は臺灣婦人の纏足を矯正せんが爲に婦人天然足會を設けて悪習慣を打破せしむる等、兒玉總督赴任以來、殆んど本島統治の事業として試みざるはなく、又試みて成功せざるはなかりき。律令六十三號の如きは素より統治に便利なる法令にして今日の臺灣統治の成功は蓋しこの律令に負ふ處大なりと謂はざるべからず。

更に意を精神方面に注ぎて島民綏撫の方策として先づ饗老典なるものを設け八十歳以上の男女を招きて、之に茶饌を與へ、酒食を饗し、或は楊文會なるものを開きて學位を有する本島の儒生を臺北へ會して文を囑し、詩を詠じて篤學敦厚の風を盛んらしめしが如き亦兒玉總督の非凡の才識を窺ふを得べし。其他對岸問題に憤激して辭表を提出したるに畏く

も陛下より米田侍從差遣され留任を慰撫せられたる願末あるも限りある紙數にて盡し難し、他日の編纂に譲らん。

第五代總督 伯爵 佐久間總督の事蹟

(自明治三十九年四月十日
至大正四年五月一日)

佐久間總督の本島に莅まれたるは明治三十九年五月である。今其の記録を案するに、同年四月十一日宮中に於て親任式を行はせられ、同日參謀本部に於て兒玉前總督より事務の引繼を承け五月十日伊藤侯を訪問し十六日を以て輦轂の下を辭し十八日神戸より西京丸に乗船二十三日基隆に上陸し直ちに臺北の官邸に入り翌日臺灣神社に參拜し、六月八日總督府各部局を巡視し、同月二十一日を以て廳長會議を開き繼で二十六日臺北を發軔して島内巡視の途に上り七月六日鷺臺驛の南端まで視察し歸府されたり。

當時佐久間總督は春秋既に高かりしも英邁剛毅の氣象は凜然として自ら眉宇に溢れ、彼の明治甲戌の役に際し彼の石門の險を破つて牡丹社の兇蕃を蹂躪したる當年の英名は夙に世の耳目に轟くものありて、臺灣との宿縁決して淺しとせず。故に佐久間總督の本島に莅むや南海の雄蕃爲めに星鉦の森々たるものありき。

當時の臺灣は特別會計の基礎漸やく確立して國庫の補給を仰がずと雖、歲入僅かに三千萬圓に過ぎず、鐵道は南北其大半工を竣れりと雖、三叉河葫蘆墩(今の豐原)間の難關は未だ鐵道を驅る能はず、基隆の埠頭始めて棧橋を架せるも千噸の船舶尙安んじて錨を投する能はず、殊に蕃界に至つては未だ全く鴻荒に屬し王化に浴せざるもの多かりき。

兒玉前總督の賢佐として之れを帷幕に置き以て能く厥切を全ふしたる後藤民政長官は久しく之れを留むる能はず僅かに數閱月にして財務局長祝辰己氏を擧げて民政長官としたり。然るに祝氏不幸にして病を獲、未だ幾ばくならずして溘焉薨を易ふに至る。次で當時警視總長たりし大島久滿次氏を拔擢して其後を襲はせしも勵精治を圖ること前後三年にして冠を

掛けて本島を去つた。其後任は管船局長の内田嘉吉氏である。

斯の如く幕賓の佐を爲す者去就常なかつたが、其の治績は頗る顯著なものであつた。文化蔚然とし興隆し庶物蕃殖して富天下に冠たるものがあつた、先づ基隆打狗の築港は漸次に成功して六千噸級の船舶を其の岸壁に繋留せしめ數年ならずして年々百三十五萬噸の貨物を吞吐せしめんとして一千七百餘哩の鐵道網は日々輻輪を走らせて産業の發達を企圖し既に當時米五百萬石、産糖四億八千萬斤、茶二千四百萬斤前後を産し、澱粉纖維植物の特種農業漸やく其緒に就き、電気水道も亦各市邑に供給し、教育の實大に擧り學校病院の建築は全島に浹治した。

更らに財政方面を觀るに大正二年度に於ては關稅收入並に砂糖消費稅額三百七十四萬圓を同三年度に於ては砂糖消費稅額四百十六萬七千圓を一般會計に移入するの盛況を呈した。

明治四十二年度より計畫せられたる五箇年繼續の理蕃事業の如きは本島統治上最も重要な政務にして明治大帝復た深く愾慮を惱まし給ふたものであつた。佐久間總督は老驥を提げて躬ら蕃山の險隘を攀躋し三軍を指揮して崎嶇間關毫も身命を顧みざりき。四十三年先づガオガン蕃、ボンボン山嶽社の兇蕃を膺懲し、四十四年には『アラン社』蕃の銃器を押收し『チカソワン蕃』を強壓し、『北勢蕃』『トア社』蕃等を討伐し『マリコワン蕃』『マイバライ蕃』を蕩平し四十五年には臺中廳下の『北勢蕃』を威壓し其中堅たる『ローブゴ社』を焼き遂ひに北勢八社をして復た起つ能はざるに至らしめ更らに南投廳下『ハツク』『マレツバ』の兩蕃を攻撃し事未だ半ならざるに不幸にして龍馭賓夫の憂に了る。嗚呼夫れ蕃界を掃蕩し臺灣統治の安寧平靜を保たんとするは、畏くも 明治大帝の愾旨にして五箇年の後を期し其の裁定を闕下に伏奏し以て愾慮を安んずるは又佐久間總督の素志なりき。然るに其功半ばにして罔極の恨に逢ふたる總督の悲みは殆んど身の措く處を知らざりしならん。然りと雖總督の高志堅才は何ぞ之れを以て喪失せん、大帝に仕ふる所以の大節を以て更らに大正天皇に仕へ奉り所期の目的に邁往直進せり。大正元年『マリコワン』を平定し、大正二年更らに精銳を率ひて『キナ

ジ』方面を彈壓し、『シヤカロ』『シカヤウ』『サラマウ』『ハツク』の諸蕃、宜蘭の後山蕃を征伐し、『ビヤナン』『サラマウ』の鞍部を占領し、大霸尖山脈を横斷し中央山脈以西の蕃界を擧げて盡く王化に歸服せしめ、大正三年太魯閣諸蕃社の大討伐を行ふて全く理蕃事業を成功せしめられたり。この五年間に於ける著名なる事蹟を數ふれば南投山の爭奪、李崧山の探險、セラオカフニーに於ける露營の如きは壯者も尙且つ及ばざる所にして其の實況を偲べば懦夫をして慚死せしむるものあり。特にセラオカフニーにあつて屢次暴風雨の襲撃に逢ひ交通に悩み、糧餉に苦み其の困苦缺乏の艱難は到底著者等の筆の盡する所にあらざる也。其の老體に負傷を蒙りたるも亦此の時なりき。斯くて一死賭して敢行せる討蕃事業も最後の太魯閣討伐を以て計畫の全部を成功し蕃人をして獻雉の誠を輸し以て聖化の赤子たらしむるに至れり。

大正三年八月十九日梅風沐雨の難を経てこの老將軍は臺北に凱旋し、翌月十九日臺北を發軔して上京し十一月二十四日參内して親しく蕃界掃蕩の狀を奏聞せられ、十二月八日歸府、其の翌大正四年五月一日を以て漸く桂冠、功に伏り勳一等旭日桐花大綬章を授けられこれに屬する年金其の他の恩賞を賜はり初めて閑地に就かれた。

あゝ、聖明天子の殊遇を荷ふて精忠天關を動かせし老將軍の事蹟は、蓋し兒玉總督の明斷威令と併び稱すべきものならんか。

佐久間總督訓示

諸君は此の炎暑の砌、遠方の處から集合せられまして、甚だ御苦勞様であります。一言申述べて置きますが、是まで政務の大體に涉りての方針に就ては、既に前總督より屢々訓示せられてありますので、本官は爰に述ぶるの餘地なし、諸君は從來の訓示を實行し、將來一層此の成績を地方行政の上に顯す様盡力あるべし、又序に總言す。此の度總督更迭の爲に地方人民中には徒らに浮説を立て何事か統治上に萬一變動を來すことなきかを懸念する者ある様に考ふるも決して左様の事なし、自ら不安を感じ地方民心を害せざる様各廳長に於て特に注意せられんことを望む、此の外必要なることは民政長官より述べべし。

第六代總督 男爵 安東總督の事蹟

(自大正四年五月一日
至同 七年六月六日)

植民統治に實際經驗なき人々が、始めて臺灣の統治の皮相を見て直ちに謬見曲解するもの多きは甚だ著者の遺憾とする點なり。安東總督の如きは即ち此の例に洩れざるの人ならんか。

安東總督は確かに武人としての典型を備へたる人なりしも植民統治に對しては殆んど無經驗の感ありき。先づ其の一例を示せば、部下官人を見ること恰も繼母が繼子を遇するの嫌ありて賢材を求むるに徳を以てすといふ仁愛なるものなかりき。即ち官吏は清廉潔白を旨とせよ、官吏は品行を端正にせよ官吏は其の權力を濫用すべからずと訓諭せるが如きは、誠に器局偏狹を證明せるものとして當時の官民より指彈せられたるものなり。而も事毎に幾多の思慮をなし、一の法を布き一の令を發するに、尙千思萬考を要せりといふ總督なり。

然れども、在任三箇年間に於ける事蹟として見るに、才氣萬能の長官下村氏の建築を採りたる結果相當顯著なるものあり。曰く南支南洋に對する發展策を企圖して本島領有の遠大なる使命を達成せんことを期せり。而して内にあつては八仙山、太平山の森林を調査せしめて斫伐事業を起し、更らに鐵道の延長を圖りて屏東、宜蘭の兩線の建設に着手せしめたる等相當見るべきものあり。

更らに特筆すべきは同總督着任後僅かに一年にして臺灣勸業共進會を開催して普く我が臺灣の事情を紹介するに努めたる一事なり。當時臺北に於て、赤十字、愛國婦人會支部總會の開催ありて、畏くも 閑院宮殿下並妃殿下の御來臺の光榮を擔ひ、内外朝野の貴顯紳士は陸續として踵を接する盛況を呈し、臺灣を母國に宣傳するに絶大なる效果ありしは勿論なり。次で大正六年十月十二日北白川宮殿下を本島へ迎へ奉りたる等同總督在任中皇族方の御來臺二回に及びしは安東總督

の光榮のみにあらずして島民全體の光榮なるべし。

安東總督訓示

今回大命を拜し、臺灣總督の任に就き、親しく此の地に臨み、各官を見るを喜ぶ、島内の諸政は徐々研鑽を遂ぐべし、今敢て紛更を好まず、各官は從來の方針に基き、農業の發達、工業の進歩、商業の指導等其の事務を處理し、毫も遲疑する處あるべからず、今や蕃界の掃蕩は既に其の畢りを告ぐ、行政區域の擴大は諸般の政務をして漸やく複雑ならしめんとす、隨て各官の精勵を促がすこと愈々切なり、宜しく篤敬忠信を旨とし、苟も人民に接しては寛厚にして且つ嚴明なるべし、彼の繁文縟禮を除き、事務の簡捷を圖るは勿論たりと雖、妄りに練達を恃て怠疎なるときは多くは差謬を生じ易し、必ずや機宜を制するに平靜ならんことを冀ふ。司直又は警守の職は謹て苛察に過ぐべからず、會計出納の吏は極めて慎重なるべし、教育に従ふものは溫柔敦厚なるを要し、技術を主とするものは單思研精するを可とす、凡そ廉介清貞の節義は各官を通じて之れを存せざるべからざる所、諄々其の説明を俟たざるべし、唯夫れ島民は言語風俗を異にするを以て動もすれば輒を意思の扞格を生ぜむことを惧る、事理を明斷にして勉めて之れを愛撫し、頼らしむべし狙れしむべからず其の他官吏の服膺すべき條項は自ら法規の存する在り、謹恪守持して以て國家の大計を誤らざらん事を期すべし。(大正六年六月十六日)

第七代總督男爵明石總督の事蹟

(自大正七年六月六日
至同 八年十月二十四日)

歴代の總督中、臺灣の治蹟を語るもの世人口を揃へて兒玉總督、佐久間總督を以てす。初代總督樺山伯は、各國環視の下に先づ失敗なく無經驗の植民統治を行へり。其の始め、臺灣總督は文武兩官何れの是非なるやを議するや、閣議に於て伊藤公四天王の隨一たる伊東巳代治氏の如き、海軍大佐たりし山本權兵衛氏の如き俱に武官總督の非を主張せりといふ然

れども、當時南方策に重きを置きたるが故に且つ各國の植民政策を參酌して、其の權衡を保つ上に、武官總督の必要を感じ衆難群議を斥けて武人を以て總督たらしむるに至れり。

要之、武官總督の必要は徹々たる臺灣統治の爲めのみにあらず、國防の充實に、南方發展の策源地に、我が國權の伸張を圖らんが爲めなるべし。

長岡の寵兒として、寺内元帥の推輓によりて本島統治の大任を綏ひたる明石總督の慧眼は早くも統治上に一大革新の工本ツクを畫くに至れり。先づ島民の權義を尊重する爲めに司法制度の大改革を行ひ、二審制度を三審制度となし、且つ判官に對する保證を認め、更らに大正八年一月勅令を以て臺灣教育令を發布して大いに文教の實を高めん事を期せり。

同總督在任中設立せられたる諸學校を掲げれば曰く高等商業學校、農林專門學校、工業學校、商業專門學校、嘉義農林學校等數へ來らば實に枚擧に遑なし。

次に特記すべきは、同總督の發案である彼の日月潭水力電氣事業の計畫なり。明石總督にして此の大事業が計畫されたるも、好況時代に際し物價の昂騰は遂ひに事業進行途上に於て資金の缺乏を來し一大頓挫を生じ、田總督時代に事業は休止され次で上山總督時代に於て打切りを聲明せらる、に至れり。然共、此日月潭の問題は、常に臺灣の問題にあらずして我が帝國の威信に關する問題として是非共其の目的を達成すべきものなりといふ論者漸やく多く、今や正に其の實現の好機として世人の期待するもの多きは故なき也。

其の他、同總督時代實現せられたるものは海岸線鐵道の開設、西部より東部へ通するの横斷道路の開鑿(臺中州より能高を越えて花蓮港に通するの三八通關より同屬の玉里に通する道路の如き即ちそれである)次に部局の廢合を行ひ、内務行政の刷新を圖りて本島統治に一大紀元を畫せんとする其の行進途上に於て、溘焉として病歿されたるは四百萬民と共に痛惜哀悼の情を禁ぜざるを得ざりき。宜なる哉、病危篤の報天聽に達するや、同總督生前の功勞を嘉みせられて特に華族に列し男

爵を授けられ、且つ正三位に叙せらる。あゝ此の英靈は、千秋萬春本島鎮護の礎となりて永く本島を守護するならん。著者等本島に在住するもの亦故總督の空域に詣で額づく毎に本島を墳墓の地たらんことを誓ふの義務ある事を忘るべからざるものあり。

明石總督訓示

今回大命を拜し、茲に諸君と初めて面會するは頗る欣幸とする所である、諸君の臺灣の地に赴任せられたる年月は各相異なるべきも要するた臺灣に於ける諸君は充分の經驗を備へられて居る事と信する、元來内地人と臺灣古來の民族とを集め其れを統轄するは、實に困難の事であると思ふ。之れは獨り臺灣のみではない、新領土並殖民地は凡そ然らざるはない、然るに困難は勿論困難であるに相違なきも、元來新領土に在む精神は其れをして聊かも内地と異ならぬ様に造り上げる目的に外ならぬのである、上、聖徳の赫耀たるものあり、下は諸君の熱誠あり、これを一貫して内地と違はぬ國民にする必要がある。又諸君は其の抱負がなければならぬ。

元來殖民地の施政の方針も、時々變更することがある、之れは其の時の状況に依るのである、又さういふ事を要する時代がある、然し根本は動かす可らざる基礎を確立したる軌道に依るべきものであつて、眞に日本の本土即ち内地と異ならぬ領土を造るには諸君の努力に俟たねばならぬ。若し此の根本の目的に副ふ事はせずせば、日本は土地を擴めても、之を統治する能力の缺乏を證明するもので見方に依りては初めより爲さざるに若かずと言はれても仕方がないと思ふ。古來日本の歴史は到る處完全なる領土を造つて來たのである。其の時代に於ける目的は決して動かすべからざる基礎の上に數千年來行はれたたのである、固より時と所とを異にせる今日、臺灣に於て此の風土人情錯雜したる各民衆を統御し指導する事は非常の難事と思ふ、従つて之に當る諸君が毎時幾多の困難に遭遇するのである。其の結果として色々の状態や世評を生じ、或は甚だしくこれを悪評し、仕事が怠慢であるとか、官紀が振はぬとかいふ様なことは殖民地で多く聞く處である、故に此の難局に當る諸君はそう云ふ事を承知して己の一舉一動は大なる注目を以て迎へられ、内地に於けるより以上に注意されて居るといふ事を覺悟せねばならぬ、殖民地に於ける仕事は、大なる反映を以て本國に迎へ

られるのである。事業の成敗は固より個人の行爲に於ても多少の批評を受けることあれば其の十倍位に内地に宣傳されるのである。諸君は常に此の點に留意して慎重の態度を失はざる事を切望するのである。内地と臺灣とは相互事情が通ぜず、又此の土地の事情が複雑なる爲め意思の疎通を缺き上下の協力を失ふといふ事を生ずる事が多い、これ失敗の基である、各般の方面に周到なる注意を拂ひ、充分に其の職責を盡されん事を望むものである。

次に臺灣の仕事は、領臺以來非常に發達して居るが、未だ各種の事業は諸君の擔任せる點に於て、此の上にも尙奮勵努力を求むる次第である、又精神的の相互訓練は、一日も注意を怠るを得ない、之等の點に就ては、益々銳意進歩改良を圖り、福祉を増進し領有したる本來の精神を遂行せられん事を希望する。徒に其の功を急いで却て失敗を招かぬ様克く内外の形勢を考慮して確實なる發展を圖らざるべからず、慎重を缺きて輕躁なる行動に出づるは取らざる所である。又對外關係に於ては畢竟自利々他の道に外ならぬ、能く彼此の意思の疎通を圖り、有無相通じ永遠の協同親交を増進する所なくてはならぬ。

聯合國と今回の大戦争に参加せる帝國は、直接間接共に負擔する責任重大なり、之れを聯合國各殖民地が、母國に對する犠牲的精神の流露を鑑み我臺灣に於ても、軍需品其の他經濟的の方面に於て、諸君は又大なる努力と覺悟を要するものと信するものである。況哉、臺灣は帝國南門の樞要たり、自衛の爲めにも忽にすべからざるものあるに於てをや。要するに今日は極めて邦家多端の時であつて、悠長なる生活を許さない、併し之れを善用すれば國民の氣風を一新し、禍を轉じて福と爲す事が出来る、諸君は益々奮勵して此の好機會を逸せず、勤勉の道に依り、富強の基を啓く事を切望するのであります。茲に新任に際して一二所感を述べて就任の挨拶とします。

□□□ 文官總督時代 □□□

原内閣の大英斷、文官總督制定の理由

歐亂後に於ける世界の植民的活動は、各國相競ふて一段高く、積極的政策を採用したり。然して各植民地の住民は智徳の向上に伴ひ、自治獨立の氣勢を示し來つたのは事實である。專制の羈絆より脱して自由の制度を欲求するは人種民族の正當なる主張である。近き例を示せば比島の獨立を喧傳さるゝや、各國の植民政策は倉然として統治上の大改革を圖るに汲々乎として居る。印度に於けるガンヂー一派の主張は、強ち妥當を失せるものと斷言することが出来ない。此の時に方りて、世界の最新植民國たる我が日本の植民政策も亦改革の必要に逼られたるは、疑ふの餘地はなかつた。

本島を領有して新たに帝國の版圖となりて以來、三十餘年に過ぎざるも文物燦然として、世界の何れにも見る能はざる急速の發達を告げたるは著者の絮説を俟たない。早くも歲計の獨立を實現して既に二十年を経過して、經濟産業の發達は隔世の感あり。教化の實も全く擧りて纏ては政治的欲求を待つに至るは正當の叫びであらう。

我が政府は茲に見る處ありて、多年軍人總督のみの制度を改めて文武官併用の制定となつたのである。著者之を稱して統治の第二期時代といひたい。蓋し民族同化訓練の實施と見て可なるが故である。換言せば、威より恩に、剛より柔に專制より自由に、進化を促す導火線であるからである。而も之れを實行するに最も容易に、民心の歸嚮を適從せしむる善策

として、文官總督の實現を見たる次第なり。斯くて我が臺灣統治は武辯總督より文人總督に遷り文化の實一日も早からんことを期したる所以である。

文官總督の任や、斯の如く極めて重且つ大であることはいふまでもない。由來支那民族は武より文を尊ぶ。其の系統を享けたる島民は、これを期待しこれを翹望する決して無理ではないのである。田男の臺灣總督の報一度全島に響くや、島民擧げて歡呼せざるはなく、恰も旱天に雲霓を望むが如く、島民一齊に羨望の標たりしは事實の證する所であつた。

何が故に歡呼せる乎。何が故に翹望せる乎。是れ著者の強く説かんとする主一の目的である。過去の臺灣は既に説けり而して我が領に歸して以來の政治的沿革も概略述べて居る。更らに詳述せんとする點は文官總督制定の経路である。時運の嚮ふ所は軍人總督より文人總督を要求して止まざる理由は叙上述べたる如くである。則ち是を約言すれば、我臺灣の現在には劍戟鏘々の必要を認めざる結果であらう。原内閣の英斷は先づ此文官總督の制定である。是蓋し世界の大勢に順應したる政策といふてある。然して、此最初の大命を荷へる文官總督たるもの、豈に驢上に鬚髯を捻りて安逸を貪るを許さん哉。況哉時勢は滔々乎として瞬時も止む時なく、本島統治の一新紀元を畫すべき時なるをや。田男の任に此土に莅むや直ちに地方制度を改革し、教育令を發布し、更らに進んでは民商法を實施して民生の安定を計らん事を期したのである。

第八代總督 男爵 田總督の事蹟

(自大正八年十月二十九日
至同十二年九月二日)

原内閣の一大英斷たる武官總督より文官總督の制定は、島民衆望をして妙なからず驚異の目を以て見られたるは事實也。而も當時、警察萬能政治に飽きたる島民の權利義務の高調は日を趁ふて益々激甚に思想界頗る混沌たるものあり。此の時に武人より文人總督を迎へたる島民の歡喜は如何ばかりしぞ。故に當時著者等の本島統治に對して杞憂を大ならしめ

たるは理由なき也。

田總督は我國に於ける官僚政治家として大なる識見を有する人なるは何人も首肯する處なるも、新附民に對する經驗なるものは聊か信する能はざるものありき。

田總督の本島に莅むや、府内官人を招集して訓示を述べたる一節を伺ふれば、實に堂々たる金文を以て埋められたる感あり。曰く予は文官として此の重任に膺り、殊に責任の重きを感じと冒頭し更らに本島と母國との政治的關係を述べ更らに經濟産業に燭眼を馳せ、本島の天恵地福の利導經營より、島民の思想に及び滔々數千言を述べて統治方針を示せり。田總督にして始めて文官總督の權威を保持せられたるの感あり。

田氏の任にある僅かに一年にして早くも本島の情勢を研極せられ、茲に變體ながらも自治制の階梯として地方制度の大改革を行ふに至れり。即ち從來の中央集權主義を地方分權主義として西部十廳を五州となし地方長官を勅任として權限を擴張し州の下に市及郡を設け、郡の下に街庄を置き郡守に警察權を與へて地方行政の刷新を圖りたり。而も特筆すべきは州市街庄に諮問機關を設けて大いに民意の暢達、民權の尊重を期し、更らに委任立法權たる法律六三問題を解決して法律第三號の新法案を制定せるが如き、流石に文官田總督の手腕として本島統治に没すべからざるの事蹟なるべし。

然してこの六三問題の解決と共に田氏の本島統治の理想化たる機會均等、平等無差別的に廣く民意を徵する爲めに大正十年六月勅令第二百四十一號を以て臺灣總督府評議會なるものを設立し、これを總督府の最高諮問機關たらしめたり。其の諮問事項は律令案のみならず、一般重要政策に及び、會員は二十五名以内を以て組織せらる。會長に總督、副會長に總務長官、會員は督府の高等官及び民間の學識經驗あるものより總督これを任命すとあり。

此の評議會の設置に就て幾多の議論を爲すものありと雖も、政治家は自ら信する點を自ら斷行するの勇あるを要す。此の意味に於て田氏の此の政策は確かに本島統治に一大黎明を與へたるは事實なるべし。

更らに臺灣教育令の改正を發布し内臺共學制度を實施して大いに文教の平等を期したり。次で内臺航路の改善、南支南洋の開発に意を用ひたる等、實に田氏は内を整ふると共に外に伸びんことを企圖せり。

同總督時代大正九年十月二十日、久邇宮邦彦王殿下並に妃殿下の御來臺あり、大正十二年四月十六日、畏くも今上陛下が皇太子殿下時代に本島へ御案内申上げたる田總督の歡喜光榮は四百萬島民と共に本島統治の歴史に特筆大書すべきものなり。

著者は謹みて殿下の本島四百萬民に下され給ひし御沙汰書を奉讀して讀者と共に御聖旨に副ひ奉らん事を誓はざるべからず。

皇太子殿下行啓と御沙汰書

大正十二年四月十六日、畏くも今上陛下が、未だ皇太子殿下御當時我が臺灣島に行啓遊されて、即日、田總督を御召しと共に左の御沙汰書を賜へり。

御沙汰書

皇上臺灣ニ巡幸セムコトヲ思ハセラルルモ未タ果シタマハス今回予此ニ來リテ誠意アル歡迎ヲ受クルハ満足スル所ナリ予親シク斯地ノ多數官民ニ接見シ地方ノ狀況ヲ視察シテ行政司法教育産業交通衛生等ノ成績並ニ國防ノ充實昭著ナルハ既往官民ノ和衷協力ニ出ツルモノ多キヲ知リ心深ク之ヲ喜フ將來益々相和協シテ共ニ文化ノ發達民生ノ安定ヲ圖リ遠邇均シク康福ヲ享ケ以テ皇上仁愛ノ盛意ニ副ハシコトヲ望ム

田 總 督 訓 示

予は今回臺灣總督の天命を承り、任に茲地に蒞むに當り、一言統治に關する方針の大綱を諗んとす。予は文官として初めて此の重任に膺り、殊に責任の重を感じ。抑も臺灣は帝國を構成する領土の一部にして、當然帝國憲法の統治に從屬する版圖なり、英佛諸國屬領の唯本國の政治的策源地たり、又は經濟的策源地たるに止まる殖民地と同一視すべきに非ず、隨て其の統治の方針は總て此の大精神を出發點とし、諸般の施設經營を爲し、本島民衆をして純然たる帝國臣民として、我朝廷に忠誠ならしめ、國家に對する義務觀念を涵養すべく、教化指導せざるべからず。統治の方針此の如しと雖も、之を實地に行ふに當り、其の施行の方法に就ては慎重なる査檢を遂げ、其の緩急順序を謬らざるを期するの要あり。地勢、民情、言語、風俗を異にする臺灣民衆に向つて、急激に總て内地と同一の法律制度を實施せんとするが如きは、忽ち齟齬扞格を來し、却て之が疾苦を招くの虞なしとせず、先以て教育の普及を務め、一面其の智能徳操を啓發し一面我朝廷蒼生撫育の精神を一視同仁の聖旨を感得せしめ之を醇化融合して、内地人と社會的接觸上何等逕庭なき地步に達せしめ、結局政治的均等の域に進ましむべく教化指導せざるべからず。而して此の目的を貫徹するの道は官府に在つては誘掖指導を怠らず、民衆に在つては忠順勤勉に吝ならず。相互に協力一致最善の力を盡すに在り。

臺灣は由來天恵の寶源に富み、領臺二十餘年間に於ける生産力の伸展は頗る急速にして、殆んど面目を一新するの觀あり。強めて息まざれば尙之を倍蓰する資質あるを疑はず、歴代總督の經營其の效果亦著しと雖も交通の便、水利の用、農村の法、漁鹽の利、衛生の術、其の他講究して舉行すべきもの尠少に非らざるを感ず、若し夫れ眼を轉じて海外との經濟貿易を觀察せば、臺灣天與の地勢は南北交會の要衝を占め南支南洋等一衣帶水にして相隣するあり、人事の交渉亦頗る密接なるものあるに依り善く之を利用し以て交通貿易の途を疎通せば、自他の便宜を増進し、相互の慶福を伸暢すること大なるものあるべし、今や世界の兵禍漸やく戦り平和の曙光を看ると雖も、思潮の動搖殊に甚だしく、歐米列國舉て多事多端の秋に際せり、大勢の波及する所多少の影響を免れざるべしと雖、徒らに新を競ひ、奇を衒ひ善良なる社會組織を破壊するが如き、或は膠柱守株固陋滯滯の弊に陥るが如き、共に深く戒慎して之を避け、勉て時勢の進運に伴ひ、取捨其宜を得以て社會の安寧秩序を保持すべきは目下の一大要件なり。(大正八年十月十二日)

第九代總督 内田總督の事蹟

(自大正十二年九月六日
至同十三年九月一日)

田文官總督は彼の地震内閣の農相として轉するや、田氏の推輓に依りて内田氏は我が臺灣總督の印綬を帶ぶるに至れり。内田氏は曾て佐久間總督をよく翼賛せる民政長官として本島統治の任にありたるの人なれば、再び出て、總督に任せられしは誠に男子の本懐とすべし。

島民箠食盡業して同總督を迎ふの赤誠を披瀝し、内田總督も亦錦衣故郷に歸るの感ありたるならん。

内田總督は本島統治に對して他の總督と異なり白紙主義の人ならざるは其經驗に於て明かに證明せらるゝの人として著者は大いに其手腕に期待せるものなりき。

宜なる哉、同總督は先づ産業立國に重きを置き、更に對外發展を稽查して其施設に對しては機を愆らざらんことを期し思想の問題には斷々乎として過激なる民心の浮動を許さざりき。

論者あり。内田總督は安全第一總督なりと評するものあり。所謂安全協會の如き支部を臺灣に設けたるが如き即ちこれを証して餘りあり。然共、内田氏の抱懐せる經綸の一として東部臺灣の開發に重きを置き將に實行期に移らんとする矢先き任期一年にして挂冠するの止むなきに至りたるは重ねく本島統治の一大不幸たらすんばあらざるなり。

此の一年間に於ける同總督の事業としては自治制度の訓練に主力を傾注して、産業經濟の發達を實現したるの外、島民愛撫の仁政を施して衆望噴々たるものありて、相當事蹟の見るべきものあり。惟ふに同總督をして藉すに時日を以てせんか必ずや、彼の日月潭問題の如き解決せらるゝに至りしならん。

内田總督訓示

惟ふに臺灣統治の方針は、夙に確立して、嚴然渝らざるものあり。歴代總督孰れも之れに準據して、善く其の施設を爲し、官民上下協心戮力して以て、文化の發達を謀りたるは、顯著なる事實なりとす。最近前總督の時代に於て、地方制度を釐革し、評議會を設置し、民法、商法を實施する等、從來の面目を一新せり。之を繼承して完美に至らしむるは現下の急務なりと認む。本總督は固く統治の大本を所持し、時代の推移に隨ふて常に伸縮するあるべしと雖も、期する所は前賢の遺緒をして毫も失墜せしむる無く、更に其の精華を發揚せしめんとするに在り。方今宇内列國の形勢は總て變遷の時機にあり。歐洲大戰以後經濟界の恐慌を來し、國民生活は屢次其の安定を脅威せられ、我國も亦其の影響を受くるを免れず、此際の際務は朝野協同の努力に依り、勉めて道義の觀念を厚くし勤儉以て國本を培養し、力役以て基業を開發し、克く其の民俗をして敦厚ならしむるより急なるは無し。本島産業の發達は最も顯著なる成績を示せり、上下各官從來の精勵助力眞に察するに餘あり、然れども、時勢は進歩して已まず、人智は啓發して窮りなし、假令天恵の豐饒なるものなりと雖も、學理と技功とに於て尙其の研鑽を進めんとを要す、農商工業に對する政策は更に一層の助力を須ひざる可からざるなり。殊に本島は南北交通の衝に當り、南支那及南洋諸島に對する經濟關係は頗る密接なり、此間に處して善隣の誼を敦ふると同時に、相互商業上の利益を増進するは我が臺灣唯一の天職なりと信ず。(大正十二年十月十六日)

第十代總督 伊澤總督の事蹟

(自大正十三年九月一日 至同十五年七月十六日)

曰く護憲内閣と云ひ、三派協調内閣と謂ふ、即ち憲政會總裁たりし加藤高明子を首班とせる内閣の出現と共に、伊澤氏が本島統治の大任を擔ふに至れり。伊澤總督は當時純然たる憲政系統の人物にして、當代罕に見る猛志硬行の氣魄を有す

るの人なりき。憲政會の同氏を抜きて臺灣總督に任せしは故なきなり。

着任、間もなく緊縮政府の方針に従ひ行政、財政の大整理に着手し、十二月二十五日官制を改正發布して悉く古參官人の更迭を見るに至れり。即ち官制の改革は土木局を廢し法務部を官房に移し遞信、鐵道を一括して交通局となし、内務、財務、殖産、警務の四局に改めて茲に始めて伊澤氏の新陣容嚴然たるに至れり。當時、田系と目せらるゝもの、賀來系と稱せらるゝものは悉く悲愴なる勇退振りを呈し、官海の動搖極めて甚大なるものありき。

即ち伊澤總督の事蹟の大なるものを擧ぐれば先づこの官人の更迭を斷行して一大警鐘を官海に投じたるに始政三十年展覽會を開催し尙四百萬島民に對しては餘りに寛大なる政治を採用したることなり。而も、この結果は却て島民より輕侮の念を受けたるは同總督に對して誠氣の毒に堪えざるものあり。

されど、伊澤總督は確かに奇警非凡の高處を有し、常鱗凡介の端倪すべからざるものあり。而も何事も逡巡姑息を許さざりしが如き、著者等の常に敬する所以なりき。惜しむらくは、未だ眞に臺灣の事情に通曉せざる内冠を挂けたることこれなり。

終りに臺北大學の設置に對しては伊澤總督の絶大なる力に依ることを特筆せん。

伊澤總督訓示

予臺灣總督の大命を拜し斯土に莅み茲に諸君と相見えるは洵に欣懷に堪えず、惟ふに皇上一視同仁の聖徳は廣大無邊にして遠邇均しく其の康福を享けざるは莫し、隨つて本島の福利は國家全般の福利と相共に進展し、本島の民心は又た常に國家内各般の民心と相感孚し渾然融合長へに共存共樂の幸慶と榮光とを頒つべきは予の確信して疑はざるところなり。殊に本島は我國の西陲に在りと雖も、其の位置東亞の要衝に當り産業の天恵亦豐饒なり。東方世界の將來を考ふるときは本島は實に文化的に於て將た經濟的に於て共に使命の重大なるを感ぜざるを得ず、官民齊しく王道蕩々の精神を

體し協心戮力を以て此の使命を完ふせざるべからず、本島統治の要諦は蓋し敍上の精神に基き、諸般の施設經營を行ふに在り。從來此の方針に由り官民協力能く其の効果を顯かにせりと雖も、尙ほ進んで企畫すべきもの復想ふに鮮かなるべし。其の具體的細目に至りては更に諸君と共に考覈審議を遂げ時勢の進運と實際の情況とを較量し餘に其宜を制せんことを期す、凡其の職を擔當する者は常に志操の高潔を嚴持し公明正大の心を以て事に當り能く其の精神を作興して苟も懈怠なかる可きは固より言を俟すと雖も方今人心の頹蕩綱記の弛廢寔に憂慮に堪へざるものあり。特に諸君の戒愼を求めんと欲す、庶幾は諸君と共に誠悃を致し赤心を披き相協力して以て此の重責を果さんことを。(大正十三年十月一日)

第十一代總督 上山總督の事蹟

(自大正十五年七月十六日
至昭和二年六月十六日)

著者先年上京の際、中川小十郎翁を訪ひし時、偶々臺灣總督の後任を議するものありき。翁、これに和して曰く、植民地を統治する總督は、何れの政黨派にも超然たる人を要す。然して何れの政黨にも敵の少なき人物を撰ぶにあり。此意味に於て貴族院議員上山滿之進君の如き最も適任なりと信す。彼は爲人極めて廉潔の士にして官吏としての典型なりと推稱しぬ。

當時、伊澤總督は東京市長或は内務大臣候補者として内外喧々囂々たり、著者一日出張所に伊澤總督を訪ひ其の去就を問きたるに伊澤氏例の嚴然たる口調にて東京市長と臺灣總督と何れが重任なりやと答へ態度頗る泰然たるものありき。

然るに噂はアクシデントとなりて伊澤氏は東京市長に轉じ其後を襲ひたるは白雲道人翁の推稱者たる上山滿之進氏なり。上山氏は、伊澤氏の如く奇策怪略の謀將にあらざるも、確固たる信念を有する點に於て伊澤氏に劣らず。上山總督の任に臺灣に莅むや、島民有志の歡迎席上に於て述べられたる挨拶は極めて民衆的にして又空言冗語なかりき。曰く民心の融和

と産業の振興に全力を注ぐべしと云へり。然れどもこの目的を達成するには是非共島民有力家の援助に俟たざるを得ずとなせり。以て同氏の襟懷の大なるを忖度し得べき也。

同總督の事蹟としては例の財界恐慌來に於ける臨機の處置なり、非常の時に於ける非常の決心を爲すものは大丈夫にあらずんば爲し得ざる處、上山總督の一斷に依つて我臺灣は財界の激動を免れたるは何人も感謝し且つ敬服する處ならん。

當時大東京に於ける金融機關は何れも休業の状態なりしに拘はらず、財界動搖の震源地に等しき臺銀本店の所在地に於て毫も營業に支障を來たさざりしが如き、上山總督の非常なる決斷に依らずんばあらず。

上山總督は確かに總督の權能を遺憾なく發揮して四百萬島民の信望を高めたるは多言を要せざるべし。

其他の事蹟としては電力會社の社線を買収して同社の火力發電所の實現に努め、東部臺灣開發の調査を進捗して正に具體化せんとし、一例を挙げれば花蓮港蘇澳間の道路開修實現の如き即ちこれなり。

次で伊澤總督の發案に係る臺北大學の設立に對して、其の實際問題を解決せられたるは上山總督なり。又彼の臺灣總督府評議會を開催し民意のある處を斟酌して統治の骨子たらしむる等、伊澤總督の緊縮方針に比して稍一日の長あるべし。殊に同總督在任二箇年の間に於て我が皇族方の御來臺の光榮を擔ひ奉迎すること五度に及べり。

大正十五年十月北白川宮富子大妃殿下を始め奉り、朝香宮鳩彦王殿下、久邇宮朝融王殿下、高松宮宣仁親王殿下、久邇宮邦彦王殿下の五皇族を滞りなく御案内申上げたる上山總督の光榮は、實に本島統治に特筆大書すべきことなり。

第十二代總督 川村總督の事蹟

(自昭和二年六月十六日
至同 四年七月三十日)

川村總督は秋田縣士族川村俊治氏の長男にして明治四年七月の生、同三十年東大法科を出て、逓信省官吏となり東京郵

便電信學校教授、多度津、長崎、横濱、大阪の各郵便局長に歴任し、次で内務省に轉じ書記官、參事官を経て臺灣總督府内務局長、和歌山、香川、青森各縣知事、警保局長、内務次官等を経て大正十一年早川千吉郎氏の後をうけて滿鐵社長となり原敬歿後、加藤内閣となるや同社長を辭して閑地にありしが、田中内閣の下に昭和三年六月十六日臺灣總督に親任せられたる人なり。

當時政界混沌、世は擧げて輕佻浮薄なるの時、精神的偉人を偲ぶや切なるものあり。殊に我が臺灣の如きは眞に新附民族の精神を支配し、我國道義的政治の坩堝に注入して、民心の歸一を圖る上に於て、特に此の條件を備へたる人格者を要せる所以也。

本島統治の根本方針は既に領臺當時確立され、一律串貫、嚴乎として動かすべからざるものとせり。歴代の總督は、この一貫せる統治の方針に従ひ、時代の趨勢に鑑み長を採り、短を補ひ、以て本島開發の基礎を立てたり。川村總督は、上山産業總督の後を襲ひ、親しく島情を洞察し先づ政友會の積極策を樹て、島民渴仰の日月潭工事の復活を計り、東部臺灣の開發に向つて邁進し、彼の新港漁港の如き、視察直ちに上京中の富田財務局長に特命して、五十萬圓の豫算を通過せしめ、更らに輿論の向ふ處を察知して南支南洋調査費を増加し、自ら彼の地を視察せんと計畫し、農業臺灣をして工業臺灣たらしむべく、日月潭を復興し臺南に高等工業學校を開設する等、民心に投ずる政策は相當見るべきもの多かりき。

更らに内地宣傳として東京國技館に於て臺灣博覽會を開催し、入場者約百萬を數へ、次に大阪中の島公會堂に於て、臺灣事業宣傳會を開催し、阪神地方及近畿地方の有力なる實業家一千名を招待して臺灣の文化を紹介したり。

在任一年にしては相當見るべきものあるも、彼の土地政策の如きは甚だしき失政にして全島の未開原野の豫約拂下を封鎖せる一事は識者の以て與せざる處なりき。

吾人は常に何れの政黨出身を問はず、臺灣の開發に忠實なる總督政治に對しては、大いに之れを援護し以て其の大成を

望んで止まざるものなり。故に、民政、政友何れの出身にしても吾れの關する處にあらず。吾れの關する處は、其の結果如何にある也。

古聖言あり。大行は細瑾を省みずと。川村總督は利器を擁して、恰も長鞭馬腹に及ばざるものありたるを惜しむ。

然共、同總督は民心の歸嚮を察して機を怠まらざるものあり。即ち彼のビール專賣に對して斷々乎として實施すべき意氣込みなりしが、島民の大勢は悉くこれに反對の意を表明したり。これを見たる總督は驟然中止して極めて恬淡たるものありき。更らに特記すべきは農民運動に對する取締りを嚴にして統治の威を示し、これ等の運動者は如何に總督府に訴ふるも口舌巧みなる彼等に對して總督自ら會見を避けたるが如き、よくこの間の消息を察知されたるものといふべし。げにや此處に大醇あれば彼處に大疵ありとは蓋し川村氏を形容するものか。

川村總督の施政方針 (七月六日)

本島改隸以來茲に三十有餘年聖澤遐邇に單敷し謳歌道に載せり、恭しく惟ふに、今上陛下東宮に在し、時本島に行啓あらせられ深く意を文化の發達と民生の安定とに致し給ひ、賜ふに令旨を以てせらる御踐祚以來特に本島の統治に軫念し給ふ聖恩の洪大無邊なる孰か感泣せざらん。

予今回大命を拜して任に斯の地に莅むに當り轉た職責の重大なるを感ず。

抑も本島は帝國領土の一部にして列強の所謂植民地と同視すべからざることは夙に歴代總督の宣明せる所にして本島に於ける文化並に産業の發達と島民福祉の増進とは帝國々運の興隆と相伴ふべく最も密接の關係を有すること復た贅するを須たす。由來本島統治の根本精神は始政以來炳乎として日星の如く一視同仁の聖旨を奉體して徳化を宣布し閩島四百萬の衆庶をして忠良なる臣民たるの實を擧げしめ以て各其の堵に安せしむるに在り。而して之れを實現するの方途たる一にして足らずと雖事の輕重緩急を察し時勢の進運に順應し最も本島の實情に適切ならむことを要す。顧みて宇内の狀

勢を察するに歐洲大戰の經驗は一面各國民の覺醒を促し大に國家的觀念を旺盛ならしめ學國復興の經驗に努力し向上の機運見るべきもの尠からずと雖他の一面に於ては思想動搖の傾向を呈し動もすれば輒ち國利民福と相容れざるが如き行動に出むとする者あるは寔に遺憾に勝へざる所なり。故に文教を振作して健全なる國民精神の培養に醇良質實なる氣風の作興に力むると共に常に人心の機微を精察して嚴に戒愼を加へ苟も統治の根本方針と相背反するが如き事象あるに於ては毫も假借する所なく直に適切なる處置に出むとす。

顧ふに本島は天惠甚だ豊にして最も資源に富めり、而も歴任總督は大に力を産業の振興に效したる結果其の進歩は頗る顯著なるものあり、然れども開發せられざる富源尙多く事業の方法等の改善の餘地を存するもの亦鮮からず、更に本島の帝國內に於ける經濟的使命に鑑みれば海外特に南支並南洋に對する地理的關係は運施經營を待つもの頗る多し、宜しく從來の研究と經驗とに徴し日新の學理技術を應用して各種産業の振興を計り併て商業の隆昌を策し斯界に一新生面を開拓するの覺悟なかるべからず。

諸君は直接行政の任に膺り其の責任重大なり。宜しく躬ら忠誠恪勤の範を垂れ徳操を尙び官規を嚴にして其の習氣を正しくし、服務處事は一に公明親切を旨とし苟も其の威信を失墜するが如きことあるべからず、是れ予の諸君に期待する所なり。予は諸君の誠實と努力とに信頼し以て斯の重責を全うせんことを期す。

第十三代總督 石塚總督の事蹟

(自昭和四年七月三十日
至現任)

第一節 法制局參事官時代

維新以來、官尊民卑の風は、一代の學徒を驅つて官吏生活を無上の光榮と心得、相競ふて之れに走らしめたる結果、官

立大學の卒業生にして、其の百分の八九十までは官吏社會の人たらしめたり。試みに今日の官府を見よ、全然官學の出身を以て堅めらるゝ朋黨比周の府といふも妨げず、從つてこれ等の前身を知らんと欲せば先づ官府大學出身を繙くの徑捷なるに若かざる也。

帝國大學の卒業名簿なるもの之れを讀む者に對しては多少の興味を覺ゆべし。所謂人材の輩出得意の人材、不遇の逸才に於て一潮一干、一盛一衰幾多高低の波紋を畫きつゝ今日に至れる狀況は、恰も社會人心の波動を縮圖したる一斷片たるの觀なくんばあらず。試みに之れを法科大學の卒業者に就て之れを見んか、明治二十三年は官吏の當り年也。英法科出身に前外務大臣石井菊次郎、前文部大臣柴田家門あり、前司法次官小山温あり、前駐支公使伊集院彦吉、前青島民政長官秋山雅之助、前鐵道院理事藤田虎力等あり。政治科出身には床次竹二郎、橋本圭三郎、山之内一次、白仁武、谷口留五郎、李家隆介等のあるあり、誠に多士濟々の觀なからず。現石塚臺灣總督も亦明治二十三年の政治科出身也。

而して石塚氏は、我國官海に於ける最も陞進の早き人にして、既に三十三歳にして勅任の榮を贏ち得たる人材なり。校門を出づるや職を法制局に奉じ高等官四等より一躍二等官に拔擢されたる人として有名なり。更らに誇るべきは勅任の官に在ること殆んど二十年の永きに及び、臺灣、關東州、朝鮮の我が新領土に於て巨腕を揮ひ新功を貽したるは著者等の嗷々を要せざる處なり。

今や時めく、民政黨の筆頭總務として、濱口首相の特に信頼ある原修次郎氏著者に曰く、

『石塚總督は僕等は陣笠時代に既に勳一等を有せし人で、吾々の大先輩である』

と云へり、又東京朝日新聞は石塚總督を禮讃して曰く『石塚氏は明治四十一年には既に勳一等を有せる人として、現松田拓相の如きは當時漸やく政界に足を投げる陣笠組なりき』と報せるが如く全く氏は我が官海の明光として將た儀表的官人として内外に其の盛名を藉甚たらしめたる人なり。

著者茲に郷黨の大先輩として露骨卒直なる人物觀を試みんとす。石塚總督は齡僅かに三十三歳にして勅任の榮冠を荷ひ臺灣統治の初期に於て兒玉、後藤の兩雄を扶けて、統治の大本を確立せしめたるの人なり。然るに氏の功績は常に表に現れずして悉く兒玉、後藤のポケツトに入れられし感なき能はず。若し夫れ後藤の野猪的蠻勇を排せず多く天下に人材を集めて清濁併呑自己の腹臣を多からしむるの雅量ありたらんか、氏は夙に一國の大宰相たりし人ならん。惜むらくは大器藩閥に抗し才力身を崇りしものといふべきか。

強弩の末、魯縞を穿つ能はず、さしも天馬空を驅くるが如き華やかなりし氏の官界生活は大正五年に至つて官を掛け東洋拓殖會社の總裁となれり。池魚故淵を思ふて、空しくこの英雄を老しめ、人をして坐ろに秦准未だ刀兵の劫を経されども、桃花扇底の人たらしむるの感ありき。

爾來超然として塵外に遊ぶの風あり、清談閑逸、澄鮮穩愜の好紳士として僅かに上院議員として侃々諤々の言を聞くのみなりき、然るに民政黨内閣となるや、氏は濱口首相の懇望を入れて臺灣總督に親任せらるゝに至れり。

石塚總督は往年法制局參事官たりし時代、明治廿九年七月熊谷拓殖省參事官と共に臺灣視察の命を帯び來たりて全島殆んど巡遊せられたることあり。歸任、直ちにその鋭眼に觸れたる「臺灣統治に関する意見」なるものを起草し、時の政府要路に具陳したるものあり。今之れを繰れば理路整然、訪俗尋風、表裏映徹、精明省斷人をしてその優先的文明の偉才たるを偲ばしむるものあり。宜なる哉、後年兒玉將軍が、臺灣總督に親任せらるゝや、即ちこの意見書を基礎として、本島統治の大方針を確立せられたるものなりといふ。今その意見書なるものを掲げて温故知新の資料たらしむべし。

臺灣に関する意見書

(明治三十年七月)

目次要項

總論

- 一、臺灣經營は一定の國庫補充金の外は自營に依るの謀を立てること。
- 二、司法行政の各機關の組織を整理せば經費を節減し得るの望あること。
- 三、各種の稅則に改良を加ふれば歳入増加の望あること。
- 四、産業の進歩は國庫の收入を増加するに至るべきこと。
- 五、官吏中無資格にして修養の足らざる分子あり漸次之を矯正すること。
- 六、道路の開墾
- 七、築港の必要

第一 中央制度實施の概況

- 一、組織過大なり。
- (1) 各部區々動作を爲し統一の實舉らざること。
- (2) 職員過多なる爲事務却つて澁滞すること。

- 二、中央の威信地方廳に及ばざること。
- 三、無經驗の官吏多き爲め事務上過誤澁滞多きこと。
- 四、官紀を振肅すること。
- 五、無試験任用を廢し簡便なる試験規則を設くること。
- 六、轉任(總督府に)又は陞進に關し一體に特典を設くること。
- 七、民政局の組織を改正すること。

(一般の改正に漏れたる部分のみを掲ぐ)

- (1) 事務官の定員を減すること。
- (2) 衛生巡察員を廢止すること。
- 八、評議會及び地方官會議の效用を期すること。
- 九、重きを參事官に置くこと。

第二 地方制度實施の概況

- 一、地方區劃の變更を要すること。
- (1) 縣の數多きに過ぐること。
- (2) 縣の區域に甚しき大小廣狹の別あること。
- (3) 地形上並に人情風俗上獨立の廳となすを要するもの

あること。

- 二、廳長の地位を高め其の待遇を優にすること。
- 三、辯務署の數多きに過ぐるを以て適宜合併し以て經費豫算と調和を保たしむること。
- 四、縣廳の組織大なること。
 - (1) 書記官一人、稅務官、警視は冗官なること。
 - (2) 判任官以下の定員を減すること。
- 五、撫墾署を廢止すること。
- 六、巡查の各縣に配當方を公平正確にすること。
- 七、憲兵巡查の衝突を防遏すること。
- 八、軍隊の紀律を嚴肅ならしむること。

第三 豫算施行の實況

- 一、中央廳、地方廳間及び中央各機關に於ける豫算の配布宜きを失せること。
- 二、民政費なる一款内に於て總督府が隨意に其配付を爲すの例を改めて總督府費及地方費の二款に分つべきこと

第四 各種稅法施行の實況

- 一、各種の稅則は孰れも多少の缺點あり之を改正するとき

は歲入増加の望あること。

- (1) 阿片令
- (2) 田 租
- (3) 樟腦稅則
- (4) 糖業稅則
- (5) 製茶稅則
- (6) 契稅規則

第五 對 外 問 題

- 一、政治上、社會上歐米人の勢力。
- 二、實業上内地人及び支那人の優劣。
- 三、支那人取締(附海岸取締)。
- 四、新條約實施の準備問題。
 - (1) 刑法問題
 - (2) 刑事及び民事訴訟法問題
 - (3) 法院の改良
 - (4) 獄制の改良

第六 臺灣に於ける法令問題

- 一、憲法行はるゝや否。
- 二、二十九年法律第六十三號の解釋。
- 三、命令の行はるゝ目標。
- 四、總督の命令にして法律勅令等に違背したるものなきや否。
- 五、二十九年法律第六十三號に基きて發したる命令は同法の消滅後は當然效力を失ふべきや否。
- 六、會計法以下を實施するの可否。

第七 法 院

- 一、地方法院の數を減すること。
- 二、高等法院廢止のこと。
- 三、判官の資格を定むること。
- 四、判官の獨立の保證(懲戒法の制定)

序 言

小官六月十四日を以て臺灣を巡視すべきの命を被り、其の十六日を以て發程本月十四日歸京せり。其間巡廻したるは、縣廳所在地重要なる港灣及び辯務署所在地、撫墾署所在地等にして即ち其の視察調査したる事項は中央及び地方に關する各種制度施行の實況、各種稅法實施の狀況臺灣に於ける法令問題豫算施行の概況、外國人雜居地の狀況、實業上に於ける外國人の勢力、臺灣内外の運輸交通の事より法院、警察、學校、監獄、病院等に至り兼て田租、金融、移民及び土匪に關する調査を遂げたり。勿論右の中に就き調査の深淺完否の差あるを免れず。殊に彼の地各官衙(又は土民有力者)に於て小官の希望を満足せしむべき材料の調はざる場合の如き決して尠からざりしなり。然れども其の大體に於て敢て遺漏なきを信す。

總 論

經費豫算の足らざる爲め各種行政は充分の活動を爲す能はずとは、彼地官人の殆んど異口同音に唱ふる所なり。然れども抑々經費の過不足は元と絶對的問題にあらずして事業と之に對する費額の關係問題たるに過ぎず。特別會計法施行の今日に於て、苟も國庫補充金は或一定の額を超過する能はずとせば、臺灣に於ける萬般の經費は勢ひ其の範圍内に於てする

- 三、技手は臨時土木部廢止の結果として多少増員すること。
- 四、通譯生の数を半減すること。
- 五、各部の分合を行ひ四部乃至五部と爲すこと。
- 六、衛生巡察員を全廢すること。

衛生巡察員の職務は阿片に關する各般の監察及び阿片密輸入に關する監察に在り而して其職務執行の方法中吸食特許者の家宅阿片請賣店又は吸食所に出張し阿片烟膏の検査其の他の阿片に關する各般の監察を爲し又検査上烟膏の鑑定を要するときは其の幾分を徴すること又は烟膏に密封を施すことあり然るに其の基く所の職務規程は單に總督の決裁たるに過ぎず故に右の如き官職を設け此の如き職權を附與せんとするも其の效力なきこと勿論なり然れども茲に廢止を要するの理由は法令上の點にあらずして實質上の點にあり抑々阿片事務に關しては阿片令及其の施行細則に依り一に地方官をして此れが責務に當らしむ然るに衛生巡察員の實況を觀るに時々各地方に出張し警察署に就き阿片に關する狀況を推問調査して之を總督府に報告するに過ぎざるなり畢竟是れ毫も其の必要な費物なるのみならず斯る探偵的職員を置くは却て地方官の責任を輕ぶするの傾なき能はず若し現在の警察官にして不足ならば宜しく之を増員すべし何を苦んで斯る冗官を置くの要あらん又巡察員は六縣にて總計三十名あるを以て其の俸給及び旅費を合算すれば廢止の爲め若干の經費を節約するの利益も亦之あり。

臺灣總督の問題に至ては現行の制度を以て敢て不可なしと信ず。但し總督及び民政局長の任選及び相互に至ては、最も慎重せざるべからず。然れども今茲に之を論ずるの必要なし。民政局長及び軍務局長を廢し民政局長の代りに事務官長を置かんとするが如きは、實際上必要の問題と認むる能はず。蓋し總督と民政局長との間に於て實權の孰れに歸すべきやは、結局人と人との關係問題にして法制の力の能くする所にあらずる所なり。又軍務局長を改めて司令部と爲さんとするが如きは、小官其の理由を發見するに苦む。彼の總督は軍隊を命令するも軍務を指揮せすと云ふが如きは、實地に劃然たる區分を維持し得べきや、否若又維持し得るとするも、實際上果して便宜なるや、否大に疑を存せざるを得ず。

臺灣總督府の評議會の實況を視るに、其の構成員中民政に關係なき局長及び各部長は不知案内なる議案の議事に參與せしめらるゝを却て厭せざるの傾きあると同時に、總督又は民政局長は意見百出容易に議事の結末を見ざるべきを憂へて可成議案を其の會議に提出せざらんことを務めたりし形迹なきにあらず。現に其の章程第二條の如き右の趣意を以て今春改正を加へられたり。然れども實況斯の如きは豈に當初評議會を設定せられたるの趣旨ならんや。苟も總督以下其の人を得、巧に評議會を實用せば其の效用決して尠少なからざるべきは敢て斷言を憚らざるなり。或は地方長官を議員中に加ふべしとの一説なきにあらずるも、頗る實行の難きのみならず、無用の經費と日子を費し、且つ地方官は自から縣治を忽にするの傾を生ぜん。故に地方官會議開會の際に於て別に急施を要せざるものは、可成其の會議に諮詢を経たる後評議會に付するの方針を執るを得策とす。

總督府參事官は定員専任三人なるも、從來多くは定員に充たず、然かも其の參事官たるものは其の手腕其の腦力に於ては寧ろ第二位以下のものを以て充てたるの感なきにあらず。是其の當を失したるものにあらずるか、臺灣總督は法律同様の命令を發するの職權あり、而して緊急を要する場合に於ては勅裁を経ず、又評議會の議に付せずして、右の命令を發することを得、斯る場合に於ては有力なる參事官の審査を経ざれば不可なり。其の他小官の見る所を以てすれば昨年四月以來總督府の發したる府令訓令等にして法律勅令に抵觸するの疑あるもの往々あり。且法律中臺灣に施行せらるべきものにして、尙未だ施行の手續を経ざるものなきや、否勅令にして其の性質上當然臺灣に行はるべきものは總て之を實施し居るや、否頗る疑なき能はず。右の理由に依りて考ふるに總督府が從來參事官を輕視したるが如き傾きあるは到底同情を表する能はざる所なり。

第二 地方制度實施の概況

從來の三縣一島廳十二支廳を改めて六縣三廳となし其の下に七十八箇所の辯務署を配置することに定めたり。然るに制定日尙淺く殊に辯務署は未だ開廳に至らざるを以て視察上遺憾少からざりしも、新制度の大體に關し感起したる要點を左に掲げん。

- 一、縣の數多きに過ぐること。

縣の數は人口、幅員、稅額等より見るも從前の如く臺北、臺中、臺南の三縣にて足れりと信す。若し多少の増縣を免れずとするも少くとも新竹縣は臺北縣に合併し、鳳山縣は臺南縣に合併するを可とす。殊に議會は政府の四縣増置説に對して二縣増置の説を取りしに、政府は三縣を増置したるものなるおや。一縣廳一箇年の經費を平均大凡四五萬圓とせば三縣増置の爲めに要する増費は四十餘萬圓に上る。從來の三縣は其の位置及び管轄區域の關係よりするも、誠に其の宜しきを得たるものなり。殊に新制度に於ては、從來の支廳を廢し廳と縣と相觸立せしめたる以上は縣を増置するの必要あるを認めず。又は安平及び打狗兩開港場の如き條約上より視れば臺南なる一開港場たるに過ぎず。然るに之を二縣にて分轄するは實際の不便尠からざるものあり。

二、縣の區域に大小廣狹の別あること。

嘉義縣の如きは四百四十四方里なるに、臺南縣の如きは百二十方里に過ぎず。其の辯務署設置數も臺中縣は十五、嘉義縣は十四なるに、臺南縣は六、新竹縣は七箇所に過ぎず。又其人口を問へば嘉義縣は五十三萬五千餘人にして、新竹縣は二十七萬餘人、臺南縣は十九萬六千餘人に過ぎず。

三、從來縣の管轄に屬したる支廳を廢して獨立の廳を置きたるは適當の改正と信す。

四、地形上並に風俗上縣の管轄を脱して獨立の廳となすの適當なるものあり。即ち恒春の如きは地勢と云ひ人情、風俗、習慣、土地制度等全く特殊の性質を帶ぶるを以て寧ろ之を廳となすの勝れるに若かず。但し右は鳳山臺南を合して一縣治の下に置くの改正と同時にたるべし。

五、廳長も地方長官の一なり。従つて縣知事と同等の資格を以て地方官會議にも列し又總督に直屬するものなり。然るに其の待遇は縣書記官に異なる所なし。宜しく其の位置を進め其の待遇を優にすべし。

六、辯務署の數多きに過ぐ、宜しく適宜之を合併して半數又は三分の二以内に減すべし。

是れ主として經費問題に關するものなり。本年豫算に據れば、辯務署の定員は平均四名乃至五名（通譯も亦其中に在り）に上るを得ず、到底辯務署として當然の責任を完ふする能はざるや明かなり。蓋し豫算決定の後經費節減の方針に一定し既定豫算の全部を使消せざることに決定したるを以て、從前の計畫を變更せざる以上は辯務署の經費に

不足を告ぐるは必然の結果とす。或る地方官の言に依れば辯務署は適宜合併を行ふにあらざれば開廳する能はざるべしと。小官の視察したる所（官制公布後數月なるに）に依れば、未だ辯務署長の任命なき所尠からず。偶々任命あるも事務を開始したるもの殆んど罕なりしなり。夫れ如此施行期限も疾くに經過して尙且事務を開始する能はざる所以のものは、經費豫算問題と辯務署設置の計畫と相調和せざるに依る。思ふに新地方官々制々定の當時は既に經費節減の方針定れるの後なり。故に其の時に於て右節減の費額を以て實際運轉し得べき程度まで機關を縮少すべき筈なりしに策茲に出でず、遂に今日の不都合を來したるものと認む。

七、縣廳の組織過大なること。

縣に書記官二人あり、一人は内務課長一人は財務課長たり。而して其の外に稅務官一人あり又警部長の外に警視あり、右の内少くとも書記官の一人若くは稅務官並に警視は冗贅の官吏たるを認む。現に或る縣に於ては警視は官制改定の趣旨に違ひ出で、重要地の警察署長たらずして入て警部長の傍に在りて唯其の事務を補助練習するに止まる者あり。新竹嘉義の如き即ち然り。又財務中の尤も繁忙尤も重要な稅務は專任の稅務官之に當るを以て財務課長たる書記官は事務甚だ閑なるのみならず、二人の同等なる書記官を併置するは相互の折合上より見るも、亦不都合少からず、或は典獄を廢して其の職務を警部長に兼ねしむべしと云ふの一説あり。然れども臺灣に於ては特に重きを警察に置かざるべからず、又一面に於て監獄の獄制の改良一日を緩ふすべからざるものなるが故に彼是相兼ねしむるが如きは策の得たるものにあらず。次に判任官の定員多きに過ぐるを以て多少之を減少することを得べし。或一二縣官の言に書記官は一人にして足れり、判任官は多少減員するも實際差支なしと之を以て見るも縣廳の組織の膨大なるを知るに足る。又事務囑託又は雇の名義を以て土人二十名以上を使用する縣あり、右は一種の政略に出づるものなるべしと雖も右は事務に實用をなさず且無用の經費を要す。蓋し土人の利用は其の利用すべき人に在りて其の數にあらず。況んや今日參事を縣廳に置き土人の中より之を命ずるの途あるを以て充分之を減員すべし。

八、撫墾署廢止のこと。

撫墾署設置の目的は、蕃人の撫育取締蕃地の開墾山林樟腦製造に關する事項を掌らしむるに在りて、事務と自ら異

なり然るに從來の撫墾署は辯務署と同一地に重複設置せらるゝもの尠からざるのみならず、今日まで撫墾署の成績として殆んど見るべきものなし。偶々之れあるは唯蕃人の機嫌を取り之に物品金錢を給與したるの一事あるに過ぎず。聞くが如くんば、或る撫墾署の如きは支那政府時代に於て蕃人に耕作を許さざりし原野に新に蕃人を誘致して之を耕作せしめ、又は銃砲彈藥を蕃人に給與したるものさへあり。今や蕃人の土人並に内地人に對する加害層一層其度を高め來り、彼の樟腦製造者の如きも安んじて其業に就く能はざるの有様なり。此時に際し撫墾署の效用を完からしめんと欲せば、其機關を擴張し其人員を増し且其位地を蕃地に移さざるべからず。然れ共之れ對蕃策の方針決定せざる今日に於て決行し難き所とす。果して然らば寧ろ撫墾署は辯務署に合併し辯務署をして撫墾署の事務を兼ね行はしむるに若かず。若し此の如くなるときは海岸所在の撫墾署は其の事務は自然半は外國交渉の性質を帯ぶると同じく山手所在の辯務署は其の事務自ら半は撫墾的となるべし。故に唯地方に依り署員の人選配當方に留意すれば足れり。而して今十一箇所の撫墾署廢止の爲め節約すべき金額は大約二十萬圓前後ならん爰に隘勇の事に就て一言を添へん隘勇丁の效用は今日は支那政府時代の如くならず。支那政府は生蕃を防禦し製腦を保護せしむる爲め勇丁を設け其の糧物は悉く官より給し、且つ腦灶税の一部を以て其經費に充たり。今日總督府は林紹堂の率ゐる隘勇に限り取締費として毎月若干圓支給し居れる外何等給する所なし政府は向後果して隘勇を利用すべきか否、若し之を利用せずとせば之に代るものなかるべからず。彼の護郷兵の制亦可ならん然れども一朝隘勇の全部を解散せしむるは頗る考慮を要するの事なり。或は之を護郷兵に選抜編入するも一策ならん。若し又之れを利用するとせば、相當の將校をして之を引率せしむるを要するは勿論隘勇を以て軍隊の一部と看做すの手續を取らざるべからず。蓋し今日に在て軍隊にあらざる者にして何の據る所なくして銃砲刀劍を帶ぶるは法規の許さざる所なればなり。

九、巡査の配當宜しきを得ず。

巡査の總數は三千百人、之を人口に比例すれば内地と敢て大差なし。而して其の各縣の配當は人口の多少市街地の多少等を標準となしたるものなり。然るに嘉義縣の如きは何故か配當數割合に少し（此の點は民政局中警保課員より其の不公平を明言せり）又臺南縣の如き大市街地あるものは一警察署定員は二十人前後に過ぎざるに、鳳山縣の如きは

却て其の上に出づると云ふ。又或る縣の如き殊更に假設的人口を申出だし以て割合に多數の巡査を受けたるものあり。此の如く各地方に苦情あるは配當方の公平を失したるに依らずんばあらず。

十、憲兵と巡査との關係。

附 守 備 兵
 憲兵の職掌は軍事警察の外行政警察司法警察を掌るに在るを以て、警察官に對し競争の念盛にして、爲に往々衝突を來すを免れず抑々憲兵の職務は内地と臺灣と相異なる所なきも、臺灣に在ては四圍の境遇は兩者をして自ら競争の念を起さしむるのみならず、彼の土民に於ける憲兵の事務は、主として土匪の偵察及び逮捕に關するを以て往々巡査と衝突するは勢の免れざる所なり。例へば土匪の嫌疑ありとして警察官の拘引したる者の憲兵に於て横取することあり。或は其の嫌疑なしとして警察官の釋放したるものを憲兵隊に於て逮捕處罰することありて、往々累を政府の威信に及ぼすものあり。而して憲兵及び巡査の土民に對する關係を見るに、臺中縣の如きは憲兵は土民を虐遇するの苦情ありて巡査の評判は割合に宜し。然るに臺南縣の如きは憲兵は土民に親切にして巡査は却て不人望なるの有様なり。如此憲兵及び巡査を同一地に配置するは種々の弊あるを以て總督府は今後憲兵は山手又は土匪多き地方に配置し、巡査は平地又は土匪寡き地方に配置することの方針を定めたり。然れども未だ其の實效を見るに及ばず。

守備兵と地方行政廳との關係は今日に在ては敢て不折合等の事實を視ず。但し土匪に關する事に付ては警察官と方向を異にし區々の活動を爲したるが如き場合なきにあらず。例へば守備兵は土匪の滅盡を主として警察は其の撫恤歸順を欲したるが如し。守備隊將校は特別の給與を受け待遇頗る優なり、巡査の如き亦判任の待遇に依り月手當を受け且出張の都度旅費を受く。然るに兵卒には絶へて斯ることあるなし。或は此の故に兵卒は用を爲さすとの説を爲すものあるに至る。言矯激に涉ると雖も之亦固より一理なくんばあらずなり。從來臺灣人の間に聯庄法と稱する警察及び軍隊の任務を自治的に施行するの制あるを奇貨とし、之を利用し、以て

軍隊及び警察の經費を節減せんとするの說あり。是れ言ふべくして行ふべからざるの事に屬す。或は今日の軍隊及び警察の外に仍此の制を利用するは格別なれども、之を國家の機關として公力執行の任に當らしむるの點に至ては容易に同意を表する能はざるなり、今日の臺灣人は良匪の區別さへ明ならず、或は時として全村土匪なるの場合往々之なきにあらず、而して其の所謂良民なる者も果して我政府に忠順なるや否、尙且大に疑はしきものあるの秋に方り、區々たる經費の節減の爲め斯く冒險的處爲に出づるの不當なるや言を俟たず。

第三 豫算施行の實況殊に其の配付

中央廳と地方廳との間及中央各機關の間に豫算の配付宜しきを得ず。

地方經費豫算は民政費なる一款内に含有せられ之が配付は總督府に於て爲すが故に配付の事實に適合せざること多く、中央に厚くして地方に軽く、彼に多く是に少きの弊なきにあらず。例へば機密費の如き、通信運搬費の如き、俸給雜給の如き、旅費の如き、殊に其の著しきものなり。今一二其の例證を擧ぐれば官吏の進級の如き、民政局は地方廳より割合に速かなり。又判任官の採用の如きも民政局は旅費を支出して内地より之を聘用し得るも、地方廳には斯る餘裕なき爲め勢ひ在臺灣人中より採用せざるを得ざるが如し。又電報料の如きは一縣の年額僅かに二百圓内外多くは年度未だ半ばならざるに、之を拂ひ盡したるの有様なり。其の他備品費、廳舎費、宿舍費の如きは舊來の縣と新置の縣の間に多少の斟酌を加へて豫算を配付せざるべからず。然るに其の配布方に付て何等の差別あるなし、故に新置の縣に於ては備品及廳舎宿舍に非常の不自由を感じるものあり。新竹縣の如きは強て不自由を感じざるも、嘉義縣、鳳山縣に於ては宿舍廳舎に非常の不便を感じ居れり。臺北の如きは從來已に相當の建物ある上に、今回新たに官舎數十棟を建築したるを以て、官吏の居住には毫も差支あるを見ず。然るに地方の有様を見るに、舊來の支那風の家屋に僅少の修繕を加へ、之を宿舍に充たるを以て甚だしきは八疊乃至十疊の間に二三人を宿泊せしむるに至る。

民政局各部の間に於ても、豫算配布方に付て大なる不權衡あるを見る。例へば通信部の如き、其の施行する事業の程度他部に比すれば割合に多く、從て其豫算も亦多額に上り、又總務部財務部の如きも他部に比すれば多きに過ぐるが如し。

又現に施工中なる安平稅關長官舎建築の如きは、一見して其不急且不相當の工事なることを感ぜしむ。抑も支那政府時代に在て各稅關は全然雇外人の管理に委したるを以て、其の廳舎官舎の如きは、孰れも宏大完備にして此際更に官舎を新築するの必要萬之なしと云ふも可なり。今や一方に於ては、新募の巡查を容るゝの宿舍なきに苦しむの地方比々之ある有様なるに、斯る城廓に類する偉大の官舎を安平に築造するは不權衡の極にして、其の理由を發見するに苦しむ。試みに其の理由を問へば幸に地は官有にして高臺なりと。噫是れ何ぞ其の理由となすに足らんや。

法院の實況を視るに、十三地方法院中臺北及臺南地方法院を除く外孰れも院長兼判官一人あるのみ。然かも其の半ば他の判官又は行政官より兼任せり。之を定員令の定むる定員に比すれば、殆んど其六分の一に至らず。又檢察官の如き各地方法院中一人の專任官なし（此頃に至り初めて專任檢察官數名を任命せられたり）其の他高等法院及覆審法院にも一人の專任檢察官なし。而して各地方の檢察官は多くは下級の警部其の職務を代理するに過ぎず。夫れ此の如くにして法院が其當然の職掌を盡す能はざるや固より論なし。抑々此職員を減置するは専ら經費の關係に在り。之れを換言すれば從來法院に配付したる豫算額少きを以てなり。夫れ此の如く豫算配付方に不權衡を見るは、民政費なる一款内に於て總督府が隨意に豫算の配付をなすに由る。故に宜しく總督府費と地方費との二款に區別し、彼是相流用せしめざるを要す（豫算の編製を更めずして單に其の配付を公平にせよと云ふは實際行はれ難きの問題に屬す）而して其の地方費を各縣に分配するは尙ほ内務省の各府縣に於けるが如くすべし。如此なるときは、豫算の配當は事實に適し其中央に裕かにして、地方に乏しく、彼に厚く、是に薄きの弊なきを得べし。民政局費と地方費との關係に就ては右に陳べたるが如し、而して夫の稅關費の如き、逓信費の如き、既に各個の款を成せるものに付ては、溯て其の豫算編製に際し緩急宜きを汲み、且つ彼是不權衡なきを努むるの外他策なきを信す。

第四 各種稅法施行の實況

現行各種稅法施行の實況を視るに不備の隱影からざるが爲め、歳入を減少するを認むべきもの尠からず。尤も地租の如きは頗る好況を呈し、今年度に於て豫算額に八九分通りの收入ありたり。蓋し土民は納稅濟證書を以て所有權證明の一方

法と爲すが故に地租の好況を示すは別に怪しむに足らず。

阿片令は警察取締と歳入との二者を目的としたる法規なり。世人輒すれば同例の趣旨一貫せざるを非難するものあるも今日の時勢已むを得ざるものとす。如此兩種の目的を有するものなるも、今は便宜の爲め税法の部に於て其の特質を述べし。

一 阿片令

本年度阿片收入豫算額は四百二十四萬圓許、而して實收見込額は二百二十一萬圓許に過ぎず。右の大差を生ずる所以は阿片烟膏製造額の不足の爲め、阿片令施行の後れたると阿片吸飲者の割合意外に少かりしとに因る。製造額不足の爲め收入の少なきは憂ふるに足らずと雖も吸飲者の割合に少なりしは最も考究を要す。今六月までに實施せし各市街地の成績に徴するに、人口百に付吸飲者九人強に當れり。然れども兼て總督府に於て調査したる所に依ると、又親しく臺灣の事務に通じたる者の説を聞くと、市街地に於ける吸飲者百分比例は猶幾分の高率なり。果して然らば特許鑑札を受けざる阿片吸飲者の數を知るべし。今其の理由を推究するに、

- 一、一枚の鑑札にて數人吸飲すること。
 - 二、阿片令施行地より未施行地に居住を轉ずること。
 - 三、法令の規定を知らざるか或は貧困なるが爲め法に背き吸飲するもの。
- 一枚の鑑札にて購求し得べき烟膏の分量に制限なきを以て、一枚の鑑札を以て多量の阿片を購ひ、以て數人にて之れを共同吸飲することは各地皆然り。又鑑札料は彼等に取りては阿片烟膏の爲め拂ふべき必要の費用以外の負擔と看做すを以て可成鑑札料を免れんとするは情の然らしむる所なり。又一二等烟膏は製造所所製のもの評判宜しきも其の三等は宜しからず。蓋下等社會には自製烟膏の方却て其の口に適し且つ其の費用も却て低廉なるを以て、自然烟膏を製造するものあるを免れざるを致す。而して彼等の原料を得るの方法は、阿片令施行以前より持越したるものか、若くは密輸入に係るかの一に外ならず。而して密輸入の方法は、巧妙なる裝置方法を以て官吏の目を偷み、又は税關若くは其の出張所以の地より

輸入するもの、如し。密輸入の防遏は海岸取締の問題に屬し獨阿片令の能くする所に非らず。然れども其の他の缺漏は阿片令の改正に依りて之れを補填するを得べきのみならず、阿片令の規程如何に依りては間接に密輸入を消滅せしむるの結果なきに限らざるなり。若し今日の儘に經過せんか、獨り阿片に關する衛生警察の目的を達する能はざるのみならず、又國庫の收入を失ふに至らん。今改正を要する要點を擧ぐれば、

- 一、阿片の喫烟は行く／＼全く之れを禁止する方針は依然變更せざること、即ち既に阿片癮に陥りたる者に限り、吸食を許すときは結局は阿片吸食者なきに至り、衛生警察の目的を達するを得べし。
 - 二、鑑札料を廢し其の相當額(又は三等烟膏に付ては其の以下)を阿片の代價中に算入して賣下る事一人一日の吸食高最も少きは八九錢より二十錢に至り即ち年額三十圓以上に至る。而して鑑札料額は一箇年下等二圓四十錢なり、即ち税額は一箇年間の吸食阿片の代價に比すれば僅かに其の十數分の一に過ぎず、而して吸食者は阿片の代價以外に費用を徴せらるゝの感觸なきを以て、吸食者は其の數を増すべし。之れを換言すれば脱稅者の數を減少すべし。
 - 三、阿片癮に罹りたる者に限り、吸食を許すの主義を執らざるべからず。故に鑑札は必ず之れを付與するを要す。然れども其の爲めに一切手数料を徴すべからず。
 - 四、阿片令は可成速かに全島に施行すること、即ち秘密吸食者の隠れ場所なからしむること。
- 此の如くするときは脱稅者を豫防し歳入を増加するの利益ある外、阿片癮者にあらざる者の吸食も自然之れを取締ることを得べし、現在の如く一枚の鑑札を數人にて共用するときは、右の取締は殆んど望みなし。斯の如く施行すること數年なるときは、或は別に適當の稅源を見出すことを得べく、又阿片癮者も著しく減少すべし。其時に臨み寬嚴宜しきを酌み漸次吸食を禁止する可なり。

二 田租

臺灣地租規則に依れば、地租は舊慣に依り徵收すとあるのみ。其の徵收の方法は錢糧に補水平餘を加算するに在り。而して其の納額は納人各自をして申告せしむるを原則とし、成るべく従前の納稅額に遺脱なからしむるに過す。徵收法の不

完全なる地租は殆んど未だ其の緒に就かざるの姿なり。支那政府は改丈量(光緒十二年乃至十四年)の結果として柳條底冊を調製し之に依り丈量(地券の如きもの)を交付し又魚鱗冊(土地彙帳の類)を調製し丈量地圖及地番號等級反別を明記せり。然れども是れ固より正確のものにあらざるのみならず、其の尙ほ今日に存するもの甚だ多からざるなり。三十年度歳入豫算に依れば、地租は八十七萬餘圓にして、實收見込額は八十萬餘圓なり。然れども精密なる調査を遂ぐるときは、遙かに増額すべきは勿論なり。

支那政府は近年迄厝地稅(宅地料)を課せしが光緒四年巡撫の奏請に基き、人民撫恤の目的を以て之を全廢し、爾來一切之れを課せず、其の他山林、草地、池沼等は全く地租を課せず。若し之れ等に相當の地租を課するときは、遙に租額を増加すべきは當然たり。

支那政府改丈量後は人民に無願開墾甚だ多しと云ふ。其の他欺隱田亦頗る多きが如し。然るに一方に於て改丈量の際、劉銘傳は細民の田園に付ては特に短尺を用ひたるの事實あるが如し。之れを控除計算するも精査の結果は却て反別を増すべきや疑を容れず。

土地の丈量は早晚施行せざるべからず。然れども其の時機方法に付ては特に慎重を要すべし。劉銘傳租銀僅少にして脱稅地多きを憂ひ、改丈量を行ひたるに、其の結果大に反別租銀を増加したるも、同時に未納者が増加せりと云ふ。其の改丈量費を人民に負荷せしめんとし、丈量費銀と稱し、上田園一甲二元五角、中田園一甲二元、下田園一甲一元五角を徵收せんとしたるに人民肯せず。遂に彰化一體の地に叛亂を見るに至れりと云ふ。

次に土地所有權問題に付一言を添へん。土地に大租戸小租戸の別あること(尤も恒春地方には此の區別なく、業戸及佃戸即小作人の二者に止まる)他に其の類例を見ざるなり。大租戸とは初め或土地を開墾するに當り、資金を投じたる者小租戸は勞力を出資して、開墾に従事したる者なり。(大租小租を併有する者は之れを業戸と稱す)而して納租は大租戸又は小租戸之を爲すものとす。夫れ此の如きを以て、人民に土地所有權あるや、否の疑問を生ず。小官は未だ精査遂ぐるの時日と材料とを有せざりしを以て、聊か斷言に躊躇すと雖も既に馬關條約の一條項に不動産所有の文字あり、又總督府の發したる各種の命令等に土地所有權なる文字の往々散見するより見れば、我政府は人民土地所有權を間接に認めたるものと云はざるを得ざるなり。

ざるなり。

民政局内務部は一方に於ては目下此問題調査中なりと稱するに拘らず一方に於ては諸命令中右の文字を用ひ來れるは到底杜撰の謗を免れざるべし。

三 樟腦稅則

樟腦稅則に依れば樟腦營業を爲さんとする者は、鑑札料(營業鑑札料は一枚二十錢仕入及出賣鑑札は各十錢)及樟腦百斤に付十圓の製造稅を納むるを要す。然るに同則施行の實況に徴するに、各地方とも製造人の數甚少く、概ね仲買人の十分の一に及ばず。而して其の少數の製造人は、必ず仲買人を兼たるの有様なり。是れ他なし、製造稅を脱せんが爲め、表面仲買人の名義を以て實際製造に従事するの致す所にあらざるはなし。尤も脱稅豫防の方法として、租稅檢査所の設置あるも、多くは海岸附近に在りて其の數は各縣概ね一箇所に(一二出張所あり)止まるを以て、遠く蕃境に於て製造したる樟腦の納稅濟みなるや、否を監視するは頗る困難の事に屬し、密輸出を充分に監視する能はざるのみならず、臺灣島内に於て消費する樟腦に就ては全く其の脱稅を監視する途なしと云はざるべからず。故に改正を要するの要點は

- 一、製造稅の納否を事後に監視するは頗る困難且多費を要するを以て之を事前に監督する方法に改むるを得策とす。
- 二、即ち製造稅を廢し、更に灶場に對し課稅するを可とす。此の如くするときは、大に脱稅を防ぐの效あるべし。支那政府時代に在ては、樟腦稅は灶稅釐金補水及輸出の四稅にして、即ち百斤に付凡そ九圓七十錢餘に當れり。
- 三、租稅檢査所を廢すべし。今日の租稅檢査所は、其の位置箇數定員より見るも十分の效用なきのみならず、無用の經費と手數を要するを以て寧ろ之を全廢するを可とす。

更に樟腦業に付一言を添へん。支那政府は重なる産地(北部及中部)に樟腦分局を置き臺北に總局を置き以て樟腦業を管理せしめ、又生蕃を防禦し兼て製腦業を保護する爲め、隘勇隘丁の制度を設けたるも今日は其の制度廢れ其の偶々存するものも、維持困難となり、隨て製腦業は往々蕃人の跋扈の爲め稍々退歩の傾きなきにあらず。且製造費の多額なるより支那製の樟腦と競争し難きに至れり。故に今後一面は製腦業の保護一面は樟樹伐採等に就き相當の方策を採るを要す。

樟腦の海外輸出は重もに英人獨人の手裡にあるも（處港住人事業は直輸入を爲す一人なり）其の製造は重もに臺灣土人の手に在り（阿單露の林紹堂其の最も大なるものなり）尤も英獨人にして土人の名義を以て製造に従事する者あるは明かなる事實なるも、其投下せる資本額に至りては、或は全體の七分通（樟腦業者の說）に上ると云ひ、或は四分の一（民政局殖産部員の說）に上らずと云ふ者ありて、確知することを得ず。

四 糖 業 稅 則

糖業稅則に依れば、糖業者は鑑札料（鑑札料に十錢）の外製造場を有する者に在ては、蔗車一箇に就き毎年三圓製造人仲買人若くは搬出車に在ては左の稅額を納むるを要す。

白 糖 每百斤 三十五錢 青 糖 每百斤 三十錢

樟腦稅に於けると同じく砂糖稅を廢し、蔗車稅の一に留め、且其の稅率を高むるときは左の利益あるべし。

一、脫稅を防ぎ歳入を増加する事。

二、徵稅の手續經費を省略する事即ち租稅檢査所を廢止するを得る事。

支那政府は釐金補水輸出の三稅を課せり。即ち併せて百斤に付白糖四十六錢三厘、青糖二十七錢八厘に當れり、其徵收に付ては安平に總局を置き、各要口に分局を置いて通過の際徵收せり。

右の外稅則第十六條蔗車稅の下戻は、元と外國輸出を獎勵するの趣意に出でたるも、到底其の目的を達する能はざるの有様なれば、寧ろ之れを全廢するの勝れるに若かず。抑も臺灣産出の砂糖は孰も粗製にして、多くは安平より（全島産額の七分）一旦香港に輸出し同地に於て精製し之れを横濱に輸入するものなり。尤も打狗に在ては砂糖の輸出は臺灣人の手裏に歸し、直に日本向の砂糖を製造し、之れを横濱に移出するも（煉瓦製の陳中和其の最なる者）其の額は全體に比すれば極めて小なり。而して香港に於ける精製の方法を聞くに、頗る精良の機械を用ひ、其の費用甚だ低廉にして、我が内地に於ては到底之れに競争するを得ざるの有様なれば、今日に於ける蔗車稅の下戻は、單に香港に於ける精製を獎勵するに止り、海外輸出の趣旨に副はざるに似たり。

砂糖の海外輸出は主として英獨商人の手に在り、其の製造に就ても多少外國人の資本を投じて、之れに従事する者あるが如きも、其の勢力は樟腦に比すれば遙かに劣るもの、如し。

五 製 茶 稅 則

製茶稅は百斤に付二圓四十錢にして租稅檢査所に到り、現品の檢査を受け納稅せしむ。然れども樟腦砂糖等に於けるが如く製茶の釜に課稅する方可なるが如し。斯くすれば脫稅を防ぎ徵稅經費を省略するの利ある事樟腦稅の場合に於けるが如くならん。然れども未だ斷案を下すに足るの調査を爲すに由なかりし。

六 契 稅 規 則

契稅規則は實験に徴するに不備の廉少からず即ち

一、土地建物の賣買賃入の場合に限りて讓渡を包含せざるを以て脫稅多し。

二、賣買賃入の届出に期限なし故に届出るもの少く從て豫期の歳入なし、又第二條に届出を爲さざる者の制裁あるも期限なき爲め之を施すを得ず。

三、契尾の効力は何々に在るか知るべからず之を以て直に所有權の確證と看做すべからざるが如し。

支那政府時代に在ても契稅を定め土地の賣買額面百圓に付六元五角を徵收せんとしたるに、人民法に従はず官に告ぐる者なく失敗に終れるもの、如し。

第五 對 外 問 題

臺灣に於ける對外問題は、政治上社會上頗る重大なる關係を有す。今便宜の爲め左の四項に別て之を述べべし。

一、歐米人の勢力。

二、實業上内地人支那人の比較。

三、支那人の取締(附海岸取締)
四、新條約實施問題。

一、歐米人の勢力

歐米人の勢力の莫大にして且つ其の根底の深き理由を溯源するに、從來本島には支那政府の政令殆んど全く行はれず、常に之を化外地視したるの姿あると、産業上最も有利有望の地たるに、軍事上肝要の位置を占むると、支那人の無氣力なるに職由せずんばあらず。先づ政治上に於ける彼等の勢力より社會上實業上に於ける勢力に説き及ぼさん。

淡水、基隆、安平、打狗各税關の如き、支那政府は全く之を雇外人國の管理經營に委任し、即ち外人に假すに國家權力の一部を以てし政府は或る一定の收入を以て満足したり。又外國人雜居地の如きも、條約上其範圍廣漠なるを奇貨とし、歐米人は妄りに廣汎なる解釋を取り其の居住地を擴めしかも支那政府は之れを黙々に付し去り嘗て異議を容れたることなし、之を詳言すれば、條約に淡水とあるは、淡水港即ち滬尾の謂にあらず。舊淡水縣の全部を指すものなりと爲したるが如き、又條約に臺南とあるは臺南市(安平を含む)の謂にあらずして、舊臺南縣の全部を含むものと爲し、即ち安平打狗の兩港を一港と看做し(基隆も獨立港とみなす淡水港の附屬港とし來れり)支那政府亦之を承認し來れるが如き是なり。

【備考】千八百六十年清佛條約第六條中に臺灣(當時の臺南)及び淡水を開港に追加すと云ふことあり。千八百六十一年清普條約第六條にも亦同様の明文あり、案するに支那政府は右の規定に基き臺灣の一部安平を以て先づ其の繫船港と爲し其の後更らに打狗を繫船港と爲したるが如し。又淡水の繫船港も右と同じく其の一部たる滬尾に定めたるもの、如し。

政府は新に區畫を限り、外國人雜居地を定めたるも、是れ條約の解釋上勝を制したるにはあらずして、現に外國人の住屋ある地域を取りて以て直に雜居地に充たるに過ぎず。而して安平、打狗を一港と看做すの點は我が國法に於てこそ認めざるも、外國に對しては領事承認の場合の如きに於ては、間接に之を認めたるものと云ふの外なし。若し又之を二港と認めたるものとせば右兩港間に於ける外國船の沿海貿易は之を等閑に附し能はざるべし。淡水滬尾の關係も亦た同じ。然るに政府は未だ此點に付何等考慮を費したることあるを聞かず。

開港場に於ける警察權の執行は、又頗る困難なるもの、如し。蓋し在留外人の資性來歴及其本國に於ける位置は多くは劣等なるものに屬し、然も支那政府の放任政策の許に於て、數十年來跋扈跳梁の風に馴れたるを以て、今日種々鄙劣手段を以て警察權の執行を妨げ、土人も亦是等外人に倚賴して以て警察官に反抗を試むるが如きの惡風なきにあらず。例へば彼等の代辨又は雇土人の犯罪事件に際しては、彼等必ず不法にも抗辯を試むること多し。蓋し我が政府は是等外人に對しても、漸次現行條約を勵行するの傾きなるを以て、支那政府時代に比すれば彼等の不便不利擧げて謂ふべからざるものあり。故に彼の樟腦問題の如き其の他自家の營利に關する問題に付ては、條理の有無に關せず必ず領事の手を経て苦情を申込み甚しきは之を外交問題とまでも爲すに至ること往々にして之あり。

或外人の如きは支那の或大官より贈與を受けたりと稱して、官有地を埋立て之に邸宅を營めり。又滬尾の或海墘地(海岸續きの水面)を支那政府時代に或土人に借受たりと主張する外人あり。而して總督府は右兩件を默認したるが如し。

英人『マイアース』なるものあり、其の資性來歴固より優等なるものにあらず、初め醫師として臺灣に來りたる者にて同島に居住すること二十餘年、克く臺灣の事情に通曉せりと稱す。總督府は之を顧問に雇入れ年額六千圓の給料を支給せり。總督府が之を雇入たるの理由は俚辭を以てすれば、單に之を飼殺しするにあり、現に同人が打狗安平の間に居住し總督府の爲めには嘗て一事務も執らざるより見るも其の實を證するに足る、今マイアースに果して斯る勢力あると否とは暫く措き、總督府をして此の政策に出づるの必要を感じしめたる所以を悲まざるを得ず。樟腦及び砂糖の輸出は重に外人の手裏に在ることは税則の部に於て既に述べたるが如し。砂糖の香港に向け輸出するものは勿論打狗より直接に横濱に移入するもの、亦外國船の力に依れり。樟腦砂糖は其の輸出のみならず、其の製造も半は外人の手に在ること又前に述べたるが如し。而して茶の輸出に至ては全く外人の手中に在り製茶の期節に至れば特に米國より茶船の來るを例とす。斯る外商は其の數甚だ少きも其の資本は頗る饒多にして、或は臺灣商人と組合を結び、或は有力なる臺灣人を代辨と爲すを以て資力と經驗との二者を併有し事業施行上便利尠からず。

沿岸航海權も亦外人及び臺灣人の手中にあるもの多し、即ち安平打狗間、淡水大稻埕間及び舊港鹿港附近(臺灣人)の航路即ち是れなり。

淡水、安平、打狗、厦門、香港間の定期航海は殆んど全く英人「ドーグラス」汽船會社の獨占の姿なり。同社は淡水大船塢間にも小蒸汽數隻を以て往復を爲せり。

右の航路を我手裏に移さんには、主として一は從來の船舶に適當（臺灣附近の航海に）の改造を加ふること、一は政府に於て航海の獎勵を爲すことによらずんばあらず。

耶蘇教に就ては特筆すべき程の價值なし。諸所教會堂の設けあるも別に著しき勢力なきが如し。唯臺南に於ける耶蘇學校は其の規模も頗る大にして男女生徒を合せて八十餘名に上ると云ふ。

二、臺灣に於ける内商及支那人（臺灣人を包含す）の比較

臺灣に於ける内地商人及支那人（臺灣人を包含す）を對照比較するときは、將來同島に於ける商業上の實權は支那人に壟斷せらるゝの傾あるを免れず。本問を對外問題と稱するは稍其の實に副はざるが如しと雖、日本人種の支那人種に對する關係なるを以て便宜の爲め一括して對外問題の一とし、茲に之を陳述すべし。此の問題は之を新條約の實施上より觀察するときは、特に緊要の問題に屬す。何となれば新條約實施の曉に至らば、支那臣民も商業其他營業に従事するの權能に至ては、日本臣民たる支那人即ち臺灣人と大差なかるべきを以てなり。

先づ臺灣に在る内地商人は未だ以て真正の商人と稱すべき者甚だ少く、多くは所謂有志家又は壯士の輩に過ぎず。隨て商業上の經驗なく且つ資本に乏し。故に商業拙劣にして商機を見ること敏なる能はざるは勿論、多くは内地の商品即ちマツチ又はビールの如きも、支那人又は西洋商人の輸入したる商品を請買するに止まるの有様なり。臺北の如きは内地人の相應の店舗を有する者頗る多きも、固より充分の資本ある者とは恐らく其の一二に過ぎざるべし。而して臺南（内地人は概れ小賣商人なり）其他の地方に至りては、内地人にして商人と稱すべき者殆んど之なしと云ふも誣言に非ず。彼等の大多數は所在の軍隊及び縣廳、警察署、郵便、電信局、辯務署等の官吏を唯一の目的とせる、無資力無經驗の徒が、其の軍隊官衙等を逐ふて各地に轉移するに過ぎざるなり。

支那人は可憐にして信用あり。内地商人は傲慢にして信用なし。彼の目的は永遠にして正當の利益を以て甘んじ以て大に望を對來に繋ぐ。然るに我の目的は多くは一時限にして及ぶ丈暴利を貪り徒に一攫千金を事とせり。例へば夫の請買

工事の如きは内地人と支那人との間には金額の多寡並に工事の可憐なる否とに付ては雲泥の差あり。又彼は能く團結同盟以て外敵に當る。即ち多くは自家出身の地又は其他の關係に基き會館なるものを設立し規約を設け相互間の制裁力に依り、能く商人の氣風徳義を維持するの美風あり。然るに我は個々別々妄に競争を事とし、各事孤立し勢微々として振ふ能はざるなり。又彼は天性能く勞働に堪え且つ著しく貯蓄心に富むの人種なり。彼等の眼中愛國心なるものなく如何なる政府の下に立つも毫も關心する所なく、唯私財を積むを以て人生唯一の目的となすが如し。然るに我は至て貯蓄心に乏しく、相應の收益ある者すら尙は多くは常に負債に苦しむの有様なり。其の浪費の熾なる推して知るべきなり。

彼我商人の間に右の如き優劣あるとせば、其勝敗は問はずして知るべきなり。然れども向後我内商の畫策宜きを得ば、臺灣に於ける商權は將來内商の手裏に收むる時機なきにあらざるべし。畫策とは他なし、今日に於て我の彼に劣る所以の弱點を講究して、能く之を矯濟するの途を求むるに在るなり。然れども是れ固より實行上至難の事に屬す。

三、支那人の取締（附海岸取締）

臺灣は支那と僅に一葦帶水を隔つるのみにて來往甚容易なるのみならず、商業上より觀察すれば今日尙ほ支那の屬地たるを免れざるの有様なり。本年一月より五月に至るの間に於て渡臺したる支那人は總計六千四百四十八人に上る、尤も右の人員は不動産を親戚又は家族に保管せしめて（日本臣民となりたる者）一旦支那國に退去したるも其の後漸次歸來せる臺民を包含するも爾餘は盡く茶業出稼（製茶職工は支那人にして臺灣人は其下働を爲すに過ぎず）の爲め其他商業又は勞働の爲め渡臺したる清國人なりとす。而して是等出稼人の出入は將來益類繁に赴くべく、殊に新條約實施の上は愈々來往者が増加すべきは理の見易きものなり。臺灣總督府には臺灣住民戸籍調査規則の規程ありと雖正確の調査を爲す能はざるを以て、我國籍に就きたる臺民と支那人との間に判然たる區別を立て難きもの多く、其の中に就き一面は我國籍に就き一面は支那の臣籍を去らざる者少からざるが如し。然り而して是等來往の支那人中には不良無賴の徒も亦少からざるべければ、政治上及び社會上彼等に對し嚴重なる取締を勵行するの必要あるも、彼等兩地間の往復甚容易なるが爲め萬般の取締間には非常の困難を感じざるを得ず。現に先般臺北に於て無賴浮浪の清國人一千餘人を追放せしに其の大半は久しからずして歸來したるの有様なり。彼等の來往は極めて少數の汽船に依る者を除くの外は概ね支那形船舶「ジャンク」に依るを常とす。臺灣沿岸

中能く汽船の寄船に堪ゆる港灣に乏しく、且つ海路甚だ險惡なるも右船舶の力に依るときは容易に、且つ沿岸至る所に上陸するを得べし。支那人並に臺灣人は此の有力なる交通機關を利用して巧みに當該官吏の目を偷み、阿片或は兵器火藥或は支那製粗茶(臺灣烏龍茶に混入する爲め)等の密輸入を爲し、又は樟腦茶砂糖等の密輸出を爲すが如し。

阿片烟膏の密造の盛なると匪賊が往々精良なる新式の銃器を所持する者あるは其の一證なり阿片の如きは之を卵殼若くは竹管に容れ巧みに之を密封し、税關又は其の出張所等の設置なき地方より陸上し、又兵器火藥の如きは潮水の浸入を防ぐに足るの装置を爲し之を適宜海岸水中に沈め置き傍ら人無きを窺ひ之を上陸し持去ると云ふ。而して其の之を運搬するには往々棺中(甚だ堅牢なる構造にして嚴封を施す)に容るゝと云ふ。又匪徒中往々支那所在の不良の徒と通信連絡せる者ありとの説あり。是れ客年雲林騷動の際彼等は全力を盡して夫の廈門に最も接近せる鹿港を陥落して支那内地と連絡を通じて持久之策に出でんと企てたるの形迹に徴するも、多少の根據あるの説と見て可ならん乎。

各開港及特別出入港には税關又は其の出張所あり。又沿岸を區劃して各税關の管轄區域を定め、巡邏船を備へて海岸の取締に任せしむるの成規あり。又各所水上警察署の設置ありと雖到底至る所の沿岸に普く充分の取締を爲す能はず。殊に税關又は水上警察署の巡邏船の如き多くは劣等の古船にして、各洋行(歐米人及支那人臺灣人)等の所有に係るものに比すべくもあらず(是等洋行の有する汽船は其の吃水を淺くし以て臺灣沿海の航行に適當せしむ)。

或は阿片令は煩雜に堪えざるを以て之を全廢し、自由吸食を許容し單に其の原料の輸入に對し關稅を徵すべしとの一説あり。然れども海岸取締の極めて不完全なる現狀を以てすれば(衛生警察上の觀察は暫らく不問に附するも)決して策の得たるものと爲す能はざるや勿論なり。然らば則ち『ジャンク』に嚴重なる制限を加ふるの得失如何、總督府には夙に支那形船舶取締規則ありと雖右は單に船籍港を定め船鑑札の下付を請求すること、出入港の届出を爲さしむる等に過ぎずして外に制限と稱すべきものなし。今茲に制限と稱するは、支那形船舶の出入を或る一定の港に限るか、又は或る噸數以上の造船を禁止するが如きを云ふ。今日斯る制限を加ふるは大に考慮を要するが如し。抑臺灣島内の交通は殆んど未だ全く開けず縦貫道路則ち北方より南方に通ずる道路は夥多の溪河を横斷せざるべからざるが故に、降雨出水毎に通行遮斷せらるゝの有様なるを以て、各種の産物は勢ひ産出地より直に西方適宜の海岸に向て搬出し、之を海外に輸出せざるべからず。需用品

の輸入に付ても亦南北輸送の便なきを以て、勢ひ沿岸の至る所より之を陸上し東方則ち内地に向て夫々輸送するの外に途なきなり。而して『ジャンク』は實に今日此需要を充すに必要なる唯一の交通機關とす。則ち各地方の物價をして大差なからしむるものも『ジャンク』の力にして産物の輸出を容易ならしむるものも亦『ジャンク』の力にあらずんばあらず。果して然らば港灣の修築完成し鐵道、道路、運河其の他の交通機關の整備したる曉は格別なれども今日一朝之に制限を加へんか臺民の不幸甚だ大なるものあらん。然らば則ち今日に於て施すべき策は、警察力を擴充し、併せて税關の效力を増大にして以て及ぶ限り海岸の取締に任せしむるに在るのみ。

四、新條約實施準備

臺灣に新條約を實施せざれば格別、之を實施せんと欲せば今より準備を要するもの一にして足らず。抑新條約を實施せざらんとするの説は主として新法典を同島に施行するの困難にあるものゝ如し。新法典の全部を其の儘臺灣人に適用するの不可なるは固より論なしと雖、要は果して新法典を施行せざれば臺灣に新條約を實施し能はざるや、否に在り。換言すれば新法典を施行せざれば歐米各國は領事裁判權の撤去を承諾せざるべきや、否に在り。此の事たる元と外交策の巧拙如何に存すと雖今日の實況より推理するに新法典を施行せずして領事裁判權撤去の別約を締結するは敢て至難の事にあらざるべし。何となれば從來支那政府放任主義の下に於て、歐米人は條約の範疇を奔出して各種産業上莫大なる勢力を有するも、一朝我政府に於て現行條約を勵行するときは彼等は從來に比し少からざる不利不便に陥るべきを以て却て新條約の下に立て、帝國臣民同様自由に各種の營業に従事するを希望すべきは勢の親易き所なり。現に樟腦問題の如き英獨領事の請求に基き政府は遂に新條約の實施に至るまでは從來の儘據置くことに同意したり。是れ蓋し新條約の實施に至らば條約の正面上從來の儘製腦業を持続し得べきを以てなり。然るに其の時に臨み新條約を實施せず、却て現行條約を勵行せんか、到底彼等の堪ゆる所にあらざるべし。結局此の事たるや、彼等に取りて利益の問題に屬す、領事裁判權を持続すると、從來産業上に有益なる實益を全ふすると、孰れを選択すべきやの問題に過す。歐米人は寧ろ前者の爲めに後者を棄てざるべきを信す。果して然らば新條約は其の一小部分(法典問題)の外は臺灣に實施せらるゝものと假定して立論するを可とす。若夫歐米各國に於ては前記臺灣に關する別約を承諾せざるときは政府は新條約の下に於て領事裁判權を持続を承諾するの一

途あるのみ。

新條約を實施するものと假定し之に對し準備として施設すべき要項を擧ぐれば左の如し。

一 刑法問題

曩に律令を以て臺灣に於ける犯罪は刑法に依り處斷すべく、其の特に臺灣人に適用し難きものは、別に規定すべきことを定めたるも、爾來未だ其の特別法の設定あるを見ず。然れども一方は歐米人及内地人他の一方は臺灣人及支那人を律するに同一の形律を以てするは寛嚴の程度並に刑の種類上頗る不穩當の事に屬す。殊に夫の土匪の如きは到底尋常文明流の刑事を以て之を處斷するは大に其の當を得ず。或は土匪罪なる一の罪名を設け支那舊來の慣習に依り死刑又は財産沒收に處するも可ならん。又入牢は臺灣人支那人に對しては却て刑罰の目的を達する能はざるもの多し。依て寧ろ罰金に處するの制に改むるも可ならん。何となれば概して財産刑は體刑に比して彼等に苦痛を感ぜしむるの度大なればなり。其の他○の制を設け證據裁判の制と相駢用するも敢て不可なからん。兎に角土民及支那人に付ては特別の刑律を設定するは刻下緊要の事と信す。

二 刑事及民事の訴訟法問題

刑事及民事の訴訟法を定むるを要す。今日まで刑事及民事の訴訟法に付ては未だ何等の規程なく、唯各裁判官に於て内地に行はるゝ法律を準用するに止まれり。故に其の準用の程度は各裁判官に依り自ら異なるの不都合あり。然れども是れ尙ほ可なりとするも、何等の據る所なくして臣民の權益に關する法律の規程を臺灣に準用すと云ふは、其の當を得ず。臺灣に憲法の力及ばすとせば、則ち已む。苟も憲法彼地に行はる(性質上行はれ得べからざる條章を除き)ものとせば夫の家宅搜查の如き法律又は法令の依るものなくして行ひ得べきや、否。大に疑なき能はず若し訴訟法の全部を臺灣に行はんと欲せば二十九年法律第六十三號の正條に依り勅令を以て之を明示すべく若し又之に反して特別の訴訟法(一種簡易なる)を必要とせば、當に速かに之が制定の手續を取るを要す。然るに二ながら其の道に由らずして單に之を準用すと云ふは、其の正鵠

を得たるものにあらざるなり。右は獨り刑事及民事の訴訟法に限らず其の附帶の法律に付ても、亦然り。

尤も右は明治二十九年法律第六十三號の解釋如何に依りて刑事訴訟法は(刑法の行はるゝ以上は)當然臺灣に行はるゝの理論を生ずべし(臺灣に於ける法令問題の部参照)。

三 法院の改良

法院の構成、判官及檢察官の資格地位裁判手續等の改良に關す是れ單に新條約實施の準備問題に止まらざるなり其の細目は別に具案せり。

四 獄制の改良、司獄官の精選

是れ亦前項の如く新條約の實施問題を離るゝも焦眉の急ある獨立事項に屬せり、是亦別に監獄の部に於て叙説する所あるべし。

警察事務の改良、警察官の精選並に警察力普及の點より觀察したる交通機關の整備是亦前二項の例に依り別に陳述する所あるべし。

第六 臺灣に於ける法令問題

本問の中最も緊要なるものは、憲法は臺灣に行はるゝや否に在り。此の問題に關しては去る九月中法制局長官に差出したる意見書あるを以て便宜の爲め左に之を寫出せん。

憲法は其性質上適用し得べからざるもの(例せば帝國議會の組織の如き)を除く外臺灣に施行せらるゝものと認む。是獨り憲法に限らず總ての法令に就ても亦同じ、但し法律に關しては特に明治二十九年法律第六十三號を以て多少之に異なりたる主義を取りたるに過ぎず。

馬關條約は臺灣に於ける主權を清國より我に割讓したるものなり。苟も主權の割讓ありたる以上は其の瞬間より我邦の

主權は清國の主權に代はりて存在するものなり。隨て舊政府の發したる法令は其の時より當然消滅すべく、唯新政府が未だ何等の規程をも設けざる事項に對してのみ、舊政府の法令は不文法即ち習慣法として存在するべきのみ。

右の理由に依り憲法及び其の他の法令は性質上之を臺灣に適用し得べからざるものを除く外、割讓當時より臺灣に施行せらるゝものと信ず、唯法律第六十三號は單に法律に限り多少右と異りたる主義に依るべき事を別段の立法を以て指示したるに外ならず。現に勅令に付ては其の性質の如何に依り臺灣に施行せらるゝものと否らざるものとを區分し來れるにあらずや。而して其の何故に法律に限り斯る特例を設けたるやは過渡の際に處する便宜に出たるものにして今に於て爰に其の是非を争ふの必要なし。憲法の臺灣に行はるゝと爲す、猶ほ他の理由は法律第六十三號を一見すれば自ら明白ならん。即ち同法は臺灣總督に付與するに特に法律の效力ある命令を發するの權限を以てしたり、此の憲法臺灣に施行せられずとせば、普通の命令にて足れり、特に法律の效力を有する命令を要せざるべし。其の特に法律の效力を有する命令を必要とする所以は他なし、憲法上法律に依て爲すべきことを臺灣に限り特に總督の命令に委任したるものにして、則ち臺灣に於ても法律勅令の區分ある明證なり。

次に刻下の一問題たる臺灣總督府法院判官の處分事件に及ぼさんどす、臺灣總督府法院の構成は法律の效力ある命令即ち律令を以て之を定めたるものなれば、即ち憲法上（第五十七條）裁判所構成法に依れる各裁判所と異なる所なし又總督府法院判官は憲法第五十八條の所謂裁判官の中に包含せらるゝものにして、即ち刑法の宣告又は懲戒の處分に依るの外、其職を免することを得ず、内地に於ける各裁判所の判事は憲法上免職に對する保障あるの外、尙裁判所構成法に於て轉官、轉所、轉職、停職、免職又は減俸に對する擔保を享有す、然るに總督府法院判官は憲法上免職に對する保障あるの外總督府法院條例又は其の他の法令に於て轉所、停職、非職、減俸等に對する擔保を享有することなし（轉官は現官を免じ新官に任ずるものなれば免職と同一と見做すべし）

右理由に依り總督府法院判官は其の意に反して其の職を免ずること能はざるも、之に轉所、轉職、非職又は減俸を命ずることを得るものと結論せざるを得ず。蓋し裁判所構成法中普通官吏の非職に該當する特別の規程あるを以て、内地各裁判所の裁判官には、如何なる場合に於ても前顯の外非職をも命ずること能はざるも、總督府法院判官に就ては右の如き別

段の規程なきを以て、乃ち一般官吏の例に依り之に非職を命ずることを得べし、轉所、轉職、減俸亦同じ。非職は三箇年を経れば免官となるを以て即ち憲法第五十八條の所謂免職の一種なりと爲すの説あらん、然れども非職満期の退官なるものは三箇年經過の効果として更に何等の權力を加へず、單に法規の力に因り當然退官なる事實を生ずるものなれば必ずしも免職と同一視すべきものにあらず。上來陳述の理由に依り左の結果を生ず。

- 一、帝國憲法は性質上臺灣に適用し得べからざる條章を除くの外臺灣に施行せらるゝものと認む。
- 二、臺灣總督府法院判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に依るの外其の職を免ぜらるゝことなきも之に非職（轉所轉職減俸亦同じ）を命ずることを得べし。

臺灣に於ける第二の法令問題は、明治二十九年法律第六十三號の解釋にあり。同法第五條に

現行の法律又は將來發布する法律にして其の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之れを定む。とあり、之が解釋方に二様の別あり、一は絶對的にして、一は比較的なり、絶對的解釋は凡そ法律は其の性質の如何に拘はらず、一切勅令の指定なき以上は臺灣に行はれずとなし、比較的解釋は各法律の性質に依り臺灣に行はるゝものと否らざるものとを區別するにあり。換言すれば法律の性質上臺灣にも行はれ得べきものは勅令の指定を俟たず、當然行はれ其の他の法律は特に勅令の指定あるものに限りに行はると爲すにあり（特に臺灣に施行するの目的を以て制定したる法律が當然臺灣に行はるゝの點は無論論者一致す）今條文中何等の除外例を示さざるを見れば法文の解釋としては到底比較的解釋を容るゝの餘地なし。

然るに絶對的解釋にも依り難き廉は官吏恩給法及官吏遺族扶助法は、未だ右勅令の指定なきも、既に總督府官吏に適用したるの例一にして足らず。縱し未だ先例なしとするも今日に至り始めて官吏恩給法等を臺灣に施行するの勅令を發するが如きは斷じて爲し能はざることなれば、勢ひ同法は性質上既に臺灣に行はれ居るものと解せざるを得ざるにあり。或は客年法律第七十八號（總督府所屬職員に官吏恩給法及官吏遺族扶助法適用の件）は既に同法の施行を前提となすを以て別に勅令の指定を要せずして同法は臺灣に行はれたりとなすの説あらん。然れども是れ即ち絶對的解釋にあらざるなり。次に夫の法院

が疑獄事件の被告人證人等の家宅捜査を爲したるの根據は刑事訴訟法を準用せりと云ふに過ぎざるも、何等據る所なくして法律を準用するは不穩當なるに由り、寧ろ法律第六十三號を比較的に解釋し已に刑法の行はるゝ以上は刑事訴訟法は當然行はるゝものとなすときは、夫の家宅捜査一條は不法行爲たるを免るゝに庶からんか、然れども此の如く解するとき同法の全部を施行せざるべからずして、從來の實行と明に背馳すべし。其の他民法及民事訴訟法附則等に付ても亦同じ。此の點より見るときは比較的解釋は從來の實行に照して到底行はれ得べきにあらず。

今法律第六十三號制定當時の公文に徴するも此の疑問に解答を與ふるに足るべき材料なく、其の施行以來の解釋に付ては右の如く區々に涉り歸一する所なく不都合少からず。今に於て速かに其の解釋を一定し其の果して臺灣に施行すべきものは速かに之れを施行すべく、而して事宜に依りては法律第六十三號を改正するの必要も之れなきにあらざるべし。

臺灣に於ける第三の法令問題は命令(勅令、閣令、省令)の臺灣に行はるゝ標目如何とす。右は第一の問題に於て叙述したるが如く其の性質に依りて判斷するを至當とす。而して今日迄の實行も亦大體之れに外ならざるなり。

附言 臺灣に關する内閣及大藏省遞信省の主管事務に付ては閣令又は省令を發する場合あり。但し果して如何なる勅令等は臺灣に行はれ如何なる勅令等は行はれざるやの各問題に至ては人々自ら意見を異にするを免れず、小官の見る所を以てすれば性質上當然臺灣に行はるべき勅令にして今尙ほ實際施行せられざるもの之れあるが如し。例へば官有財産の管理に關する勅令の如き是なり。

臺灣に於ける第四の法令問題は總督の發したる命令(府令、日令、訓令等)中法律勅令に違背したるものなきや否にあり。小官の見る所に依れば夫の衛生巡察員職務規程の如きは單に總督の決裁に係る内規に過ぎざるも、巡察員の職務たるや阿片烟膏の吸食特許者の家宅請賣店又は吸食所を臨檢し必要に應じ烟膏に嚴封を施して保管せしめ、又は烟膏の鑑定を要するときは其の幾分を徴するに依るを以て、法律又は律令を以て定めざるべからざる事項に屬せり。又死刑執行規則の如きも亦法律又は律令の規程に依らざるべからざるに拘はらず、本年府令第三十三號を以て規定したるものなり。右の外精細に各種の府令、日令、訓令、訓示等に就き一々攻究を爲さば、他に類似のもの多々之れあるべきを信す。

右は總督府の發したる命令等に關す今若し各地方縣廳の發したる縣令、廳令以下を精査せば或は思半に過ぐるものあら

ん。臺灣に於ける第五の法令問題は法律第六十三號(同法の効力は三箇年を限る)廢止の上は同法に基き發したる律令は當然其效力を失ふべきや否にあり。此の問題は今直に決定せざるべからざるの必要なきも、今後一箇年半に至らば必ず之れが明解を與ふるの實用を生ぜん。其第一説は凡そ律令は法律第六十三號の委任に基きて發せられたるものなれば、其根本法の廢止と同時に當然消滅すべしと云ふに在り。其の第二説は之れに反し律令は法律第六十三號の委任に基くと雖其の既に發せられたる上は獨立して生存するものなり。故に特に之れが廢止の手續を盡さざる限は依然として效力を有すと爲すにあり。此の二説を比較するに前説は稍々理由に乏しきの感あるも、固より一應の理由なきにあざれば、明確に本問を解決し置くの必要ありと信す。

臺灣に於ける第六の法令問題は會計法施行の利害得失にあり。會計法は臺灣に行はれ難しとの説を爲す者ありと雖、其の要點は頗る之れを捕捉するに苦しむ。中に就き多少採るべきの説なきにあらざるも、其の大半は無稽の妄言に過ぎず先づ會計法の施行を非難する第一の理由は臺灣は民智の程度内地に比し大差ありと云ふにあり。然れども會計法の目的たる元來官廳の會計を詳明正確ならしむるにありて其の關はる範圍は決して一般の人民にあらず、單に官廳及重にも物件供給者たる少數の人民に過ぎざれば他の行政事項の如く民智の異なるに従ひ必ずしも法規を異にせざるべからざる理由あることなし。但し物件供給者(讓受者借受者たる場合もあり)たる少數人民との關係に於ては前顯民智論は幾分の理由なきにあざれば別に競争入札の項に於て其の得失を叙説すべし。

民政開始以來の實況に徴するに、會計事務の不整理滯滞は甚だしかりし。然れども是れ當時未だ金庫其の他の機關備はらざりしと、交通の不便土匪の危険の如き特殊の事實ありしと、會計官吏の不熟練なりし等多くは一時限りの原因に歸するものにして、決して會計法の施行に其の咎を歸すべからざるのみならず、却て同法施行の爲め今日仕拂の迹を證明し得るものと云ふべし。

會計法は煩雜なり、不便なり、故に其の施行を停止すべしと云ふは同法の何物たるを辯せざる者の謬論なり。會計法及會計規則以下は煩雜なりとの苦情は既に内地各官廳の往々言ふ所なり。然れども一層大なる弊害を豫防せんが爲め已を得ず、多少の煩雜を忍んで之れを施行するに外ならず。尤も會計に關する法規中多少改正を加へて之れを簡略になすを得べ

き條章之なきにあらず。然れども是れ會計法其の物にあらずして會計規則以下の諸命令にあり。今試に其の二三例を學ぐれば、

- 一、繰越使用は大蔵大臣の承認を要することは會計規則第五十七條の定むる所なり、然るに臺灣は交通不便の爲め各地方廳より年度末日の現在に據り之を總督府に申出て更に總督府より拓殖務省(今日は内閣總理大臣)を經由して大蔵大臣の承認を請求せざるべからずして其の間多くの日子を要す。而して其の承認の通知到達する迄は事業を中止せざるべからざるの不便あり此の點は特に臺灣に就き當分變通を爲すの途を設くるの方事宜に合ふものに似たり。
- 二、分任現金前渡官吏の計算書は主任現金前渡官吏に於て取纏め一計算書に調製して會計検査院に提出せざるべからず(會計規則第九十八條の二及會計検査院所定證明に關する規程)此の總合したる計算書は容易に出來せず、爲めに會計の整理の遲滯を招くを免かれず。此の點も臺灣に於ては分任官吏より直に検査院に證明するの特例を設くるを得策とすべきが如し。

三、隨意契約の範圍の如きも亦會計法に關係なく必要に應じ勅令を以て自在に伸縮するを得べし。

四、官有田園池沼等の貸下(按ずるに舊慣に依れば贖戸なる者あり官に請ひ一歲又は數歲を期し田園池沼等を贖籍し之れに對する税金を納付せるを以て徵稅上大に官廳の煩勞を省略したり)も亦競争入札に付せざるべからず是れ到底臺灣土人の能くする所にあらず寧ろ或る條件を附して隨意契約となす方官民の爲め得策ならん然れども會計法の問題にあらずして官有森林原野特別處分令若くは官有財産管理規程中の改正追加にて足れり。

會計法中強て改正を要するの點を求めば、會計年度開始の期を一二箇月遅ふするに在らんか、是れ豫算の決定公布は毎年多くは三月末に至る爲めに年度開始後久ふして始めて總督府より各地方廳に豫算の配付を令達し得るが如きの不便あるに因る、會計年度改正の議は既に内地に於ても政府及議會の問題となれるものなり。臺灣に於ては競争入札は實行上非常の困難あり。此の點に於ては内地に比すれば幾分か寛裕なる方針を取るの已むを得ざるを認む。臺灣官吏腐敗の世評轟々たる今日に在て隨意契約の途を擴張するは政策上得失如何の疑問を生ずべきも、到底實際の必要に打ち勝つ能はざるなり今特に臺灣に隨意契約の途を擴充するの必要なる理由を列擧すれば左の如し。

- 一、廳舎、宿舍、監獄の建築並に道路開鑿其の他の土木工事は孰れも極めて急施を要すること。
 - 二、工事甚だ大に且つ其の數甚だ多く概ね同時に施行を要する事。
 - 三、一箇年中數月間は降雨期にして其間工事に從事するを得ざるを以て内地に比すれば工事の竣成は割合に遅緩なる事
 - 四、内地請負人は十中八九迄は無資力無經驗の徒なり故に資力續かず中途工事を中止するの虞あること。
 - 五、身元保證金を高むれば無資力者を排斥するを得べきも高きに失するときは元と金融逼迫の地なるが故に正業者も亦入札を爲さざるに至るべく又二年以上工事に從事したる證明の如きは殆んど效用なきこと。
 - 六、盡く直營工事を爲すは到底實行し能はず殊に監督技手に乏しきこと。
 - 七、内地人より土人の方却て請負金額少く又工事丁寧なることに於て優れること。
 - 八、土人には競争契約の如きは夢想せざる所にて到底其の手續等を履行し得ざること。
 - 九、往々入札人絶無にして結局隨意契約又は直轄工事を區別し能はざるの狀況にして競争入札は有名無實となること。
- 之れを要するに會計法を指して煩雜なり不便なりと爲すは殆んど架空の言たるに似たり。但し會計規則、會計検査院證明規程、官有財産の管理處分に關する規程等の勅令、省令以下の中に就き實驗に照し多少不便煩累の條章あるを以て之れに相當の加除改正を加ふれば足れり。會計法は別に停止するを要せず又敢て加正を加ふるを要せざるなり。

第七法 院

臺灣總督府法院條例に依り現に高等法院覆審法院各一箇地方法院十三箇あり、其の現在員は各地方法院に院長兼任の判官一人あるのみ(往々地方高等官中より判官を兼ねる者あるも實際に事件を取扱はざるを例とす、臺南、臺北、地方法院を除く)檢察官は近來數名の新任ありたるも従來は各地方法院とも一人の專任者なく多くは下級の警部之れを代理するに止まれり。之れを定員令の定むる員數に比すれば僅かに其の三分の一許に過ぎざるのみならず、判官にして偶々疾病事故あるときは裁判事務は爲めに往々中止せざるを得ざるの實況なり。裁判は今日漢語及土語の複通譯を用うるの已むを得ざる狀況なるが上に、判官は土地の事情に通ぜざるが爲め毎事件に多くの日子を費すを常とす。之れに加ふるに事件の數は重なる地方の

法院に在ては民事刑事共割合に多し、一般に臺灣人健訟の風あり。殊に臺南地方を然りとす。是故に裁判事務は非常に停滞するを免れず。

今左に法院に關する改良意見を述べれば、

一、現在の十三箇の地方法院を五箇若しくは六箇に減じ其他は法院條例第三條に依り總て定期の出張所と爲し判官檢察官は定期毎に出張して裁判事務に従はしむべし、現在の十三箇地方法院中事件の寡少なるもの又は相接近せるもの、如きは別箇の法院として常置するの必要なきを以て全く之を廢廳するか又は出張所となすべし。例せば埔里社、雲林、澎湖島、恒春、彰化、宜蘭、苗栗の各地方法院の如きは是なり、此の如くなるときは大に經費を節約し、其の剩餘を以て各法院に充分の職員を置くを得るの利あり。

判官は各地方法院に二名以上の専任者を置くべし。臺北及臺南は事件の數多きを以て四名又は五名の専任判官を置くを要す。又檢察官は各地方法院に少くとも一名の専任官を置き、臺北、臺南には特に二名若しくは三名の専任檢察官を置くを要す。地方高等官中より便宜兼任せしむるものは右の外たるべし。

二、法院の階級は二審に止め高等法院を廢止すること。

三審の裁判制度は外觀の美は美なりと雖臺灣に斯る複雑なる進歩せる制度を採用するは時機尙ほ早し、或は三審制度を採用し終審は長崎控訴院をして擔任せしむべしとの一説あり。然れども同院が内地と法律を異にする臺灣の裁判事件の終審を擔任するは事理尙當ならざるに似たり。又夫の臺灣の法院を内地裁判所同様の系統に屬せしむべしとの説に對しても亦時機尙ほ早しと謂はざるを得ざるなり。

法院條例第四條は裁判所構成法に於て判事たるの資格を有するものにあらざれば判官に任ずることを得ず、但し地方法院判官は當分の内右の資格を要せずと規定したり、右地方法院判官は特別任用の規程は法院創設の際に於ては多少其の必要ありたらんも、今日に在ては之を廢止するも敢て實際に支障なかるべきを信ず。此の如く一方は判官の資格を定めて内地の判事と同じからしむると同時に、他の方に於ては判官の獨立を保障すること亦内地の判事と同ふすべし。而して其の懲戒法も亦速に之を制定し以て今日の欠點を補ふべし右は土民に對して裁判官の威嚴を維持する爲め及適當の裁判官

を得る爲め殊に新條約實施の準備の爲め必要な事項ならん。

右は勿論現行法院條例を改正せざれば實行し能はざる所の事項に屬す。

或は説を爲すものあり、地方法院長は知事廳長に覆審院長は民政局長に高等法院長は總督に各々兼任せしむべしと、然れども是れ斷じて其の可なるを見ず。又新條約實施の準備としても餘り保守退歩的裁判制度を採用するは得策にあらざるべし、從來行政官と司法官と相反目したるが如き形跡あるは偶々生じたる變則の出來事なれば、單に此の點を論據として行政官、司法官相兼任せしむるの説を爲すは小局に拘泥するの論たるを免れず。

次に檢察官の職務を全く地方警察に委すべしとの説あり。此の理由とする所は全く歴史的なり即ち從來各地方法院には専任の檢察官一人もなく、多くは無經驗の下級警部をして其の職務を代理せしめたるが故に、或は職責を全ふするの能力なきあり、或は職權を濫用するありて因て起りたるの弊害少からざりしに依り、寧ろ檢察事務は知事廳長の指揮監督の下に於て警察官をして當然兼掌せしむべしと云ふに外ならず。此の説や已に今日専任檢察官を常置するの方針に決定したる以上は自ら根據を失ふに至らん。

通譯は漢語に通ずる内地人及臺灣人を用ふるを例とす、而して是等臺灣人は理想に乏しく殊に法律思想皆無なるを以て通釋の際に錯誤の虞あるのみならず裁判上往々惡弊あるを聞く。或土語通譯の如きは法廷に於て被告人に賄賂を要請したりとの説あり、故に一日も速かに土語を能くする内地人を養成して之れに代ふの必要あり、若し今日の儘なるときは新條約實施の時に至り歐米人と土人との關係事件の裁判の如きは非常なる混雜を來すべきや明白なり。

辯護士も各地追々増加の有様なり臺北には現に十名前後の正則辯護士あらん。臺南の如きも已に數名あり而して變則(もぐり)辯護士に至ては遙に多數なるべきを信ず。是等變則者流に至ては或は土民を欺騙し或は之れを脅嚇し金錢物品を横取するが如きこと敢て珍しとなさず。追々右の取締法を設定するの必要顯著なるに至らん。

第八 交通機關

一、道路

臺灣の經營は道路の開築を爲し以て交通の便を開くを以て最大急務の一となす。已に總論の部に於て述べ

たるが如く、交通機關としての道路は未だ臺灣に存在せずと云ふも強て過言にあらず。夫の新竹より苗栗、臺中、彰化、嘉義、臺南、鳳山を経て東港に至る縦貫幹路の如きすら降雨出水の爲め諸處破壊甚だしきのみならず、元來橋梁もなく渡船もなきの溪河を横断すること數十なるを以て交通遮断に至ること屢々なり。其他枝線に至りては、新に修築したる十箇内外の短距離間の道路の外は孰れも鳥道獸運とも稱すべく、多くは畦畔又は河床を往來するに止まれり。右の外打狗嘉義間、臺中彰化間に輕便鐵道の設ありと雖是れ軍用にして一般行通の用に供せざるのみならず、其の效力も亦至て薄弱なり。加ふるに出水の爲め橋梁陥落し不通に陥ること多し。

降雨の危険多きを以て一般に道路の修築維持困難なり。其最も困難なるは數多の溪河を横断せざるべからざる縦貫幹路に在りとす。此等河川は一降雨毎に出水し其の大なるものは里餘を氾濫するのみならず、河身も亦出水毎に變更するものあり。故に橋梁の架設は甚だ困難を感ぜざるを得ず。其の架設方は全河身を蔽ふべき極めて堅牢なる築造をなすか、否らすれば失費の極めて少き簡易輕便にして破損毎に容易に修理し得べき築造をなすか二者其一を採らざるべからず。其中間を断じて不可なり。然れども今日政府の財政上の都合もあり、又河流の強弱河身の異動堤防の築造等に付ては充分の調査を要すべきを以て到底前者は今日に於て採用すべからざるの事に屬す。果して然らば勢ひ簡易なる方法に依り且つ速成を期せざるを得ず。例へば舟橋可なり竹筏其の他の渡船(流失を防禦するに足るの設備をなし)亦可ならん。夫の舊來の慣行たる義渡田の制の如き亦た大に之を利用するを得策とす。而して一方に於ては河身の一定し河幅の狭きものには財政上の都合を見計ひ漸次堅牢なる橋梁を架設するの方針を採るべし。

二、鐵道 軍用上、政治上、社會上鐵道敷設の急務なる事は今更茲に贅するを要せず。然るに其の建設及經營の困難は敷設貫通の成否を疑はしむるものあり。先づ建設工事困難とは他なし、則ち大小の河川夥しきが爲め橋梁の架設に多額を要し到底私設會社の堪ゆる所にあらざるの一事に在り。打狗臺南間は工事割合に容易なるべく又新竹苗栗間も左迄甚だしき困難なかるべきも、苗栗嘉義間に至ては鐵道の貫通當分望みなしと云ふも可なり。右の外降雨激甚なるを以て之に應ずる相當の準備を要すべく、其他の鐵道建設に要する勞力材料等の割合に高價なるが如きも、亦建設上の困難にあらずんばあらざるなり。次に經營上の困難を擧ぐれば、先づ收益の少きことは其の第一に在るべし。夫の劉銘傳の敷設に係る

基隆新竹間の鐵道は今日收支相償はざるは人の能く知る所なり。蓋し基隆臺北間は多少の純益あるも臺北新竹間は却て幾分の損耗あるを以て差引損失に歸するもの、如し。抑基隆新竹間の如きは交通尤も頻繁にして貨物の輸送も亦相應に多し然るに尙ほ此の如く、其の他の地方は推して知るべきなり。蓋し臺灣の産物は其の產地(山手)より横に東西海岸に輸出し縦に南北間に輸送するもの殆んど之なし。隨て南北縦貫の鐵道便に倚るものは至て稀少なるべし。但し港灣の修築完成し道路充分に開くるに至らば、大に鐵道の效用を顯はすべきも、今日の狀況を以てすれば經營上收支相償ふを得るは至難の事なるを信す。又右の外、天然的並に人爲的危険(降雨出水の爲の破壊並に匪賊蕃人の危険)あるは經營上一層の困難を感ぜしむべきは必然の勢なり。

以上掲記したる建設上並に經營上の困難は、鐵道の官設なると私設なるとに依りて區別の存すべきにあらず。然れども其の困難に打勝ち得べきかの有無は官設と私設とに依り大差なき能はず。現在計畫中の縦貫鐵道にして官設に係るとせば敢て其の成否を顧慮するを要せざるも、私設會社の營利事業としては大に其の成否を危まざるを得ざるなり。

三、築港 築港の必要なるは已に總論の部に於て述べたるが如し。臺灣沿岸中總かに支那形船舶のみの繫泊に堪ゆるの港は其の數決して乏しからずと雖、眞に港たるの資格を具備するものは基隆を除くの外一港も之なしと云ふも過言に非ず。今や基隆築港の調査は着々其の歩を進めり。若し其築港了はり縦貫鐵道竣功せば、内地と臺灣及臺灣と米國との貿易に付ては實に基隆は猶今日の厦門の如くなるを得べし。然れども單に基隆の一港を以て足れりと爲すが如きは大局に通ぜざるの論たるや勿論なり。何となれば基隆は極北の港口たるを以て未だ本島南部と對岸地方との關係を満足せしむるに足らず、基隆の外南方に於て少なくとも一の良港なかるべからざればなり。淡水港以南各所港灣なきにあらず就中鹿港の如きは支那形船舶に依れる厦門貿易の中心として又安平の如き臺灣中最大の古都たる臺南に對する關係よりして從來著名の港たりしに相違なきも今や孰れも滿目長沙淺礁に化し、汽船の如き數里の沖合に繫泊するに止まり、風濤を凌ぐべき港口なきが爲め貨物の積卸旅客の上下に甚だしき困難を見る。故に是等各港は多費を抛ちて修築するの價値なきこと固よりなり。唯打狗の一港は其の位置より見るも將に港口の形勢より見るも自からは等諸港中に冠絶せり、然れども其港の入口甚だ狹隘にして且つ暗礁あり、又港口外に淺洲あり辛ふじて五百噸未滿の船舶を出入するに堪ゆるに止まり、大船は港外に

繫泊するを常とす。故に一旦風濤甚だしきときは貨物の積卸旅客の上下は勿論其の碇泊さへ困難なるを以て港口外に在る大船は澎湖島に避難（安平港も亦然り）し其の鎮靜するを待ちて寄港するの有機なり。然れども之に多少の人工を加へ港の入口を廣くし、口外の淺洲を浚渫し以て大船の出入に便せば、南方第一の良港として厦門、香港、真蘇等に對し貿易上最大なる便宜を得るに至らん。

打狗の築港は縦貫鐵道の貫通と相待て益々其の效用を顯はす可し。設令縦貫鐵道の竣功するも南方に適當の港灣なきときは其の本來の效用を顯はし能はざるや明白なり。而して其の未だ竣功せざる間に於ては陸路の不便を補ふは必ず、海路の便を以てせざるべからず。然るに今日適當の良港なきが爲め海路險惡の季節に在ては往々數十日間南北間の航運の遮斷せらるゝことあり。然らば則ち鐵道竣功せざるの日に在ては港灣修築を以て其不便を救済するの外途なきこと信す。支那政府は曾て打狗の築港を企畫せることあり。其の經費は僅かに十萬兩なりしと聞く、是れ無論姑息の計畫に過ぎざりしものならん。今日同港の修築を完成せんと欲せば決して斯る少額を以て足るものにあらざるべし。然れども今試みに常識を以て判斷するに規模の大小と云ひ工事の難易と云ひ、基隆修築費の半に及ばざるべきを認む。

説を爲すものあり。一旦港口外を浚渫するも溪河の流出せる泥砂の爲め久しからずして之を填埋するに至らんと、然れども泥砂（森林濫伐に關係あるを以て森林經營の途立つに至らば多少其の流出を減少するに至らんか）の爲め海岸の填埋するは西海岸に至る所として然らざるはなし、故に單に此理由を以て築港を躊躇せんか西海岸には永久良港を有する能はざるべし。今夫築港の調査なるものは單に浚渫の方法經費に限らず併せて其の維持の方法及經費（年々填埋の程度も）を調査するに在るべし。而して右維持の爲め到底年々財政の容さざる費額を要せば則ち已む。苟も然らず（事實亦然らずと信す）とせば之を築港の爲めに得る所の便益に比し其の輕重如何を顧るべきのみ。

最南端に南灣あり。東海岸に蘇澳あり。修築を加ふれば孰れも良港たるを得べきも其の位置一方に偏在しあるは基隆及打狗の兩港口なりとす。淡水は臺北に接近し淡水河運の便あり。且つ支那福州地方の要衝に當るを以て、基隆打狗に次で修築を加ふるの必要あらん。

打狗築港の經費は數年間の繼續費として支出するも可ならん。或は其の爲めに特に公債を募集するも亦不可なからん。

而して入港の船舶に對して特に入港税を課し公債の利子乃至償還に充るも亦一策なるべし。

打狗築港の必要果して右の如しとせば、其の調査に着手するは實に焦眉の急務に屬す。政府は本年度又は翌年度の追加豫算として今回の議會に其の調査費の請求あらんことを切望す。

第二節 石塚總督の參事官長時代

大日本主義鼓吹者 || 政治顧問の英人カークウッド問題 || 樽俎折衝

よく君命を辱しめず || 意氣揚々凱歌を奏して歸府せり

東郷農學博士の『植民夜話』に

神代この方變らぬものは

水の流れと戀の道

獨り靜かにこの唄を誦して見ると、雄大なる自然と、至高なる人生とが限りなき調和を保ちつゝ永遠に流れ、莊嚴なる宇宙の一大真理を物語るが如き感なきを得ない。然るにもう一つ水の流れと俱に萬古不易の『流れ』が世界の隅から隅に普きつゝあるのを忘れてはならぬ。それはいふまでもなく『人間そのものゝ流れ』である。即ち世界の歴史は人類移動『人の流れ』の歴史であり、又植民發展の記録である。世間には『植民政策』とか『海外發展』とか云へば直ちに牛酪や乾酪と同じ様に近年外國から輸入したものゝ如く考へて居る人が多ければ其の『植民政策』にせよ『海外發展』にせよ何れも我建國以來の一大國是で『大日本主義』は實に我建國の大精神である。『人の流れと戀の道』この二つは我邦に於ける神代この方向等變りがない。云々。

我國の植民的活動は遠く神代より始まりたるは謂ふまでもなし。日本民族が水天彷彿の海波を破りて此の土に來たりたるものにして特に天より降りたる神人なりとなすは、是れ事實を詩化し神祕化したるものなり。斯の如く神祕的建國史を有する我が祖先が如何に詩感に高かりしか、吾人の祖先の懐ける信條は特に天より降りたる神人なりといふ至純崇高なる觀念が肇國三千年炳乎として日月と共に渝らざる所以なり。

然して我等の祖先は一言にして盡せば文明の消化力を有し、最も強度の膨脹性と活動力を具備せる進歩的種族にして積極の功業心と彈力に富める植民思想は舊天地と舊文物に齷齪するを許さず、獨立と創造の霸氣は遂ひに絃を離るゝ矢の如く躍出したり。之れ吾人祖先の特性にして此の特性に驅られたる崇高なる理想に導かれて、東洋の新天地に躍動せられたるもの也。故に我國三千年の歴史は一貫し來たりて其陶冶訓練されたる民族の特性と理想とは今尙新たなるが如く、三千年の抱負と理想とは三千年後の今日の抱負と理想とに相等しかるべし。詳言すれば我國の民族的精神は豪健勇武の遠征團にして、其抱負は大、其意氣は豪、其情は熾、之れが爲めに民族的自覺を生じ、之れが爲めに特殊の國家を建設し、之れが爲めに特殊民族を養成して、國土の氣象と、風物との摩擦より生じたる火氣は、遂ひに大和魂の原料となり、武士道なるもの即ち之れに胚胎し、義に死し國に殉するてふ皇國中心主義は國土の確保を一層鞏固に築きたるもの也。

斯の如き建國史を有す我等國民は、三千年後の明治の御代に於て清國と戦つて臺灣を割取したり。其當時に於ける我國の爲政者は臺灣をして如何なる統治を行はんとせるか、植民第一の試金石として列國環視の下に物論紛然たるものありき。當時日本人が果して異人種を統治する能力ありや否やを論議する外人多く、彼の碩儒を以て聞えたるルロアポウリーの如きは、世界の民族を四級に分ち、第一級は歐洲人にして、他人を統治するの能力ありと斷じ、第二は日本及支那の如きは自ら自國を治るに止まりて、他人を治むるの能力なしと説き、植民は唯だ歐洲人に限るが如き斷見を示したり（竹越三又氏の臺灣統治論參照）世界の植民國として多くの失敗を招きたる佛國人の如きは自己の辛酸なる經驗より日本の植民を觀察

して其の前途を疑ひ、英國の如きは世界の植民は恰も自己の專賣なるが如き態度を以て我が統治の能力を疑ふ。斯の如く内外の疑惑と攻撃とに圍繞されたる當時の爲政家も亦幾多の疑問を差挟まざるを得ざる有様なりき。

一 我國民の面目を保持したる人

歴代總督統治中、兒玉總督に副ふるに後藤長官の兩雄あるを見ず。而して其の幕賓として統治の樞機に參詣し、審議立案善く本島統治の骨子をなしたる人は、即ち當時の參事官長石塚英藏氏也、世人常に臺灣統治を語るもの兒玉將軍にあらざれば、後藤長官なりと斷ず。而も其の帷幄にありて建議縱横、實際に於て我國植民統治の根本經策を樹てたる石塚氏を説く者罕なるは何ぞや、これ著者の本編ある所以也。

兒玉總督は確かに傑出せる武人政治家にしてよく幕賓を遇し、抱擁の大、矜度の宏量は後藤、石塚の傑物俊髦をして、適所に手腕を發揮せしめたり。當時石塚氏は齡僅かに而立にして、早くも群倫を抜きて兒玉總督の左翼を張れり。變態後藤長官の猪突猪勇をして抑制せしめたるは正に石塚官長なり。長官後藤の猛志硬行をしてよく中正を保たしめたるも亦石塚官長なり、而もよく之れを用ひたる兒玉總督の明斷は、この兩賢佐をして益大たらしめたるもの也。

前項述べたる如く石塚氏は勅參に轉ぜざる以前、法制局にありて既に令名高き參事官たり。當時臺灣が我が版圖に歸せるや、未だ何等の参考圖書なく又原書すらなかりき。斯る時代に於て氏は既に新領土經營に對して一見識を有したり。故に初代民政局長たりし水野遵氏と共に其の統治上に必要なる法制上の諸問題は悉くこの二人の立案審議に拘るものなりといふ。又以て如何に優先的文明の利器たりしかを證するに足るべし。

臺灣に關する著作物其數汗牛充棟も管ならず、然れども兒玉總督時代に於けるカークウド問題を記述したるもの非ざる

は不審といふべし。竹越三又氏の臺灣志を繙くも、杉山茂丸氏の兒玉大將傳を讀むも、大谷誠夫氏の臺灣征討記を見るも説くに土匪掃蕩にあらずんば各般の施設經營に關する諸問題のみ。而も夫れ等のものは殆んど大差なく同一書籍を讀むが如し。著者は石塚氏が參事官長時代に於けるカークウド顧問問題に對して、當時の文獻が餘りに冷淡なるを痛感するものなり。石塚總督が、昭和四年八月二十八日全島の官民聯合歡迎會席上に於てカークウド問題を説きて當時の懷舊談を試みられしは著者等の特に感銘する處なりき。

英邁雄傑を以て鳴り、サーアールを着けたる政治家として其の識見卓抜なる兒玉總督が、中央政府の意を贊してこのカークウドを我が臺灣統治の最高顧問に招聘せんとしたるものなり。當時若しこの問題が實現されたりとするか彼を督府の樞機に參與せしめて、種々なる建議立案等に對して諮問せざるべからず。斯る結果に至らば兒玉總督の面目や如何、否な我が日本帝國の對面を如何にせん。

然るに樺山、桂、乃木の三代總督を送り第四代兒玉總督時代に於て、外人を顧問として臺灣新經營の大任を負はするが如き、苟も日本帝國民として、且つ統治の樞機に參與する要職にあるもの、到底忍びざる處なり。奇警にして非凡なる石塚氏は、新日本建設の爲めに其の意氣の壯烈豪宕は會津武士に見る殉公の精神を以てし、飽くまで歐化主義を排して、我等の領土は我等の手にて拓かんの意態雄傑を示し、之れを後藤長官に談じたり。猪突にして蠻勇なる後藤長官、直ちに之れを快諾し共に相携へて兒玉總督に面し請ふに力氏の顧問不必要を説けり（石塚總督の臺北官民の歡迎會席上の挨拶參照）宜なる哉、兒玉總督は實に名君として孤ならざりき、此兩賢佐の言を直ちに用ひて、其使者として石塚參事官長を撰びたる、總督の用意周到なるは今尙ありくと眼前に見ゆるが如し。蓋し斯る樽俎折衝の任には後藤蠻勇を以て不適任と見たるはいふまでもなし。

世に忠臣なるものあり、而も良臣なる者尠なきは何ぞや。今日の府内有司に於て果して良臣なるものありて、總督百慮

の一失を補ふものありや。唯々諾々、命是れ唯從ふの忠臣多きも旨を受けて自説の公明正義を執つて、上司の威に服せざるの良臣は蓋し罕なるべし。當時の石塚參事官長は確かに良臣なりき。此の良臣ありたるが爲に兒玉總督の威名は更らに天下に冠たらしめたり。即ち外人顧問を斷然一職したる一事の如き今日の官界に於て到底見るべからざるの一大壯舉ならずや。而も當時伊藤首相、芳川内相、井上蔵相等之れを贊し既に閣議に於て決定せる問題として、これを根本的に破らんとする大使命は、一死以て君命に捧ぐるの臣節なくんば何ぞこの大任を完ふし得べけん哉。石塚官長この時に臨んで如何なる感懷ぞありしか。當時歐化主義萬能時代にありてよく之れを斥け、飽くまで大日本主義鼓吹者として歐洲人の後塵を拜するが如き斷じて忍びざる處なりき。

感激と、發奮と、更らに自責の重大とを荷ふて上京し、折衝よく努めて遂ひに芳川内相の容るゝ處となり、凱歌を擧げて歸府せられたり。今日より之を見れば夢の如き一場の物語りなるも、若し夫れこの時、閣議決定を固守されてカークウドの顧問實現せられたりとせんか、兒玉、後藤、石塚の三氏枕を並べて討死の外なかりしならん。論じて茲に至る。臺灣統治上最も重大なる問題として之れを擧ぐれば、土匪の討伐か、あらず。生蕃問題か、あらず。對土民策か、あらず。教育、衛生、土木港灣にもあらず。只茲に特筆大書して本島統治史に燦然たらしめたるものは、即ちこの外人カークウド顧問を排せる問題ならずや。

殊に當時の臺灣は、民族存亡、民氣動き易く、動もすれば草間に活を求むる無頼の遊民が、山澤の流賊と共に土匪と化して良民を苦しむるもの數ふるに違なく、これを鎮壓、平定するに寧日なかりし時なり。斯る際外人顧問を臺灣統治に招聘したりとするか、さなきだに、我が統治に對して種々抗議をなす臺人並に紅毛人崇拜の島民の統禦は容易ならざるものあり。現に高雄の旗後砲臺下に永住的家屋を築きて、醫を以て業となせる元總督府顧問たるマイヤーなるもの、統治上に對して島民を使喚するが如き不穩なる態度ありて屢々北上して總督府に至り種々難辯を付けて厄介極まるものありたり

といふ。即ちこの外人の會見にも石塚官長之れに衝り、折衝よく努め、藹然たる其言、温乎たる其容、時には硬辯勁舌、我が日本帝國に於けるの植民統治の大方針を説きて彼を脱服せしめる等、石塚官長の金口木舌は如何に群倫を抜きしか。斯の如く氏は常に籌を帷幄にめぐらし敗を被りたることなし。尙ほカークウドなるもの、明治三十年一月本島各地に於て、臺灣統治を批評したる演説なるものあり。左に掲げて如何に當時重大なる問題なりしかを喚起すべし。

二 本島統治と英人カークウドの問題

當時各紙に掲載せられたるカークウドの臺灣視察と其の感想

カークウド氏の全島視察

明治三十年十二月九日より司法省顧問カークウド氏は臺灣全島を視察の途に上り縣廳法院、辯務署等の當該官吏に接し、諸般の調査をなしつゝ、あるが十九日出帆の便船にて澎湖島に航し同島の視察を終へ復た臺南へ歸着する豫定なり（三十一年一月一日臺灣新報）

三 各地に於けるカ氏の演説

新竹縣廳に於けるカークウドの演説

明治三十一年一月二十六日午後二時より縣廳に於て臺灣行政に付き二時間に亘り長演説をなした。其の大意を見れば、臺灣は甚だ治し難き所なり、四十年前の日本人をして主治者たらしむるは治し易からんも全地球上無比なる長足の進歩をなし開明國のあらゆる智識を具備したる今日の日本人の腦髓を以て猶ほ蒙昧の域を脱せざる臺灣人を治する事甚だ難しといふべし。顧みて歐洲列國は如何なる念慮を以て臺灣を環視しつゝあるかといふに彼等は日本人が最も驚くべき長足の進歩を爲したるを認めたり。又日本人が優に開明諸國と比肩する程の戰鬪力ある軍隊を有するを認め其他法律規則に至るまで優に開明諸國に劣らざる進歩を爲したる事を認むるも唯だ其の日本人が果して新領土の國民を治するの能力を有するや否やといふに至つては未だ認むる處なし、如斯なるは日本人特に主治者たる日本人は深く此の點に細心留意して大國民たるの腦髓を以て濫りに舊慣を打破する事出來得る限り堪忍を以て漸次臺灣をして開明の域に導くの方針を以て爲政の大本となすこと最も必要なるべし。或る外國の例を引き細密に演ぜられ尙官吏其他在臺内地人を警戒する處あり。終りに臨み、國語學校を増加せんと企つる者あるやに聞ゆれども其の必要を感じず、現今の儘にて充分なりと言ひ是又例を擧げて細密演説せらるゝあり。

臺北縣に於けるカークウドの演説

カークウドは明治三十一年二月十四日臺北縣廳に於て臨時諮問會參集せる同縣下辯務署長の爲めに一場の演説を試みたり、要は當臺灣に在つては下級行政機關として直接民衆と相離るべからざる關係を有するは先づ辯務署なるべければ尙も長として民衆に臨むものは常に克く此の意を體せずんばあるべからず、予は不日上京すべければ十分諸君の爲に責任の重を世に紹介する處あらんとす。